



平成26年度
企業のFTA活用策

国際貿易投資研究所編

2015 年 3 月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



RING!RING!
プロジェクト

この報告書は、競輪の補助金により作成しました。

<http://ringring-keirin.jp>



はじめに

国・地域間の関税および非関税措置を削減・撤廃する FTA（自由貿易協定）は、WTO の多国間交渉が行き詰まるなか、2000 年以降発効件数が急速に増加した。同じく 2000 年以降に世界の貿易額は著しく増加、FTA は世界の貿易を大きく促進した。関税の自由化に伴い FTA の利用は年々増加し、企業は FTA を考慮した生産拠点の再編成といった動きも見せている。また、交渉が進む TPP（環太平洋経済連携協定）が妥結すれば、我が国の貿易にも大きな影響を与えるだろう。

このように FTA がますます重要となる状況において、韓国では 2012 年に「FTA 貿易総合支援センター」が設立されるなど、政府が積極的に FTA の活用を支援している。一方、我が国では関連の政府機関等が FTA の周知及び活用を支援しているが、特に中堅・中小企業にとっては FTA の活用方法について十分な情報が提供されているとは言い難い。多くの企業は FTA の利用により関税の節約が可能で、コストの削減に繋がることは理解している。しかし、FTA がもたらす具体的な効果や運用において直面する問題に触れている資料は決して多くは無い。そこで、今回は我が国の企業にとって関係の深い東アジア地域を中心に、FTA を利用している、または利用を検討している企業を主な対象として報告書を作成した。

報告書は 5 つの章で構成されており、第 1 章では企業の FTA の利用状況と、今後重要となる非関税障壁の撤廃およびサービス貿易、投資、人の移動、政府調達といった分野での FTA の利用可能性を取り上げた。第 2 章は企業が FTA を活用する際に直面する課題を具体的に上げ、必要とされる支援・制度の提言を行っている。第 3 章は東アジア地域の貿易動向の近年の変化と、FTA の税率から関税の削減額を試算し FTA の効果を業種別に明らかにした。第 4 章では、日本企業が数多く進出しているタイにおける FTA の活用状況、および日本-タイ間で発生している FTA の運用上の問題を紹介した。第 5 章は北陸地域を対象に、主要な産業である繊維産業と地域企業による FTA の活用の事例を取り上げている。

なお、各論文で示された見解は、執筆者の属する組織・機関および国際貿易投資研究所の公式見解ではないことにご留意頂きたい。本報告書が FTA の利用に関心を持つ各位にとって参考となり、我が国の貿易の拡大に資することが出来れば幸いである。

平成 27 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 旨

第1章 企業の FTA 利用の可能性

企業による FTA 利用は着実に増加している。FTA は一義的には関税支払の節減のために利用されるが、重要性を増しているのは生産ネットワークの構築を目的とする FTA 利用である。これは戦略的な FTA 利用であり、代表的な事例は ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の ASEAN 域内の生産拠点の再編のための利用である。ASEAN+1FTA や交渉中の TPP も戦略的に利用される FTA となろう。

FTA の利用は関税撤廃が中心だったが、今後はその他の分野での利用にも注目すべきである。先進国では農業分野を除き工業製品関税は引下げられてきているからだ。非関税障壁の撤廃は EU が重視しており、EU 韓国 FTA では特定産業の非関税障壁撤廃が規定された。日 EUFTA では非関税障壁が交渉の焦点となっており、AFTA でも取り組みを始めた。

サービス貿易では、WTO のサービス貿易協定 (GATS) での約束を上回る自由化を FTA でどこまで実現できるかがポイントとなる。GATS の約束レベルは低く、とくに途上国では FTA でサービス投資 (モード 3) の自由化範囲を拡大することが望まれる。

投資は WTO ではサービスを除き協定がない。そのため、FTA での自由化交渉は重要である。途上国は投資誘致のための自由化政策を進めているが、全ての国を対象とする自由化レベルを上回る自由化が FTA 交渉の目的となる。

第3 国間の FTA によるサービス、投資の自由化を日本企業が利用することは可能である。

FTA のサービスと投資自由化規定には、「利益の否認」規定により FTA 当事国の企業以外は自由化の恩恵の対象外となっているが、「実質的に事業を行っている」企業は恩恵の対象となるからだ。

政府調達も FTA により市場参入が可能となる分野であり、TPP により WTO の政府調達協定に参加していない TPP 参加国の政府調達への参加の道が開けるだろう。

第2章 企業から見た FTA の利用と課題

FTA の締結は、企業が FTA を活用して関税の減免を享受できて始めてメリットがある。だが、実際に企業が関税減免のメリットを享受するには、いくつかの障壁がある。

企業が FTA による輸入関税の減免を受けるためには、輸入者が輸入税関に対し、FTA 原産地証明書を提示しなくてはならない。その FTA 原産地証明書の申請は輸出者が行う。そ

の際、輸入者と価格交渉等の十分な事前協議をせず、輸入者から言われるままに FTA 原産地証明書を取得すると、輸出者はコストとコンプライアンス上のリスクのみを負うことになる。輸出振興に資する FTA 活用を促進させたいと考えた場合には、輸出国側で十分な情報提供と FTA 活用のノウハウを持った人材育成が不可欠である。

また、FTA を活用する際には、HS コードや FTA の税率、原産地規則など、多くの情報を収集しなくてはならない。企業は輸出相手国ごとに、異なる形式のデータベースを検索するなど、協定の原文を地道に調べる必要がある。その労力もコストに上乗せされる。

FTA 活用上の課題は、少しずつ解決されつつあるが、FTA 活用時の HS コードの統一、FTA に関するデータベースや相談窓口、事前教示制度の整備、原産地証明書の価格記載要件撤廃及び電子化などについては、更なる改善が期待される。

第 3 章 東アジア地域の貿易動向と輸入コストへの影響

2000 年以降の世界貿易は、輸出における中国の急速な拡大と日本の伸び悩みが特徴的であった。東アジア地域では従来、日本の輸出拡大をけん引してきた機械・電機において日本のシェアが急速に減少、中国が大きく台頭した。また、ASEAN の各国も輸出を拡大しており、タイは輸送機械・部品、ベトナムは機械・電機で各国におけるシェアを高めつつある。

こうした貿易構造の変化と同時に、FTA の発効件数も大幅に増加した。FTA による関税の削減は製品のコスト競争力の増加につながるが、今回調査した ASEAN 自由貿易協定 (AFTA)、ASEAN 中国自由貿易協定 (ACFTA)、そして日本との間に締結された日本－タイ経済連携協定 (JTEPA)、日本－インドネシア経済連携協定 (JIEPA) を比較すると、日本との JTEPA、JIEPA は他の FTA に比べて関税削減がもたらす効果は小さかった。

今後は日本の企業においても、海外の拠点を結ぶ第三国間の FTA を使いこなすことがますます重要になってくる。日本でも AFTA や ACFTA などの第三国間 FTA について、より多くの情報を提供する必要がある。

第 4 章 タイをはじめとした進出企業の FTA 利用状況と課題

1993 年に発効した ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) は、22 年を経た 2015 年、後発加盟国が一部の品目を猶予措置として関税を残している以外は全ての関税を撤廃、完成した。その結果、ASEAN10 カ国の自由化率は 90% 台半ばに達し、AFTA は高水準の FTA となった。

ASEAN の域内統合の柱である AFTA は、東アジア経済統合の核となり、今や ASEAN は東アジアで 5 つの FTA を構築するまでになった。これら 5 つの ASEAN+1FTA も、関税の低減に伴い、FTA 利用率は年々高まるとともに、企業は最適地での集中生産・相互補完を求め、拠点の統廃合が活発化するなど、東アジア大で FTA がもたらしたインパクトは大きい。

しかし、5 つの ASEAN+1FTA は、各々自由化率のみならず、利用条件、原産地規則も異なる。これが利用企業の負担となっている。更に、実務ベースでは、輸出入国での関税番号の相違、Back to Back とり・インボイスの併用の否認、関税番号変更基準を用いた累積に関する関係当局間の認識の相違など、FTA を利用する上で様々な問題が発生している。これら問題を抱えながらも、FTA は企業にとって欠くことの出来ないインフラとなっている。

第 5 章 北陸企業のグローバル化と FTA 利用ー繊維産業と ASEAN を中心にー

海外取引における FTA（自由貿易協定）の利用は着実に拡大しつつある。しかし地方においては大都市圏と異なり中堅・中小企業が主体となることから、グローバル企業の国際化戦略とは同列に論じることとはできない。ここでは北陸三県の現況と、各県において共通してシェアの高い繊維産業を中心に議論をする。近年の繊維製品輸入は中国からの比率が減少傾向にあり、替わって ASEAN からの輸入が拡大しつつある。

ASEAN 各国における繊維産業の工程別の発展段階の違いが見られる。また ASEAN からの繊維製品輸入に際して、関税の減免を受けるための特惠関税利用や、ASEAN 各国との二国間、包括的 EPA の利用がおこなわれている。繊維製品に関しては原産性の判断が複雑で、各工程でどのような部材が生産、調達され加工されているかの工程基準を理解して制度を利用する必要がある。

目 次

第 1 章 企業の FTA 利用の可能性	1
----------------------------	---

亜細亜大学 アジア研究所 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
石川 幸一

第 2 章 企業から見た FTA の利用と課題	24
-------------------------------	----

パナソニック(株) 渉外本部 国際渉外グループ 主幹
上之山 陽子

第 3 章 東アジア地域の貿易動向と輸入コストへの影響	40
-----------------------------------	----

(一財) 国際貿易投資研究所 主任研究員
吉岡 武臣

第 4 章 タイをはじめとした進出企業の FTA 利用状況と課題	71
--	----

中央大学 経済研究所 客員研究員
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
助川 成也

第 5 章 北陸企業のグローバル化と FTA 利用－繊維産業と ASEAN を中心に－	100
---	-----

福井県立大学 地域経済研究所 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
春日 尚雄

第1章 企業のFTA利用の可能性

亜細亜大学 アジア研究所 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
石川 幸一

はじめに

FTAについては、一時期利用されていないとの報道がなされたことがあり、また、AFTAについても効果も利用もないと酷評されていたこともあった。しかし、政府や関係機関のFTA利用促進策などによりFTAおよびその効果が徐々に周知されるようになったこと、締結・発効したFTA数が増加し、関税削減・撤廃品目も増加したことなどから、企業によるFTAの利用は確実に増加している。また、AFTAは日本企業が最も良く利用する第3国間のFTAとなっている。物品の貿易（関税撤廃）分野での企業によるFTAの利用状況と問題点については、関係機関や企業からのデータ提供や調査結果が明らかにされてきている。一方、サービス貿易、投資などその他の分野については、データや文献は多くない。

本章は、企業によるFTAの利用について、物品の貿易（関税撤廃、非関税障壁撤廃）に加えて、サービス貿易、投資、人の移動、政府調達 の5分野について検討・考察している。

第1節 物品の貿易

1. 生産ネットワーク構築の手段（ツール）としてのFTA

日本のEPA、TPPなど近年交渉・締結されているFTAは、対象分野が極めて広範になっている。しかし、企業がFTAを利用する最大の誘因は関税撤廃（削減）の効果である。国際経済学では、企業の経済効果を静態的效果と動態的效果に分け、静態的效果は①貿易創出効果、②貿易転換効果、動態的效果については、①市場拡大効果、②競争促進効果、③技術拡散効果、④国内制度改革効果、などを指摘している（注1）。一方、企業がFTAを利用する場合の目的は、①関税負担の削減（節税）、②市場アクセスの改善・市場開拓、③生産体制の再編（適地生産・調達）があげられる。こうした目的でFTAを利用することにより、貿易（輸出入）は増加するが、①の場合は貿易額を増加させず現存の貿易を維持しながら節税を行なうことも考えられる。これらの目的は、独立して追求されることもあるが、生産体制を再編・最適地生産→域内相互補完のためAFTAを利用した域内貿易と節税

という形で生産ネットワーク構築のツールとして FTA を戦略的に利用することが重要になっている。

生産体制の再編のための FTA 利用の具体的な事例としては、AFTA（ASEAN 自由貿易地域）があげられる。ASEAN の先発加盟国のうちのインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの 4 カ国では、1950 年代から開始され 80 年代まで継続した輸入代替工業化政策に対応して日本企業は製造業投資を行った。各国市場は高関税率などにより保護された小規模市場であり、日本企業は各国に生産拠点を設置し、国内市場向けに小規模で比較的多様な品目を生産（多品種少量生産）していた。たとえば、自動車の生産台数が現在 250 万台を超えているタイでも 10 万台を超えたのは 1980 年代であった。各国で同様な製品を小規模に生産していたのである。しかも、規模の経済のメリットを享受できないため高価格だった。

しかし、1993 年に AFTA 創設を目指し、ASEAN 域内関税の段階的削減が開始された。多国籍企業が ASEAN の複数国で生産する製品については、AFTA の前倒し措置である AICO(ASEAN Industrial Cooperation) が 1996 年から実施され、自動車・同部品、家電などの多国籍企業が利用した（注 2）。AFTA は、2003 年に当初の目標である域内関税率の 5%以下への削減を実現し、2010 年には ASEAN6 が域内関税を撤廃した。CLMV は、2015 年（タリフラインの 7%品目は 2018 年）に関税撤廃の予定である。

AICO および AFTA の進展に対応して、日本企業を初め多国籍企業は、①ASEAN 域内取引に AICO あるいは AFTA を利用、②ASEAN 域内の重複生産から最も優位性を持っている拠点での生産に生産体制を再編し、ASEAN 内での相互補完（貿易）を行い、AFTA を利用する、という対応を行なった。その典型的事例として、清水（2013）は、トヨタ自動車が、「1990 年代から BBC スキームと AICO、さらに AFTA に支援されながら ASEAN 域内の主要部品の集中・分業生産と部品の相互補完流通により生産を効率的に行ってきた」と述べ、2004 年からタイで生産を開始した革新的国際多目的車（IMV）は部品を含めて AFTA などを活用した域内分業と現地調達を大幅に拡大することにより、ASEAN 域内での重層的な生産ネットワークを活用して生産されていることを指摘している（注 3）。

現在、こうした生産ネットワークがカンボジア、ラオスにも拡大しつつある。これは、AFTA による関税の削減・撤廃が進展していること、工業団地が整備されてきていること、道路・橋など国境を跨ぐ輸送インフラが整備されてきたことなどによる。

東アジアの FTA ネットワークが形成され始めたのは 21 世紀に入ってからであり、2010

年には ASEAN をハブとする 5 つの FTA（日中韓印豪ニュージーランド）がほぼ形成された。また、二国間 FTA も数多く締結されている。アジア FTA 時代を迎えて、FTA の利用を前提とした輸出入、部品調達、投資などの事業展開が行なわれている。ジェトロの調査によると、たとえばタイの日系企業は日本、ASEAN、インド、韓国、豪州との貿易で FTA を活用している企業の比率が高いなどアジア地域の日系企業が第 3 国間 FTA を含む多くの FTA を利用していることが示されている。今後、TPP が締結されれば、消費市場としての米国を含むサプライチェーン構築のために TPP を使う動きが出てくるであろう。

表 1 タイ、マレーシア、シンガポールの FTA の利用状況（単位：％）

FTA 相手国	タイ		マレーシア		シンガポール
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	33.2	40.6	36.1	27.1	46.0
ASEAN	47.6	52.4	47.3	39.8	43.4
中国	40.4	45.5	45.0	35.2	38.9
インド	35.0	33.3	51.7		36.0
韓国	42.4	39.6		54.2	44.8
豪州	53.8		55.0		21.3

（注）インドネシアなどその他の国については、出所資料に掲載されている。

（出所）日本貿易振興機構アジア大洋州課・中国北アジア課「在アジア・オセアニア日系企業実態調査（2014 年度調査）」

2. FTA の利用状況

（1）米国、韓国、ASEAN の FTA 利用状況

FTA の利用状況を的確に把握することは難しい。政府がデータを公表している国もあるが、日本では原産地証明の発給件数のみが公表されている。そのため、ジェトロなどの調査機関の行ったアンケート調査が一般に利用されている。また、ゼロ関税など FTA を利用する必要のない品目や途上国では投資などの恩典により無税輸入が認められている品目も多く、FTA 利用率の算出にはそうした FTA を利用する必要のない品目の貿易額を除外すべきであるが、公表されている利用率は貿易総額を分母としている。

米国では、米国貿易委員会が FTA を含む貿易統計を発表している（注 4）。それによると、2013 年の FTA 利用輸入額では NAFTA が最も多く 3169 億ドル、利用率ではヨルダ

ン（89.1%）、バーレーン（65.8%）などとなっており、全体では FTA 利用額は 3674 億ドル、利用率は 46.0%である。NAFTA の利用率は 51.7%である。韓国は FTA 利用額の関税削減対象品目貿易額に占める比率が発表されている（注 5）。それによると、輸出（2012 年）では EU が 81.4%、ペルーが 78.0%と高いが、インドと ASEAN は 30%台であり、輸入ではチリが 95.8%、ペルーが 92.0%と高い。米国の FTA は輸出が 73.8%、輸入が 61.0%である。ASEAN については、タイ、マレーシア、ベトナムの FTA 利用率の算出が可能である（注 6）。ジェトロによると、これら 3 国を合計した利用率（輸出）は、AFTA27.8%、中国 31.6%、韓国 68.3%、インド 26.0%、日本 23.8%となっており、韓国との FTA の利用率が高い。

日本については残念ながら FTA を利用した貿易額は公表されておらず、原産地証明発給件数のみが明らかにされている。そのため、原産地証明発給件数の推移をみるとともにジェトロなどのアンケート調査を利用して利用状況を見るしかない。これらのデータからは、正確な利用率は判らないものの FTA 利用企業と利用が確実に増加していることが読み取れる。

(2) 日本の FTA 利用状況

1) 原産地証明書発給状況

日本商工会議所が発給している原産地証明の発給件数は公表されている（表 2）。FTA の発効件数が増加すれば発給総件数は当然増加するが、FTA1 件あたりの発給件数も概ね増加傾向にある。最も多く使われている FTA は日タイ FTA であり、インドネシア、ペルー、マレーシアとの FTA などが良く使われていることが判る。品目別の発給件数は、鉄鋼が全体の 16.3%、機械が 13.1%、自動車・同部品が 11.4%となっており 3 品目で 4 割を占める。続いて、電気機器、ゴム、化学品となっている（注 7）。

表 2 特定原産地証明発給件数

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
メキシコ	4859	5917	5762	5735	5365	6035	5241	5058	5233
マレーシア		1018	5335	6194	6934	8349	9228	11289	13054
チリ			1503	4460	3613	4788	4356	4695	4246
タイ			6678	21129	28255	44132	47175	58957	65735
インドネシア				6579	16013	23672	30096	33911	36939
ブルネイ				0	3	13	30	25	35
フィリピン				225	2477	4255	4457	5575	7108
スイス					1277	3065	3507	3557	6195
ベトナム					500	2294	2749	4572	3262
インド							7696	19822	6501
ペルー							5	468	1275
ASEAN				239	2832	4490	4653	5288	7108
合計	4859	6935	19278	44561	67269	101093	119193	153217	177876

（出所）経済産業省

2) アンケート調査にみる利用状況

対象企業数が最も多いアンケート調査である国際経済交流財団の調査では、利用率の高い EPA は輸出ではメキシコ、チリとの EPA、輸入ではタイ、マレーシア、チリとの EPA となっている（表 3）（注 8）。利用企業数では、輸出入ともタイとの FTA が最も多い。

表 3 主要相手国別に見た日本企業の EPA 利用状況

EPA 相手国		1 品目以上 で利用する 企業数	有税品目取扱い企 業数に占める EPA 利用企業の比率	利用が多い品目
タイ	輸出	116	28%	機械製品、同部品、電気機器部品
	輸入	98	58%	繊維製品、機械部品、電気機器（部品）
インドネシア	輸出	69	30%	機械部品、機械製品、金属製品
	輸入	52	50%	農林水産品、化学、石油石炭
マレーシア	輸出	55	24%	輸送機械部品、機械部品、金属製品
	輸入	42	55%	農林水産品、食品
シンガポール	輸出	14	11%	
	輸入	12	28%	
メキシコ	輸出	50	59%	機械製品、機械部品、化学
	輸入	11	11%	農林水産品、食品
チリ	輸出	42	55%	機械製品、機械部品、ゴム・土木、電気製品
	輸入	13	75%	食品、農林水産品

（出所）国際経済交流財団（2009）「我が国が締結した EPA の効果と課題に関する調査研究報告書」22 頁。

同調査では、品目別に見て EPA を利用している企業数が多いのは、輸出では機械、電機、輸送機器（いずれも部品を含む）、輸入では、食品、繊維製品となっている。一方、ジェトロの調査（輸出または輸入）では、石油・石炭製品/プラスチック製品/ゴム製品が 36.9%と最も高く、衣料品/化粧品、自動車/自動車部品/その他輸送機器、織物/繊維/アパレル、化学などが 25%以上となっている（注 9）。

日系企業による第三国間の FTA の利用も活発である。ジェトロの在アジア・オセアニアの日系企業を対象としたアンケート調査によると、アンケートに回答した在 ASEAN の日系企業の 40.3%が輸出で、35.0%の企業が輸入で FTA を利用している。特にタイは FTA を利用している企業数が多く、利用率も高い。相手国別に見ると、日本との EPA は輸出 28.4%、輸入 32.7%、ASEAN（AFTA）は輸出 42.4%、輸入 48.2%、豪州との FTA は輸出 36.6%、輸入 38.1%と高く、利用率が低いといわれている中国との FTA は輸出 27.0%、輸入 26.5%となっている。業種別の利用状況は相手国により違うが、日本との EPA では輸

出は繊維、食料品、輸入は卸売小売、輸送機械・器具となっている。一方、電子など IT 産業は WTO の情報技術協定により無税となっている品目が多く FTA の利用は少ない。

3)事業所の概要

指定発給機関に登録した企業は 8195 社あり、中小企業は 5630 社で 68.7%を占める。ただし、利用状況は大企業が多い。

3. FTA 利用に係る問題

FTA 利用は確実に拡大しているが、FTA を利用しない企業は中小企業を中心に多く、また、利用についても様々な問題が指摘されている（注 10）。それらは下記のように整理できる。

1) FTA についての情報や知識の不足。

2) FTA を利用する必要がある、あるいは、メリットが小さい。

①関税が撤廃あるいは低率、②投資などの優遇措置、③対象品目が例外となっている。

3) FTA 利用のコストや煩雑さ

①原産地規則を満たせない、②原産地証明に係る手続きとコスト

アンケート調査などで問題として指摘されることが多いのは、原産地規則、原産地証明である。原産地規則そのものが単一ではなく複雑であること（表 4 を参照）、FTA により異なること、関税率表により当該品目の関税番号を確定して FTA 特恵税率を確認する必要があること、新たに開発された製品などは関税番号の確認そのものが難しいこと、などのテクニカルな問題が少なくない。また、原産地証明のためのデータ、資料の収集が時間、労力、コストを要することなども企業の負担となっている。日本では原産地証明書の発行に手数料が課されている。原産地証明に関連する実務的な問題と対応策については、本報告書第 2 章に詳述されているので参照されたい。

FTA を利用しない主な理由の中で改善が可能なものは、①取扱い品目が例外となっている、②原産地証明に係るコストと手続きが大きい、である。①については、前述のように日本の EPA では相手国側は製造業品を例外としていることが多い。これは、日本側が農水産品の多くを例外としているためであり、FTA の利用を高めるためには農水産品の自由化に踏み切り自由化品目を拡大する必要がある。②については、原産地規則については、付

加価値基準と関税番号変更基準の選択制が最も使いやすく、原産地証明については自己証明制の導入が要望されている。日本では、原産地証明は第三者証明制度となっており、日本商工会議所が原産地証明書を発給している（注 11）。ただし、スイスとの EPA では、原産地証明書の受給実績などの要件を満たす輸出者を対象とする認定輸出者制度が導入された。原産地証明の発給については、発給に必要な時間の短縮、手続きの簡素化、手数料の軽減が望まれている（注 12）。

表 4 原産地規則の概要

1.原産地規則について (1)非特惠原産地規則と特惠原産地規則 ①非特惠原産地規則：ダンピング防止税適用、原産地表示、統計などのために規定 ②特惠原産地規則：①GSP 原産地規則、②FTA 原産地規則 (2)FTA 原産地規則 1) 2 つの目的：①特惠関税を適用する原産国の認定、②第 3 国企業によるただ乗り防止 2) 原産地決定基準 ① 完全生産基準 ② 実質変更基準 a 関税番号変更基準 ③締約国で生産された最終財の関税番号が同財の生産に投入された非原産材料の関税番号と異なる場合に原産資格を与える。 ④CC (HS2 桁)、CTH (HS4 桁)、CTSH (HS6 桁) ⑤デミニマス：少量の非原産材料により関税番号変更基準を満たせない場合、同材料の割合が価格または重量の一定比率（日本の FTA では価格の 7%、重量の 10%）以下であれば基準の対象外とする規定。 b 付加価値基準 ⑥付加価値を締約国内で一定水準以上付加した物品に原産資格を与える。 ⑦アジアの FTA は 40%が多い。ASEAN インドは 35% ⑧付加価値の算出方式：①控除方式、製品の価額から非原産材料の価額を引いた額、②積み上げ方式、付加された価額（材料費、労務費、間接費など）を積上げた額（何を含め

るかは FTA で異なる)。

- ・ 累積：一方の締約国で材料として使われた他の締約国の材料を当該一方の締約国の原産材料とみなす規定。
- ・ ロールアップ：原産資格割合を産出する際の非原産材料の価額には、原産資格を得た原産材料の内訳に含まれる非原産材料の価額を含まない。逆に原産資格を得ていない場合は、①全体を非原産品とする（ロールダウン）、②原産品のみを拾い出して付加価値にカウントする（救済テスト）、の 2 つの方式。なお、AFTA では、他の締約国の部材が AFTA 付加価値 40%を満たしていなくても 20%を満たしていれば累積の対象としている（2005 年より）。

c 加工工程基準

- ・ 特定の生産・加工工程が行われた製品に原産資格を与える。日本の FTA では、繊維製品（メリヤス編み物、クロセ編み物）について、①日本で染色していること、②日本あるいは ASEAN でメリヤス編みあるいはクロセ編みしている、の 2 つの工程を行う事を規定。

d 選択型と併用型

- ・ 選択型：複数の原産地基準から一つを選択できる方式。

⑨併用型：複数の原産地基準を同時に満たすことを求める方式。インドの FTA がその例。

3) その他のルール

- ・ 積送基準（直送が原則）、域外加工ルール（バタム島、開城工業団地での生産）

4) 仲介貿易

①リインボイス：商流は第 3 国経由、物流は直送の場合、生産国の企業は第 3 国の企業にインボイスを発行し、さらに第 3 国企業が輸出先国企業にインボイスを発行する。

②バック・トゥ・バック：商流、物流とも第 3 国経由、たとえば、タイの原産地証明とインボイスに基づき、シンガポールで発行されるバック・トゥ・バック原産地証明書とリインボイスによりベトナムで通関手続きを行なう。

(3)原産地証明制度

1)第三者証明制度：日本の FTA、AFTA など多くの FTA.

2)自己証明制度：NAFTA、TPP

3)認定輸出者制度：日本スイス FTA

(資料) 各種資料により作成

4. 非関税障壁

(1) 非関税措置とは

非関税障壁は文字通り関税以外の貿易障壁となる措置である。非関税障壁より広い範疇に非関税措置があり、極めて広範囲で多種多様な措置が含まれる。非関税障壁の撤廃は関税撤廃と並んで FTA で規定されていることが多いが、実効性のある規定を含む FTA の事例は多くないように思われる。その理由として、非関税措置が極めて広範囲かつ多様であり、WTO の規定でも合法とされる措置が多いためである。たとえば、UNCTAD の貿易管理措置分類(Coding System of Trade Control Measures :TCMCS)では、準関税措置（内国税、課徴金など 4 措置）、価格管理措置（可変課徴金、アンチ・ダンピング措置、相殺措置など 11 措置）、金融措置（前払い要求など 9 措置）、自動ライセンス措置（2 措置）、品質管理措置（割当、非自動ライセンス、ローカル・コンテンツ規制、禁止など 28 措置）、独占的措置（2 措置）、技術的措置（技術規格、検査・検疫など 12 措置）の 68 措置を非関税措置に指定している。TCMCS には、政府調達、原産地規則などは含まれていない。

代表的な非関税措置は数量制限である。GATT は、第 11 条で数量制限を一般的に禁止している。11 条には例外として、国内生産農水産品の生産を制限する目的（11 条 2c）、基準認証制度の運用のために必要な制限（11 条 2b）が規定されている。GATT の第 3 条は、内国税、内国課徴金、内国の数量規制を国内製品に保護を与えるように適用することを禁止している。規格・基準やラベル、包装については、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）、検疫については衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）があり、貿易に対する不必要な障害をもたらさないようにし（TBT 協定）、貿易に対する悪影響を最小限にする（SPS 協定）ために規律を定めている。

(2) FTA での非関税障壁撤廃に関する規定

日本の EPA では非関税措置は物品貿易章で規定されているが、EU 韓国 FTA（後述）のような具体的かつ詳細なものではなく、①WTO 協定に基づく義務に適合しない非関税措置を新設または維持してはならない、②WTO 協定で認められた非関税障壁の透明性の確保と義務の完全な遵守が規定されている。基準・認証については、①WTO の TBT 協定の権利義務の再確認と情報交換、協力、照会所の指定の規定（メキシコ、マレーシア、チリ、インドネシア、ASEAN、ベトナム、スイスとの EPA）、②相互承認（MRA）章を設け、輸入国の基準・手続に基づき輸出国の政府の指定した機関が行った適合性評価を同等のもの

として輸入国が（相互に）受け入れる。適用範囲は電気製品と通信端末機器と無線機器であり、日本は MRA 法を制定（シンガポールとの EPA）、③相互承認章を設け電気製品を対象に適合性評価結果を相互に受け入れる。MRA 法ではなく電気用品安全法で実施を担保（タイ、フィリピンとの EPA）となっている。

（3）取組みを始めた ASEAN

ASEAN は、1990 年代から非関税障壁撤廃の取組みを行なってきたが、ほとんど進展がみられなかった。ASEAN 経済共同体ブループリントによると、非関税障壁は、ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年（若干のセンシティブ品目は 2016 年）に撤廃の予定であり、ATIGA（ASEAN 物品貿易協定）でもほぼ同様な規定となっていた。しかし、実際は全く進展しなかったため、2010 年の ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC）で、①最新の国際分類によりデータベースを更新、②数量制限のガイドラインを 2014 年までに作成、③2014 年までに撤廃、という行動計画を示している。撤廃どころか、新たな措置を導入しないというブループリントの規定に反してインドネシアなど非関税障壁を新たに導入している国もある（注 13）。

非関税措置のデータベースは 2004 年以降、作成、公表されている。2007 年のデータベース、2009 年のデータベースとも 10 カ国の措置を合計すると対象となる品目数は 5700 を超えている。このデータベースは非関税措置（NTM）と非関税障壁（NTB）を区別する明確な定義がなく、各国の自己申告に任せている。そのため、①WTO 整合的な措置も含まれている、②国により分類方法や計算方法が異なっている、③フィリピンでは政府の輸入はフィリピン船籍の船の利用が義務付けられているがデータベースに含まれていない、など多くの問題がある（注 14）。

非関税障壁の撤廃には、各国の自主性に任せるのではなく、実際に貿易の障害となっている措置を特定し、具体的に撤廃に向けて ASEAN と関係国が交渉を行うことが必要である。そうした取組みが新たに始まっている。2013 年の経済相会議では、①UNCTAD 新分類でデータベースを整理、②各国で NTM に対処する関係省庁横断機関を設置、③実際に発生した事例をマトリックス（Matrix of Actual Cases on NTM/NTBs）として二国間あるいは多国間で協議する、という新たな取組みを開始した。事例マトリックスは、2013 年 11 月時点で 68 ケースが取り上げられている。内容は SPS（ハラルを含む）、TBT、輸入許可取得、輸入制限などである。

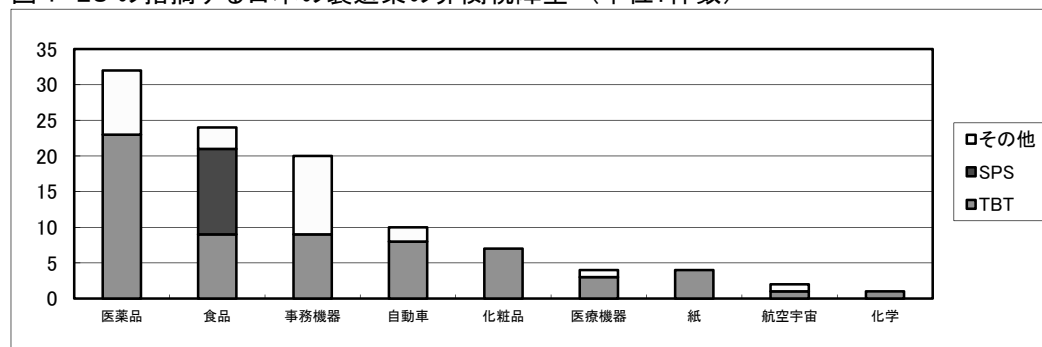
NTM/NTB の多くは、多くの産業界の利害と関連する国内措置であり、また、WTO の規定でも合法的なものも少なくなく、先進国でも対応が難しい。データベースを改善するとともに EU が日 EUFTA で日本政府に要求しているように企業がビジネスで直面する具体的障害を非関税障壁として関係国間および ASEAN で削減・撤廃に向けて交渉することと相互承認（MRA）を段階的に導入・実施していくことが必要である。

（4）注目される EU のアプローチ

EU は 2006 年発表の「新通商戦略」で関税だけでなく、非関税障壁撤廃に取り組むことを明らかにしているが、EU 韓国 FTA は、特定セクターを対象に非関税障壁についての規定を設けた EU 初の FTA であり、電気電子機器、自動車、医薬品、化学品について付属書で規定している。EU は、韓国との FTA が今後交渉する FTA のベンチマークになるとしている。

EU は日本との FTA 交渉では非関税措置を優先事項としている。2009 年に発表された「EU・日本間の貿易投資障壁の評価」報告書によると、日本の貿易障壁 215 のうち 194 が非関税障壁である（注 15）。業種別にみると、農業 4、製造業 99、サービス 62、分野横断 29 となっている。製造業では、医薬品（32）、食品（24）、事務機器（20）、自動車（10）などとなっており、種類別にみると TBT が 65、SPS が 12（全て食品）、その他 22 である（図 1）。EU 委員会の EU－日本貿易関係の影響評価レポートでは、医薬品を含む化学品（複雑でコストを要する規制環境）、自動車（様々な技術基準と規制、適合性評価手続きの相違）、医療機器（新製品の投入プロセスに影響する高コストかつ煩雑な手続き）、加工食品（規格と標準の相違）、輸送機器が非関税措置の影響の最も大きい業種としている（注 16）。

図 1 EU の指摘する日本の製造業の非関税障壁（単位：件数）



（資料）Copenhagen Economics(2009), “Assessment of Barriers to Trade and Investment between the EU and Japan”, Copenhagen, 30 November 2009、により作成。

(5) 非関税措置撤廃の恩恵と企業

非関税障壁の撤廃は、FTA 相手国のみに恩恵を与える場合と全ての国に恩恵を与える場合との 2 つのケースが考えられる。規格・基準の相互承認とすれば、相手国の企業は恩恵を享受できるが、その他の国の企業は対象外となる。一方で、規格・基準を国際基準に合致させれば、当該 FTA 相手国だけでなくその他の国も適用を受けることができる。また、現地語での表示義務がある場合英語での表示を認めれば、やはり MFN と同様の効果がある。FTA 協定で最恵国待遇 (MFN) 規定を入れておけば、相手国が他の国と FTA を締結し、非関税障壁を撤廃した場合でも適用を受けることができる。

EU と韓国の FTA では、EU 企業のみを対象にする非関税障壁の撤廃であり、EU 企業がその恩恵を享受できる。たとえば、電機電子機器では、強制規格については韓国の認証機関あるいは韓国が認めた外国機関の認証を受ける必要があったが、EU が通知した認証機関の認証が認められることになった。

第 2 節 サービス貿易

1. サービス貿易自由化

サービス貿易は、WTO のサービス貿易協定 (GATS) での自由化約束をどの程度超えた自由化約束を行なっているかが重要である (GATS プラス)。GATS での約束レベルは非常に低いといわれる (注 17)。日本の EPA でも GATS を上回る自由化と説明されているが、詳細は良く判らないことが多い。これは、サービス貿易の自由化の枠組みが複雑なことも一因である。サービス貿易は WTO では 12 の大分類の下で 155 業種に分類される。自由化の態様 (モード) は 4 つある。自由化については、最恵国待遇、内国民待遇、市場アクセスについて自由化約束を行なっているかが示される。

AFAS は、WTO での自由化約束以上の自由化 (GATS プラス) を目指している。石戸 (2012) により Hoekman 指数による GATS の自由化約束と AFAS の自由化約束の比較をみると、依然として規制は多いものの GATS プラスの自由化は緩やかながら進展していることがわかる (表 5) (注 18)。第 7 パッケージでは累計 65 分野の自由化が目標であり、目標を実現しても自由化率は 50% 程度であり、タイはサービス自由化が進んでいることが判る。一方、GATS での自由化レベルが高いカンボジアは AFAS ではほとんど GATS プラスの自由化が行なわれていない。

表 5 GATS および AFAS の Hoekman 指数（2012 年時点）

	GATS	AFAS パッケージ 5	AFAS パッケージ 7
ブルネイ	0.03	0.15	0.18
インドネシア	0.06	0.21	0.35
マレーシア	0.10	0.22	0.31
フィリピン	0.09	0.20	0.29
シンガポール	0.11	0.24	0.36
タイ	0.24	0.26	0.46
カンボジア	0.37	0.38	0.38
ラオス		0.10	0.33
ミャンマー	0.03	0.21	0.33
ベトナム	0.27	0.27	0.33
ASEAN 平均	0.14	0.22	0.33

（注） 約束表 155 分野の 4 モードについて、「規制なし（None）」に 1 点、「約束をするが何らかの規制あり」に 0.5 点、「約束せず（Unbound）」に 0 点を与え、それらを単純平均して算出している。完全自由化は 1 点、自由化が全く約束されていないと 0 点となる。

（出所）伊藤恵子・石戸光（2013）「サービス貿易」、黒岩郁雄編著『東アジア統合の経済学』日本評論社、75 頁。

2. 利益の否認規定

サービス貿易では、FTA 相手国のサービスおよびサービス供給者が自由化の対象となる。従って、物品の貿易と同様にサービスおよびサービス供給者の原産地を決める必要がある。サービス貿易に関する規定では、非原産地を規定する「利益の否認（Denial of Benefits）」と呼ばれる規定が置かれている（注 19）。

WTO のサービス貿易協定（GATS）では、第 27 条に「利益の否認」が規定されている。すなわち、サービス協定の利益は、次のサービスの提供およびサービス提供者に対して否認される。①サービスが WTO 非加盟国の領域からの提供、②海上輸送サービスでは WTO 非加盟国の法律により登録されている船舶およびその船舶を運航する非加盟国の者、③他の WTO 加盟国のサービス提供者でないことが証明された法人。つまり、WTO 非加盟国の自然人および法人によるサービス提供には適用されないとなっている。

他の加盟国の自然人と法人については、第 28 条で次のように定義されている。他の加盟国の自然人は、①他の加盟国の国民、②永住する権利を有すること（永住者に内国民待

遇を与える加盟国)である(28条(k))。他の加盟国の法人は、他の加盟国の法律に基づいて設立または組織される法人であって、当該加盟国または当該他の加盟国以外の加盟国の領域内で実質的な業務に従事しているもの、である(28条(m)(i))。業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合(第3モード: サービス分野の投資)は、他の加盟国の自然人あるいは法人が所有または支配する法人、である(28条(m)(ii))。所有は、当該加盟国の者が50%を超える持分を受益者として所有する場合(28条(n)(i))であり、「支配」は当該加盟国の者が役員の過半数を指名しまたは当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合(28条(n)(ii))、である。実質的な業務の定義はGATSにもない。

実質的な業務を行っていない法人はペーパーカンパニーを意味すると考えられるが、実質的な業務を規定しているFTAもある。たとえば、中国と香港のFTAである経済貿易緊密化協定(CEPA)は、①営業年数(3~5年)、②所得税納付、③事業所の所有、④従業員(50%以上)などを条件としている。また、利益を受けるための証明書類の提出が義務付けられている(注20)。

ASEAN サービス貿易枠組み協定(AFAS)では、第6条で「この枠組み協定の利益は非加盟国の自然人または加盟国の法に基づいて組織されたが非加盟国の者によって所有し支配されているが加盟国の領域内で実質的な事業活動に従事していない法人に対しては拒否されるものとする」と規定されている。第6条は、①非加盟国の法人に所有または支配されている法人であって、②加盟国で実質的な事業を行っていない法人は、利益を「必ず」拒否される、ことを規定している。従って、①であっても、ASEAN 加盟国で実質的な事業を行なっている法人は利益を享受できることになり、この条件に適合する日系企業はサービス貿易自由化を享受できることになる。AFASには、他の加盟国の自然人、法人、所有・支配についての定義は規定されていない。

第3節 投資

1. 投資自由化とは

投資の自由化は、WTOではサービス協定と貿易関連投資措置協定(TRIMS)を除いて規定されていない。ローカル・コンテンツなどTRIMSは特定措置の要求(パフォーマンズ要求)の禁止を規定している。従って、サービス業を除く産業の投資自由化についてはWTOでは規定がない。一方、世界の各国は独自に投資の自由化(あるいは禁止)政策・措置を策定しており、基本的に全ての国に適用される。アジアの途上国は外国投資誘致のた

め投資自由化を進めてきている。FTA での投資自由化は、当該 FTA 相手国にどの程度プラス α の投資自由化を認めているかにより判断される。

ASEAN では、ASEAN 投資地域枠組み協定 (AIA) と投資保証協定 (AIGA) を統合して ASEAN 包括的投資協定 (ACIA) を制定するとしており、ACIA は 2009 年に調印、2012 年 3 月に発効した。留保表に従い「最小限の制限」を残して 2015 年に自由化する。2014 年 AEM では、ACIA 修正議定書に署名した。これは、留保表 (ネガティブリスト) の留保分野の削減のための手続を規定したものであり、自由化促進のための措置である。ACIA が対象とするのは、サービス業以外であり、サービス投資は AFAS で規定している (注 21)。ただし、製造業などに付随するサービスは ACIA の対象範囲である。ACIA は、投資前の内国民待遇、パフォーマンス要求の禁止、投資家と国の紛争解決 (ISDS) などの規定を含む、自由化はネガティブリスト方式で実施する。AIA は 2020 年までに全ての投資家に対して内国民待遇と投資分野の開放を適用するとなっていたが、ACIA は利益の否認規定 (第 19 条) があり、ASEAN 以外の投資家への ACIA の利益を供与しないとなっており、AIA とは異なった規定となっている。

投資自由化は、産業別あるいは業種別に明示されることが多いが、全産業共通に適用される規制があることに留意が必要である。ACIA の留保表で自由化の例外となるのは、内国民待遇 (NT : ACIA5 条) と経営幹部・取締役の国籍要求の禁止 (SMBD : ACIA8 条) である。留保表は、全業種に適用される分野横断的措置と業種別措置に分かれている。個々の措置あるいは対象となる業種について、業種別措置であれば業種名 (ISIC が多い)、どの政府 (機関) の措置か、NT・SMBD の区分 (両方の場合もある)、措置の内容、根拠法が明示されている。たとえば、「土地の取得・保有などについて内国民待遇 (NT) の適用を留保する」とは、外国投資家 (外資企業) は土地の取得や保有について禁止や制限など国内企業とは違った待遇を受けることを示している。留保表で掲げられている措置・分野は、必ずしも外資の禁止を示しているのではなく、禁止や制限を含めた NT と SMBD の適用外となる措置・分野を示している。

分野横断的措置では、土地に関連した措置が全ての国で NT の適用外として示されている。天然資源と不可分の土地を含めている国も多い。規制の内容は国により多様である。事業の許認可・登録を対象としている国は 8 カ国ある。外国投資は国内投資とは異なった手続きや許認可を必要とすることを示している。ほかには、従業員雇用・外国人雇用に関する措置、民営化・国有資産の売却に関する措置も比較的多くの国があげている。通貨取

引・外貨取引については、通貨投機を防止することが目標となっている。なお、分野横断的措置で示されていなくても業種別の措置で特定業種を対象に外国投資の禁止、制限、規制（出資比率など）が行なわれているので留意が必要である。

表 6 ACIA 留保表の分野横断的事項

NT および/あるいは SMBD の適用を留保する措置	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ブルネイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム
①土地（天然資源と不可分の土地を含む）の取得・保有・利用・取引など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②取締役の国籍、居住義務など	○	○	○			○				
③従業員雇用・外国人雇用	○	○		○	○		○			○
④事業許認可・登録	○	○	○		○	○		○	○	○
⑤外資の企業形態	○							○		
⑥外資出資比率、出資額など	○			○	○			○		
⑦民営化・国有資産の売却など	○	○		○	○	○				○
⑧ポートフォリオ投資	○				○		○			○
⑨食糧安全保障										○
⑩通貨取引・外貨取引				○	○					
⑪天然資源開発						○				
⑫零細企業、中小企業、協同組合などに対する措置	○		○		○					○
⑬その他の措置		○	○		○					

(注) ①食糧安全保障は、インドネシアとフィリピンでは農水産業で挙げられている。②マレーシアのその他の措置には、プミプトラおよびプミプトラ優遇政策に関連する措置が含まれる。③フィリピンでは、憲法およびフィリピンの法律でフィリピン企業と国民に留保された権利、事業があげられ、タイではタイ国民に留保されていない職業に外国人は就業できるとされている、④タイでは外国人はコンドミニアム以外の住居の保有を禁止されている。その他、上記表でカバーされていない措置があるので、正確には原資料を参照願う。

(資料) ASEAN 事務局、ACIA 留保表 (Schedule to ASEAN Comprehensive Investment Agreement) により作成。

業種別の措置は国により内容が異なっている。農林水産業、鉱業と付随サービスでは、資源の保護を目的とする外資の制限や規制が多い。たとえば、シンガポールでも採石は禁止となっている。製造業・付随サービスでは、伝統的な産業（バティックなど）や危険物を扱う産業（武器や爆薬など）が多く、印刷や出版、新聞印刷・発行を外資禁止とする国もある。ベトナムでは、比較的多くの製造業で外資禁止、国内投資の優先や出資比率規制などの外資規制を行なっている。

2. ACIA の利益否認規定

ACIA の第 19 条（利益の否認）では、否認の対象となるのは、①非加盟国の投資家が法人を所有・支配し、その法人が加盟国で実質的な事業活動を行っていない他の加盟国の投資家と投資、②利益の否認を行う加盟国の投資家が所有・支配する法人で、加盟国で実質的な事業活動を行っていない法人である投資家、③非加盟国の投資家が法人を所有・支配し、利益の否認を行う加盟国がその非加盟国と外交関係を有していない場合の法人、である。「所有」の定義は、加盟国の法令と政策に従い、投資家が取締役の過半を任命するあるいは法的に支配する権限を有している場合に「支配」していると定義している。

AFAS との相違は、①加盟国の投資家が所有支配していても実質的な事業を行っていない企業と②外交関係を有していない非加盟国の企業を対象としていることである。①は ASEAN の企業であってもペーパーカンパニーには利益を否認し、②は実質的な事業を行っていない外交関係のない国の企業は利益の否認の対象になると理解できる。渡邊（2007）によると、②は米国 CAFTA 間の FTA に規定されており、キューバ資本の会社が米国市場にアクセスすることを避けるための条項といわれている（注 22）。

実質的な事業活動を行っている日系企業は投資自由化の恩恵を享受できることになる。ただし、実質的な事業活動とは何かの説明は示されておらず、所有についても各国の法令に従うとなっている。助川（2013）によると、利益の否認の対象企業の定義は事実上各国政府に委ねられており、タイ商務省によると、次の条件を利益の否認の対象要件として検討中であるという（注 23）。①ASEAN の法に基づかない、②ASEAN で実質的にビジネスオペレーションを行っていない、③ASEAN での事業が 5 年未満、④ASEAN 外の政府から投資や経営陣を派遣、⑤ASEAN との取引が平均 5000 万バーツ以下、⑥恩恵を享受できる分野外の業務を実施、⑦ASEAN 市民が従業員の 50% 未満。

これらの要件も最終決定ではなく、サービスおよび投資についても実際の運用についてはタイを含め各国政府に確認する必要がある。

第 4 節 人の移動

1. 日本の EPA での人の移動規定

シンガポール、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、スイス、インド、豪州との EPA が「自然人の移動」章を設けており、メキシコ、チリ、ペルーとの EPA は「商用目的での国民の入国及び一時的な滞在」章を置いている。マレーシア、ブルネイ、ASEAN

との EPA には関連した規定はない。

対象は、商用目的で入国する者の移動であり、国籍、市民権、永続的な居住、雇用に関する措置は適用外である。特定の約束の対象は協定により若干異なるが、短期商用訪問者、企業内転勤者（90 日）、投資家（1 年又は 3 年）、自由職業サービスに従事する自然人（法律サービス、会計サービス、税務サービス）、公私の機関との個人的な契約に基づき業務に従事する自然人であり、特定の約束の条件に従い、入国および滞在が許可される。

フィリピンとインドネシアとの EPA では、公私の機関との契約に基づき高度のあるいは専門的技能を必要とするサービスに従事する自然人と公私の機関との契約又は養成のための入学の許可に基づき看護師又は介護福祉士としてのサービスを提供する自然人も対象となっている。タイについては、指導員（タイ古典舞踊、タイ語、タイ料理、タイ音楽など）であるタイの自然人も対象である。日本ベトナム EPA と日印 EPA では、看護業務に従事する自然人（看護師、介護福祉士）の入国及び一時滞在について発効後に交渉を行うことが規定されている。

職業上の技能、資格、免許などの相互承認に関する規定が置かれている EPA もある。

マレーシアとの EPA では、「投資」章の「投資家の移動」で、投資家、企業の取締役などに対して、入国及び一時的な滞在を認め、労働許可を与えることと手続きを簡素化することが規定されている。フィリピン、タイ、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、チリとの EPA では、「サービスの貿易」章で資格の相互承認が規定されている。JIEPA では、締約国は他の締約国での教育、経験、要件、免許、資格証明を承認することが出来ると規定し、「許可、免許又は資格」では、他の締約国のサービス提供者に対する、許可、免許又は資格に関する締約国の措置がサービス貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するために客観的かつ透明性を有する基準に基づくことなどを規定している。

看護師、介護福祉士については、日本での関心が高く入国および試験合格状況が発表されているが、その他の分野の利用状況は不明である。しかし、出張や海外駐在の円滑化に役立つことは確実である。なお、看護師、介護福祉士は日本人が相手国で就労することも可能である。

2. 第 3 国間の事例：ASEAN

ASEAN では 8 つの自由職業サービスの資格の相互承認取決めが調印されており、うち 7 つが発効している。専門家の資格の MRA は、エンジニアリングサービス（2005 年）、

看護サービス（2006 年）、建築サービス（2007 年）、測量サービス（2007 年）、会計サービス（2009 年）、医療サービス（2009 年）、歯科医療サービス（2009 年）、観光サービス（2012 年）の 8 分野が調印済である。

MRA は出来ているが、実際に ASEAN の中で外国人（ASEAN 他国民）の就労が実現しているわけではない。8 分野では、エンジニアリングと建築が比較的進展している（注 24）。エンジニアリングでは、ASEAN 公認専門エンジニア調整委員会（ASEAN Chartered Professional Engineers Coordinating Committee: ACPECC）が設立されている。国内の試験に合格し免許を得たエンジニアは各国の専門職規制担当局（Professional Regulatory Authority : PRA）傘下の登録外国人専門エンジニア（Registered Foreign Professional Engineer : RFPE）として各国で就労するために ASEAN 公認専門エンジニア（ASEAN Chartered Professional Engineers: ACPEs）に申請する仕組みである。建築士についても同様な仕組みが作られており、PRA から国内免許を得た建築士は ASEAN 建築士登録制度（ASEAN Architect Register）により ASEAN 建築士（ASEAN Architect）として ASEAN 建築士審議会（ASEAN Architect Council : AAC）に登録する資格を得る。しかし、この資格を得たことにより自動的に各国で就労できるわけではない。国籍あるいは居住などが条件になっているからだ。外国人建築士は自国内に適格者がいない場合に限りプロジェクトベースで就労できることが多い。看護師については、タイで外国人看護師が働くためにはタイ語で国家資格試験に合格しなければならない。これらの MRA を日本人が利用することはないと考えられるが、日本企業が ASEAN 域内の他国の専門家を利用する可能性はあるのではないかと（MRA が実効性を持ち、実際の就労が実現してからだが）。

ASEAN 自然人の移動協定（AMNP）は 2012 年に締結されたが、まだ発効していない。AMNP は、①商用訪問者（business visitor）、②企業内転勤者（intra-corporate transferees）③契約によるサービス供給者（contractual service suppliers）が対象である。貿易、投資従事者など熟練労働者が対象で非熟練労働者は対象外である。

AMNP の恩恵を受けられるのは、ASEAN の自然人であり、ASEAN 加盟国の国民である。自然人の定義は置かれていない。GATS では、自然人に永住権取得者を含めているが、AMNP は自然人の定義が置かれていないので、永住権取得者が含まれるかは不明である。ASEAN 進出日系企業の ASEAN の国籍を持つ従業員は AMNP の恩恵を受けられる。永住権保持者が対象に含まれるのであれば、ASEAN 加盟国の永住権を持つ日本人は対象になる。

第 5 節 政府調達

WTO では、政府調達協定 (GPA) があり、GPA 加盟国は相互に政府調達に参加できる。GPA は、一括受諾の対象外となる複数国協定であり、現在の締約国は 43 カ国・地域である (注 25)。GPA 不参加国の政府調達市場への参入は、政府調達の外国企業への開放を規定した FTA を締結することにより可能となることから、近年締結されている包括的な FTA は政府調達規定を含むものが多い。

政府調達は、GATT 協定の内国民待遇の例外であり、「この条 (GATT 第 3 条) の規定は、政府用として購入する製品の政府機関による調達を規制する法令または要件に適用しない (第 3 条 8 項 a)」と規定されている。WTO によると、政府調達は GDP の 15-20% を占める大市場である (注 26)。政府調達は GATT で交渉が行われ、1979 年調印の GATT 政府調達協定には 13 カ国が参加した。1983 年から複数国間貿易交渉として政府調達協定交渉が行われ、GATT 政府調達協定を拡大強化した WTO 政府調達協定が締結され 1996 年 1 月に発効した。政府調達協定は、1997 年より改定交渉が行われ 2012 年 3 月に改定議定書が採択された。改定のポイントは、①適用範囲の拡大 (日本は基準額を 13 万 SDR から 10 万 SDR に引き下げ、政令指定都市 7 市を追加)、②電子的手段の活用による調達手段の簡素化、③開発途上国の加盟促進 (特別かつ異なった待遇の提供、キャパシティ・ビルディングなど)、④適用範囲の修正に対する異議申し立て、である (注 27)。

日本は GPA の締約国であり、中央政府機関、地方政府機関、政府関係機関の政府調達を GPA 締約国に開放している。日本政府の締結した EPA では、ベトナムとの EPA、ASEAN との EPA(AJCEP)を除き政府調達の規定が設けられている。規定の内容は様々であり、シンガポールとの EPA では GPA の規定を準用し基準額を 10 万 SDR と GPA 基準額 (当時) から引き下げているが、地方政府機関と建設工事などのサービスは例外としている。タイやインドネシアとの EPA では情報交換、小委員会の設置などに留まっている。ブルネイとベトナムについては、政府調達章を設けずビジネス環境章で透明性や公正かつ効果的方法について努力義務を規定している。

TPP 交渉では政府調達は重要な交渉分野である。TPP に参加すると「地方の公共工事に TPP 参加外国企業が参入する。新興国企業の場合安価な賃金労働者が参入し低価格競争の激化による地域建設業者の受注と収益の減少を招く」と主張されている。この主張には誤解がある。まず、日本はすでに GPA により地方政府機関を含め政府調達を GPA 締約国に開放していることである。次に TPP 交渉では地方政府機関の政府調達については米国を

含め慎重な国が多い。交渉の結果をみないと判らないが地方政府機関については GPA 以上の開放は考えにくい。また、外国人労働者の参入は全くの誤解である。TPP の人の移動の規定は、ビジネスパースンの移動（出張や駐在など）の円滑化を対象としており単純労働者は対象外である。TPP 参加国で GPA 未加盟国は 8 カ国ある。日本が EPA を締結している国でも具体的な開放規定がない国が多くこれらの政府調達市場が開放されれば日本企業にとってのメリットは大きい。また、GPA 締約国であっても TPP により基準額が引き下げられる可能性があり、TPP 参加によりそうした恩恵を享受できる。

おわりに

FTA では関税が最も重要な交渉項目であり、特惠税率の利用が FTA 利用の目的であった。関税交渉の重要性は変らないが、今後は非関税障壁撤廃、サービス貿易自由化、投資自由化、政府調達開放などにも注目すべきである。これらは、国内措置であり、自由化は容易ではないが、サービス産業の経済に占める大きな比重と成長性を考えるとサービス自由化は特に重要といえよう。WTO での交渉が期待できない中で FTA での関税およびそれ以外の分野での自由化交渉を進めることが日本の産業・企業の海外展開を支援するために望まれる。

<注>

1. FTA の経済効果については、石戸光・伊藤恵子（2014）「財貿易」、黒岩郁雄編著『東アジア統合の経済学』日本評論社、43－49 頁。
2. AICO は、2008 年時点で 150 件が認可され、自動車は 134 件を占める。現在、AICO の受付は停止している。深沢淳一・助川成也（2014）『ASEAN 大市場統合と日本』文眞堂、140－143 頁。
3. 清水一史（2013）「世界経済と ASEAN 統合」石川幸一・清水一史・助川成也『ASEAN 経済共同体と日本』文眞堂、8－9 頁。
4. 梶田朗・安田啓（2014）『FTA ガイドブック 2014』日本貿易振興機構、70－71 頁。
5. 梶田・安田、同上 76－77 頁。
6. 梶田・安田、同上 67－70 頁。
7. 麻野良二（2013）「原産地規則」 日本国際フォーラム「経済連携協定（EPA）を検証する」調査研究報告書。
8. 国際経済交流財団（2009）「我が国が締結した EPA の効果と課題に関する調査研究報告書」、事業所統計と帝国データバンクの企業情報に基づき、製造業と卸売業 1 万社を対象にアンケート調査を実施（回収率は 19.1%）している。
9. 日本貿易振興機構（2012）「平成 23 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査概要」

10. ただし、指定発給機関に登録した企業は 8195 社あり、中小企業は 5630 社で 68.7%を占める。中小企業の関心が低いわけではないが利用が難しいことを示している。
11. 原産地証明の発給手数料は、基本料金 2000 円、加算額は証明書記載商品当たり 500 円である。
12. 日本機械輸出組合（2010）「EPA の普及・利用促進に関する調査報告書」20－21 頁。国際経済交流財団（2009）「我が国が締結した EPA の効果と課題に関する調査報告書」57 頁。
13. ブループリントでは、非関税障壁について、スタンドスティル（現状より障壁を増加させない）、ロールバック（自由化の後退をしない）を規定している。
14. 石川幸一（2008）「ASEAN の非関税措置」、『国際貿易と投資』73 号、国際貿易投資研究所。
Myria S. Austria(2013), "Non-Tariff Barriers: A Challenge to Achieving the ASEAN Economic Community", Sanchita Basu, Jaya Menon, Rodolfo Severino, Omkar Lal Shrestha eds. "The ASEAN Economic Community A Work In Progress", ISEAS に所収。
15. Copenhagen Economics(2009), "Assessment of Barriers to Trade and Investment between the EU and Japan", Copenhagen, 30 November 2009
16. European Commission(2012), Commission Staff Working Document Impact Assessment Report on EU-Japan Trade Relations , Brussels 18.07.2012
17. 伊藤恵子・石戸光（2013）「サービス貿易」、黒岩郁雄編著『東アジア統合の経済学』日本評論社、69－70 頁。
18. 伊藤恵子・石戸光（2013）75 頁。
19. 利益の否認については、渡邊伸太郎（2007）「サービス貿易自由化を伴う FTA における利益否認条項－FTA の非柔軟性に直面する締約国のための「裏口」は開くのか？－」RIETI Discussion Paper Series 07-J-036、経済産業研究所、が詳しい。
20. CEPA、附件 5、サービス提供者の定義および関連要件、香港貿易発展局の訳文による。
21. AFAS のモード 3 については、投資保護、投資家と国の紛争解決規定が適用される。自由化については AFAS が適用される。
22. 渡邊伸太郎（2007）前掲論文、12－13 頁。
23. 助川成也（2013）「サービス貿易および投資、人の移動の自由化に向けた取組み」石川幸一・清水一史・助川成也『ASEAN 経済共同体と日本』文眞堂。
24. Deunden Nikomboriank and Supunnavadee Jitdumrong(2013), "An Assessment of "ASEAN Economic Community Scorecard Performance and Perception" services Sector Liberalization in ASEAN" Sanchita Bas eds. ISEAS Singapore
25. 加盟申請国がニュージーランド、中国など 10 カ国、オブザーバーが豪州、チリ、マレーシア、ベトナムなど 16 カ国ある。
26. Briefing Note: Government Procurement Agreement:
http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min11_e/brief_gpa¥e.htm.
27. 経済産業省（2013）『不公正貿易白書 2013 年版』

第2章 企業から見た FTA の利用と課題

パナソニック(株) 渉外本部 国際渉外グループ 主幹
上之山 陽子

はじめに

現在、世界中で多くの FTA が締結され、またメガ FTA と呼ばれる大国間、多数国間の FTA 交渉も妥結が目前とされている。FTA 締結のメリットは、FTA 相手国における市場アクセスの向上が一番大きいと考えられる。そのため、FTA 相手国の関税撤廃について、政府間で厳しい交渉が行われている。

その関税撤廃は、FTA の発効後、企業が FTA を活用して関税の減免を享受し、輸出競争力を高め、特に鉱工業品に関しては、円滑なサプライチェーンを構築することができてこそ、メリットがあると言える。ところが、実際には、FTA が発効しても企業が FTA を活用して関税減免のメリットを享受するには、いくつかの障壁がある。

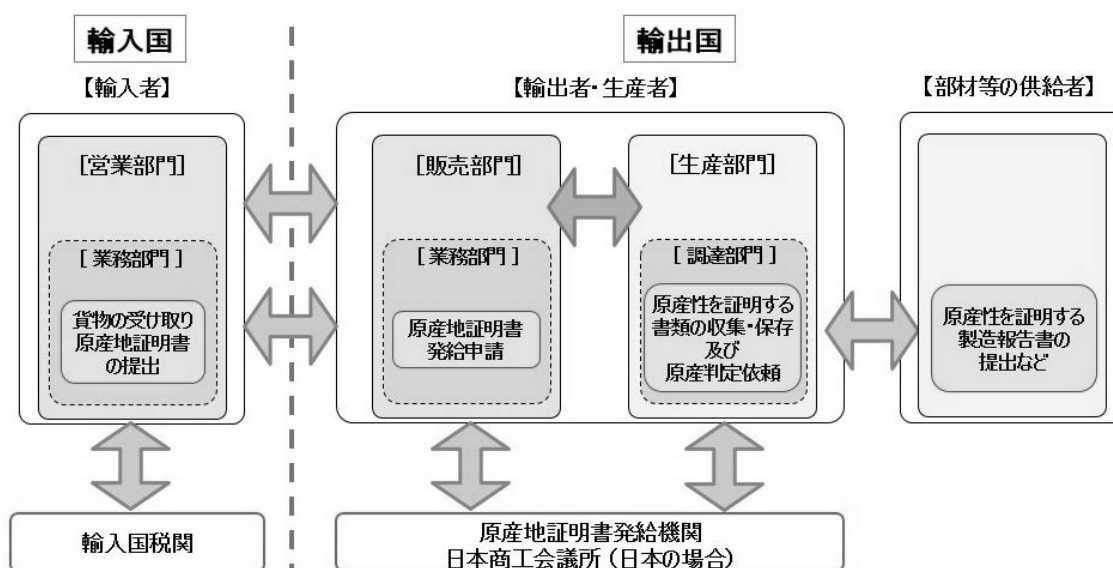
その壁は、企業自身が努力し、克服しなければならない部分もあるし、多くの FTA が締結される中、構造的な問題となっているものもある。また、FTA 活用によるメリットより、コストや手間などのデメリットの方が大きいと判断されて、企業が FTA を活用しない場合もある。

そこで本稿では、企業が支払い関税の減免という FTA のメリットを享受しようとした際に直面する課題をいくつか例示し、企業がその壁を乗り越えるためにはどのような支援が必要か、どのような制度を整えるべきか、また、どのような改善策が考えられるか、などを検討する際の材料としていただきたいと考える。

第1節 企業における FTA 活用時の関係者

企業が、FTA を活用して輸入関税の減免を受けるためには、社内外の多くの関係者の連携・協力が必要である。輸入税関に対し、FTA 原産地証明書を提示し、関税の減免を受けるのは、輸入者である。その FTA 原産地証明書を発行するのは、輸出国の発給機関であり、その申請は、輸出者（生産者である場合を含む）が行う。まず、FTA 活用時のプロセスを俯瞰するため、第三者証明制度で FTA を活用する場合を例に、図1に沿って、説明する。

図 1 企業の FTA 活用関係者の例



(資料) 各種情報より著者作成

1. 輸入者

輸入者は、貨物の輸入通関の際に、税関に FTA 原産地証明書の原本を提出することによって、輸入関税の減免を享受することができる。FTA 原産地証明書が、貨物の引き取り時に、輸入者の手許になれば、関税の減免を受けることはできない。そのため、輸入者は、輸出者からタイムリーに FTA 原産地証明書の原本を受け取る必要がある。(FTA 原産地証明書の提出が遅れた場合、後日提出することによって関税の還付が受けられる国もある。関税還付の仕組みは FTA ではなく、それぞれの国の国内法で定められている。)

2. 輸出者・生産者

輸出者・生産者は、輸出国で FTA 原産地証明書を取得して、輸入者に送付し、輸入通関時に関税の減免を受けるよう指示することにより、関税減免のメリットを享受する。FTA 活用時には、販売部門と生産部門が密に連携しなければならない。例えば、輸出者の販売部門と輸入者が価格交渉を行う段階で、その商品が FTA 原産地証明書を取得できる品目なのかどうかを、生産部門と確認しておかなければ、価格交渉に FTA 活用のメリットを織り込むことができない。

日本で FTA 原産地証明書を取得する際には、多くの場合、生産者（生産部門）が原産性を立証するための書類を整備して、発給機関に原産判定依頼を行い、輸出者が、船積みご

とに FTA 原産地証明書を取得して、輸入者に送付している。

3. 部材等の供給者

生産者が輸出製品の原産性を立証するために、部材等の供給者から部材等の原産性を証明する製造報告書を入手する必要がある場合がある。供給者にとっては、追加的な作業や書類保存が必要となるので、調達交渉をする際に、FTA に基づく製造報告書の提出についても、事前に協議しておくことが望ましい。

4. FTA 活用の受益者

このように、FTA 活用には多くの関係者の協力と連携が必要である。FTA 活用により、関税が減免される場合、輸出者が FTA 活用を主導するならば、輸出価格を関税減免分値上げる交渉をしたり、輸入国での市場競争力を高めたいと考えて、輸入者に対して、関税減免分、市場価格を下げて更に多く販売する交渉をしたりすることも考えられるだろう。

しかしながら、支払い関税については、多くの場合、輸出者より実際に関税を支払う輸入者の方が敏感である。十分な事前協議がないまま、輸入者から言われるままに FTA 原産地証明書を取得すると、輸出国の企業は FTA 原産地証明書を取得するコストと手間とその後のコンプライアンス上のリスクだけを負うことになる。そのため、政府が輸出振興に資する FTA 活用を普及させたいと考えた場合には、輸出国側で供給者を含めた企業全般を対象とした十分な情報提供と FTA 活用ノウハウを持った人材育成を行う必要がある。

第 2 節 FTA 情報の収集

FTA を活用する際には、関係者それぞれが多く情報を収集しなければならない。FTA を活用するために必要な情報としては、表 1 のようなものが挙げられる。

表 1 FTA を活用する際に必要な情報の例

必要な情報	注意事項
① 製品のHSコード	輸入国側のHSコードを確認する
② FTA関税率	通常の関税率との差を確認する
③ FTA原産地規則	付加価値率、関税番号変更など、HSコードごと、FTAごとに異なる
④ FTA原産地証明制度	第三者証明制度、自己証明制度などFTAごとに異なる
⑤ 直送基準	物流や商流が第三国を経由する場合の規則がFTAごとに異なる

(資料) 各種情報より著者作成

まず、FTA 活用したい製品の、①輸入国での HS コードが必要である (HS コードについては、第 3 節で別途説明する)。次に、②通常の関税と FTA 関税の差を確認する。稀に、通常の関税率より FTA 関税率の方が高いという逆転現象が生じているので、注意が必要である (注 1)。また、同じ国どうしが複数の FTA を締結している場合は、どの FTA を使うと一番メリットが大きいか、調査する。輸入国での HS コードと輸入関税については、一般的なことは輸出国側でも調べられるが、実際の税関での運用については輸入国側で確認しておく必要がある。

次に、協定ごとに異なる ③FTA 原産地規則を確認する。同じ製品を輸出する場合でも、活用する FTA が異なれば、充足すべき FTA 原産地規則も異なるので、原産と認められることもあれば、認められない場合もある。原産性を証明するための書類を保存すべき期間も FTA ごとに異なるので確認しておく。

更に、企業は、④FTA ごとに異なる原産地証明制度を確認し、複数から選択可能な場合は、それぞれの証明制度のメリット、デメリットを検討し、活用する証明制度を決定する。日本が締結している FTA を例に挙げると、現在日本が締結しているすべての FTA で、日本商工会議所が FTA 原産地証明書を発行する「第三者証明制度」を使用することができる。メキシコ、スイス、ペルーとの FTA では、経済産業省に認定を受けた輸出者は、「認定輸出者自己証明制度」が選択できる。また、2015 年 1 月 15 日に発効した日豪 FTA では「自己申告制度」が選択可能になった。日本以外の国の FTA では、「輸入者自己証明制度」や「登録輸出者自己証明制度」などがある。米国のように「第三者証明制度」の仕組みがない国もある。このように、FTA ごとに原産地証明制度も多様である。

また、ほとんどの FTA で、FTA を活用する製品は輸出国から輸入国へ直送することが義務付けられているが、物流が第三国を経由する場合でも FTA が活用可能となる、⑤直

送基準の例外に関する規則がある。例えば、中国からの輸出で香港を経由する場合、ASEAN 域内の取引でシンガポールにストックポイントがある場合などが想定される。この規則も FTA ごとに異なるため、確認が必要である。

このように、FTA に必要な情報は多種多様である。また、第 1 節でも述べたとおり、FTA 活用には、社内外の多くの関係者の協力が必要である。つまり、FTA に関する情報は、一部の専門家だけではなく、多くの人が簡単に入手し、利用できるようになっていなければ、活用の裾野は広がらないと言える。

第 3 節 FTA 活用時の課題

1. HS コード

HS コードは、世界税関機構(WCO)で定められた、「商品の名称および分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description Coding System)」と呼ばれる体系である(注 2)。各国の税関は、この番号を用いることにより、輸出入された製品が何であるのか、共通に理解できる。世界共通の HS コードは 6 桁であり、各国はその 6 桁の後に更に数字を加えて、8 桁～10 桁の各国独自の関税分類番号を輸出入に使っている。

ところが、実際には、同じ製品に対する HS コードの判断が、輸出国と輸入国で異なる場合がある。FTA 活用時に、輸出国と輸入国で HS コードの判断が異なると、輸出国側で、FTA 原産地証明書を発給する際に更に煩雑な作業を強いられる。つまり、輸入関税の決定権限は、輸入国税関にあるため、FTA 活用時には、輸入国税関の HS コードにあわせて書類作成をする必要があり、同じ製品であるのに、A 国向けには AA というコード、B 国向けには BB というコードで書類を作成する必要が生じる。輸出国の原産地証明書発給機関に対し、異なる HS コードで発給申請するための説明も必要になり、輸出国の発給機関が柔軟な対応を行わない場合は、FTA 活用自体ができない(注 3)。

例えば、日本では「炊飯器(Electric Rice Cooker)」を電熱機器(8516)の「その他の電熱機器」として 851679 に分類しているが、日本以外の国では、「クッカー(Cooker)の一種」として 851660 に分類することが多い。家庭用パン焼き機(Home Bakery)は、捏ねる機能を主とみるか、焼く機能を主とみるかでコードが異なったり、名前だけで Toaster と同分類にされたりすることもある。

また、HS コードは新製品を分類し、不明確な分類を修正するため、5 年に 1 度(直近では 2012 年、次回は 2017 年)改訂されているが、昨今の新製品の開発スピードには全く追

いついていない。今後、更にさまざまな新製品や融合製品が開発され、HS コードの解釈が分かれる製品が増えることが想定される。

その一方で、日本の FTA では、FTA 交渉時の HS コードをそのまま使うように運用規則が定められている。例えば、日メキシコ協定を活用する際には、2002 年の HS コードを使って FTA 原産地証明書を発行する必要があるが、通関書類では最新の 2012 年の HS コードを使っているため、番号が異なることがあり、不慣れな企業の担当者を悩ませている（注 4）。

表 2 FTA 活用時と通関時の HS コードのバージョンの相違

日本のFTA締結相手国	通関時	FTA活用時
シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン	HS2012	HS2002
スイス、ベトナム、インド、ペルー		HS2007
オーストラリア		HS2012

（資料）各種情報より著者作成

表 3 HS コードのバージョンによって番号の異なる品目の例

製品	HS2002	HS2007	HS2012
リチウムイオン電池	850780		850760
家庭用掃除機	850910	850811	
音楽用CD（記録していないもの）	852432	852340	852341
ビデオカメラ	852540	852580	
カラーテレビ	852821	852872	

（資料）各種情報より著者作成

2. FTA 関税率

日本からの輸出を振興させるためには、FTA を活用すると、輸出先の国の輸入関税がどのように下がるのかが、簡単にわかる情報にアクセスできることが重要である。

FTA が発効しても、すべての品目の関税が即時撤廃される訳ではない。関税撤廃から除外される品目もあるし、日本が締結している FTA では、相手国の関税はほとんどの品目で段階的に撤廃される。FTA 原産地証明書を取得し、発送し、原産性を立証する書類を保存するにはコストがかかるため（注 5）、企業は、どこまで関税率が下がった時点で FTA を

活用し始めるか、見極める必要がある。もちろん、いずれ活用するつもりならば、早いうちから準備をしておくことが望ましい。しかし、将来に亘る段階的な FTA 関税率の変化についてそれぞれの協定を調べるためには、ある程度のノウハウが必要である。

例えば、FTA の協定原文を調べる場合、表 4 が一般的な協定の関税撤廃スケジュールの表の例である。この表から実際の関税率を確認するためには、右端の Column の Category の意味を読み解き、協定の発効日や関税率の変更の月を調べて計算する必要がある。

表 4 一般的な協定の例

Part 2 Schedule of India			
Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Base Rate	Column 4 Category
0101	Live horses, asses, mules and hinnies.		
010110	Pure-bred breeding animals		
01011010	Horses	30	B10
01011020	Asses	30	B10
01011090	Other	30	B10
010190	Other		
01019010	Horses for polo	30	B10
01019020	Asses, mules and hinnies as livestock	30	B10
01019090	Other	30	B10

(出所) 日インド協定 (注 6) より

一方、表 5 のように比較的関税率の変化がわかりやすい表となっている協定もある。それでも 1st year がいつなのか、その年の何月に関税率が変わるのか、この表だけでは不明である。(1 月 1 日に関税率の変更を行う FTA が多い。日本が締結する FTA では 4 月 1 日の変更日であるものもある。EU 韓国 FTA のように、発効日を基準に 1 年後、2 年後・・・に関税削減を行うものもある。)

また、これら協定の表の HS コードは、協定の交渉当時のものであることが多いので、現在の HS コードを過去の HS コードに照らし合わせて確認する必要がある。

表 5 関税撤廃スケジュールが分かりやすい協定の例

Section 2 Schedule of Thailand														
Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Category	Column 4 Note	Column 5 Rate of customs duty										
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	7th year	8th year	9th year	10th year	As from 11th year
01.01	Chapter 1 Live animal													
0101.10	Live horses, asses, mules and hinnies. - Pure-bred breeding animals	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0101.901	- Other :	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0101.909	- - - Horses	B		26.67%	23.33%	20.00%	16.67%	13.33%	10.00%	6.67%	3.33%	0	0	0
01.02	- - - Other													
0102.10	Live bovine animals.	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0102.90	- Pure-bred breeding animals	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- Other													

(出所) 日タイ協定 (注 7)

日本では、輸入時の段階的関税撤廃スケジュール（ステージング表）が、分かりやすい一覧表で提供されている（表 6）。こちらは、毎年新しい HS コードに更新されている。可能ならば、「無税」という漢字表記が「Free」又は「0%」等の英語表記であれば、輸入者と輸出者が資料を共有しやすい。

表 6 日本の輸入関税の撤廃スケジュールの例

日インドEPA(2014年4月版)

統計細分(2014.4.1～)	ex	2014/4/1～	2015/4/1～	2016/4/1～	2017/4/1～	2018/4/1～	2019/4/1～	2020/4/1～	2021/4/1～	2022/4/1～	2023/4/1～	2024/4/1～	2025/4/1～	2026/4/1～
200840219		4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200840291		5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200840299		3.4%	2.9%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200850110		9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200850190		9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200850210		3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200850290		3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200860110		9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200860190		9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200860210		7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200860290		3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
200870111		16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税

（出所）税関 HP、「EPA ごとのステージング表」日インド協定（注 8）

ジェトロが提携している FedEx 社の「世界各国の関税率（注 9）」のデータベースでは、日本が締結している FTA について、段階的撤廃の関税スケジュールが検索可能である。そのような資料を提供している FTA 相手国政府はまだ少ない。企業は輸出相手国ごとに、異なる形式のデータベースを検索したり、協定の原文を地道に調べたりする必要がある。

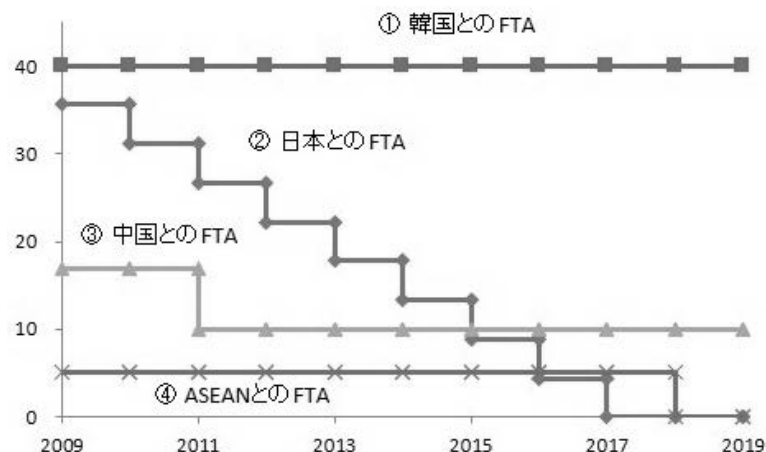
ここで、FTA 活用を戦略的に検討する場合を想定してみる。

【ケース 1】 市場と製品を限定して、FTA 活用を検討

ベトナムにカラーテレビ(852872)を供給する場合に、どこの原産国から供給すると、ベトナムでの支払い関税が減免できるかを考えてみる。この場合、FTA 相手国ごとのベトナムの FTA 関税率の変化は、図 2 のようになる（主要国のみ記載）。①韓国とは FTA があるが、カラーテレビは関税撤廃品目から除外されている。②日本との二国間 FTA では 10 年かけて関税が撤廃される。③中国との FTA では早期に関税が減免されるが、0%にはならない。④ASEAN との FTA では、すでに 5%まで下がっているが、関税が 0%になる時

期は 2015 年から 2018 年に先延ばしされる可能性がある。これら複数の FTA 関税率を考慮しながら、現地生産がよいのか、海外から供給するのがよいのかを検討することになる。

図 2 ベトナムにおける原産国別のカラーテレビの FTA 関税率の変化

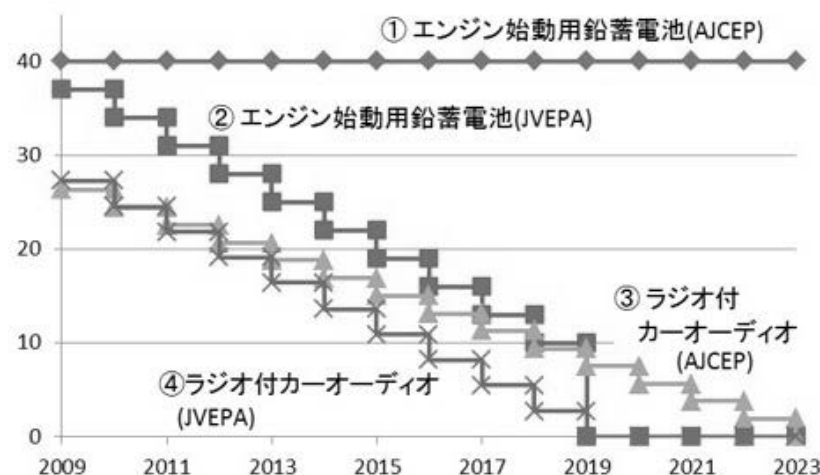


(資料) 各種情報より著者作成

【ケース 2】 輸出国と輸入国を限定して FTA 活用を検討

次に、日本からベトナム向けにいくつかの製品を供給することを考えてみる。製品は、エンジン始動用鉛蓄電池 (850710 の一部 (注 10)) とラジオ付カーオーディオ (852721) を図 3 で例示する。日本とベトナムの間には、日 ASEAN 協定 (AJCEP) と日ベトナム協定 (JVEPA) の 2 つの FTA があり、それぞれ協定別、品目別に関税削減スケジュールが異なっている。例えば、①この鉛蓄電池は AJCEP では関税撤廃から除外されているが、② JVEPA を使用すると 10 年かけて段階的に関税撤廃される。一方、カーオーディオは、③ FTA が発効した当初は AJCEP を活用する方が FTA 関税率が低かったが、④2011 年以降は JVEPA を活用した方が低くなり、JVEPA の方が 4 年早く関税が撤廃される。2023 年以降はどちらも 0%になる。

図3 日本からベトナムに輸出する場合の製品ごとの FTA 関税率の変化



(資料) 各種情報より著者作成

このように、FTA を戦略的に活用するためには、製品ごと、FTA ごとの FTA 関税率の変化を多面的に確認する必要がある。

3. FTA 原産地規則

調査した FTA 関税率を製品に適用するためには、その製品が FTA 原産地規則を充足し、それを証明する書類を保存する必要がある。FTA 原産地規則は、FTA ごとに異なり、同じ製品を日本から輸出する場合でも、A 国との FTA では日本製と認められても、B 国との FTA では、日本製とは認められないことがある。

鉱工業品の一般的な FTA 原産地規則には、①付加価値基準、②関税番号変更基準、などがある。①は、製品の生産工程における原産資格割合を価格換算し、その割合が一定の基準を超えた場合にその製品を原産品であると認める基準であり、品目ごと、FTA ごとに 35%~70%程度に定められている。アジアでは 40%以上という基準が多いが、品目別・FTA 別には更に高い割合を要するものがある。②は、部材と輸出する完成品の HS コードが変わっていることを示すことによって、その国で実質的な加工がされていると判断するものである。価格変動に左右されないため、比較的証明書類の保存がしやすいが、どのレベル（桁数）の関税番号の変更が必要かが、品目によって異なるため、この規則が使いにくい製品もある。FTA によって、①のみ、②のみ、①と②の選択性、①と②の両方を充足する必要があるもの、など様々である。

表 7 FTA ごとに異なる原産地規則の例

	日ASEAN協定	日マレーシア協定	日チリ協定	日メキシコ協定	日インド協定
カラー テレビ	40%以上付加価値基準	40%以上付加価値基準 又は 6桁レベルでのHSコード変更	40%以上付加価値基準 又は 4桁レベルでのHSコード変更	4桁レベルでのHSコード変更	35%以上付加価値基準 かつ 6桁レベルでのHSコード変更
リチウム イオン 電池	40%以上付加価値基準 又は 4桁レベルでのHSコード変更	40%以上付加価値基準 又は 6桁レベルでのHSコード変更	6桁レベルでのHSコード変更	50%以上付加価値基準かつ 6桁レベルでのHSコード変更 又は 4桁レベルでのHSコード変更	35%以上付加価値基準 かつ 6桁レベルでのHSコード変更

(資料) 各種情報より著者作成

このように FTA 原産地規則についても、輸出国の生産者が、製品ごと、FTA ごとに協定を確認する必要がある。

また、生産者は、輸出後も原産性を立証するための書類を 3～5 年間保管し、輸入国税関の求めがあれば、それらを提出する義務がある（注 11）。疑義があるとされた場合には、輸入国税関からの訪問（検認）を受けることもある。輸入税関を納得させることができないければ、遡及して FTA 関税率の適用が撤回され、悪質とされれば更に追徴税の支払いを求められることもある。これらは既に完結した売買契約におけるビジネス上のリスク要因となる。

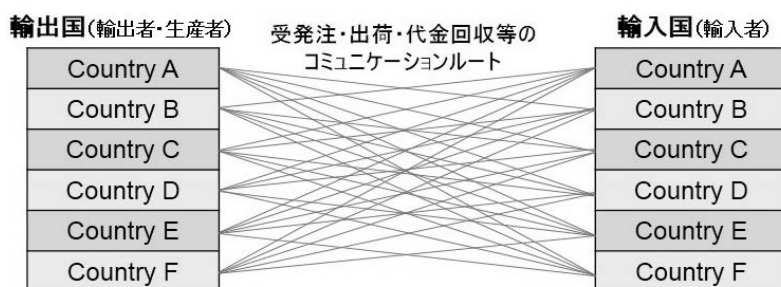
4. 多様化するビジネス形態

ほとんどの FTA で、製品は輸出国から輸入国へ直送することが義務付けられている。これは第三国を経由する際に、製品の原産性が維持されているかどうかの確認が困難になるためである。シンガポールや香港等、中継貿易が盛んな国では、中継国での非加工証明書を取得することで FTA 活用が可能な例があるが、通常、一旦第三国に輸入されてしまうと、そのような証明書を取得することが困難になる。しかし最近では、サプライチェーンが複雑化しており、製品の最終工程で、品質チェックやパッケージだけを第三国で行うことがある。このような場合には、現在のルールでは FTA の活用が難しい。

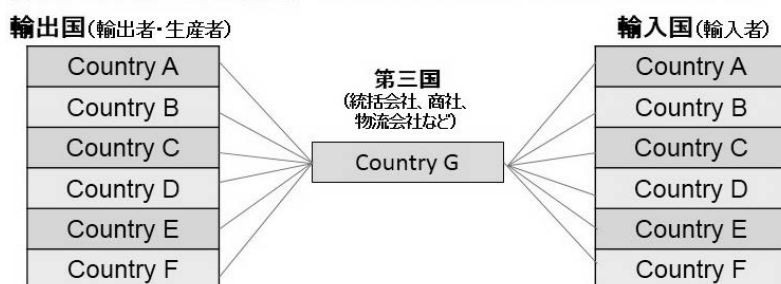
一方、製品は直送されるが、取引が第三国を経由するケースがある。例えば、製品自体は、中国からタイに直送されるが、受発注や代金回収、物流の管理が、日本やシンガポール、香港等で行われる取引などである。これは、生産拠点と販売拠点がそれぞれ複数ある場合には、受発注や物流の管理をある国で集中した方が効率的であるためである。このような商流はビジネス上一般的であるため、FTA 活用を認めることを明記する協定も増えていくが、運用上は FTA 活用が困難なことがある。

図 4 職能会社を経由させて商流の管理を行うケース

【直接取引をする場合】- 会社数が増えると、コミュニケーションルートが複雑になる



【職能会社を経由する場合】- 職能会社が全体の受発注、物流、代金回収をコントロールする

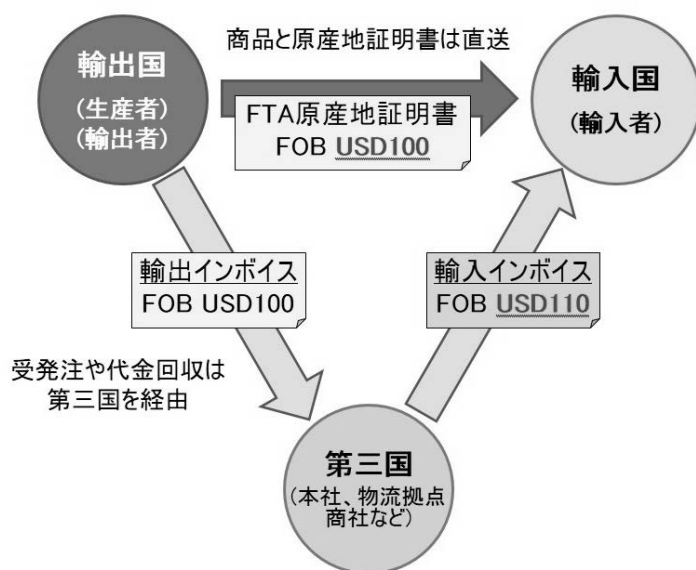


(資料) 各種情報より著者作成

現状では、まだ多くの原産地証明書に生産者から輸出時の価格が記載されている。ところが、このような商流では、FTA 原産地証明書上の生産者の価格と、その後、第三国で中間コストが上乗せされた輸入時のインボイス価格が異なることになり、輸入者に生産者の価格を露見させたくないと考え、FTA 活用ができない。また、そもそも FTA 原産地証明書上の生産者の価格と、輸入時のインボイスの価格が異なると FTA 活用を認めない輸入国税関がある。

ASEAN の FTA では、原産地規則が付加価値基準以外の時は、FTA 原産地証明書への価格記載要件が撤廃されたが、ASEAN と中国やインドとの FTA では、付加価値基準が必須のため、すべての原産地証明書での価格記載要件撤廃にはまだ時間がかかりそうである。

図 5 商流に第三国を経由させる例



(資料) 各種情報より著者作成

第 4 節 今後の FTA に期待すること

これまで述べた FTA 活用上の課題は、少しずつ解決されつつあるが、敢えて以下の項目について、更なる改善を期待することとして挙げる。

1. FTA 活用時の HS コードの統一

HS コードは 5 年ごとに改定される。FTA 活用時の HS コードも、早期に通関時に用いられる最新の HS コードに統一されるべきである。その際、同時に、HS コードを用いた FTA 原産地規則（関税番号変更基準）が複雑なものにならないよう、十分注意すべきである。また、輸出国と輸入国で同じ製品に対する HS コードの判断が異なる場合の運用についても、例えば、輸出国の発給機関で柔軟な対応をすることなどを明文化すべきである。

2. FTA に関するデータベース、相談窓口、事前教示制度の整備

輸出国において、生産者や輸出者が簡単にアクセスできる、FTA 関税率や原産地規則等の FTA に関するデータベースが必要である。FTA 情報は探せばいろいろなところにある。しかし、探し方にもある程度のノウハウが必要であり、特に、普段、輸出入を行わない生産部門や、国内取引しかしたことのない部材の供給者にとっては、まだまだ情報収集のハードルが高い。

FTA 活用の相談窓口は、日本ならば、経済産業省（注 12）、税関（注 13）、日本商工会議所（注 14）、ジェトロ（注 15）、など多くある。セミナーも多く開催されている。しかし、これまで輸出入に携わってこなかった生産部門は、そういった部署に相談するのにまだ少し躊躇があるようだ。

実際に FTA を活用するのに必要な情報を提供し、詳細な説明をすればするほど、FTA ごとに異なる複雑な規則や活用後のコンプライアンス上のリスクを重く見て、生産部門が FTA 活用を躊躇する場合がある。これらの障壁をいかに下げられるかが、FTA 活用の裾野を広げる鍵になる。

日本では、税関による HS コード（注 16）及び FTA 原産地規則（注 17）に関する事前教示制度が確立している。この制度で回答を得るまでの期間がもう少し短くなり、日本税関の判断内容が、FTA 相手国と共有できるものとなると更に活用しやすい。例えば、現在 Web で公開されている事前教示の内容が、英語でも掲載されると、FTA 相手国との共有が行いやすい。また、HS コードの判断が異なる場合に、FTA の仕組みの中で、日本の税関と FTA 相手国の税関が意見交換を行う枠組みを設置することも有意義だと考えられる。

3. 原産地証明書の価格記載要件撤廃及び電子化

ビジネス上、価格は機微な情報である。ASEAN の FTA で付加価値基準使用時以外の FTA 原産地証明書における価格記載要件が撤廃されたが、まだまだ付加価値基準を使っている製品も多い。一方で、既に日本が発給する FTA 原産地証明書や、途上国が発行する一般特惠原産地証明書(Form A)には、価格記載要件はない。今後、すべての FTA 原産地証明書において、価格記載要件が撤廃されることが望まれる。

また、現在、発効しているアジアの FTA の多くでは、FTA 原産地証明書の原本が要求される。通関書類のほとんどが電子化されている中、原本の発送にはコストと時間がかかる。航空貨物では、FTA 原産地証明書が貨物の引き取りに間に合わず、ほとんど FTA 活用ができない。日豪 FTA で漸く認められたように、電子データによる FTA 原産地証明書の早期容認が期待される。

4. 輸入国税関から生産者に対する検認制度の透明性向上

FTA 活用時には、輸入国税関は、生産者に対し、原産性を証明するための書類提出要請及び訪問（検認）を行うことができる。現在日本が締結している FTA では、第三者証明制

度がほとんどということもあり、それほど頻繁ではないようだが、この検認の頻度が上がった場合には、FTA 活用が、生産者にとって更にコストとリスクがかかるものになる。コストだけではなく、生産者にとって製品を構成する部品リストやその調達先、価格、工場での工程表などはできる限り他者に開示したくないものである。FTA 活用時に生産者が輸入国税関に開示すべき書類については、できる限り簡素で最低限の資料で充足できるようにすべきである。

おわりに

本稿では、物品貿易における FTA 活用上の課題について、企業が実際に直面している問題について述べた。FTA 活用は、輸入国における関税障壁が下がることで企業に大きなメリットをもたらすが、同時に活用のための時間、コストの他、輸入国税関からの逆及的な関税の支払い要請などのリスクを抱える。その両者をしっかり理解した上での FTA 活用が必要である。

企業は部材の調達先を複数化して、リスクマネジメントを行うことがある。また、どこまでの工程をどこの国で行うか、フレキシブルな対応が可能な方が、柔軟なサプライチェーンを組みやすく、ビジネスを行いやすい。しかし、このようなビジネスモデルは FTA 活用時に原産性を立証する資料の管理を複雑にする。客先ごとにカスタマイズした製品が望まれることも増えているが、大量生産された製品に比べると品番ごとに管理が必要なため、これも FTA 活用コストを押し上げる。

ビジネスのグローバル化には、モノ、ヒト、おカネ、そして情報の円滑な移動が必要である。FTA 活用が、却ってモノの移動の自由化を阻害するものとならないよう、多様化・広域化するサプライチェーンの中で、モノ、ヒト、おカネ、そして情報に関する円滑な移動の規則や運用が更に高位平準化されていくことを期待する。

<注>

1. 日本税関 HP 「逆転現象について」
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm
2. WCO の HS コードに関する説明ページ (英語)
<http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/overview/what-is-the-harmonized-system.aspx>
3. 日本商工会議所における対応 「こんな時どうするの (Q & A)」 P4 の 9
<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki6.pdf>
4. 日本商工会議所 HP 「原産地証明書上の HS コードの取り扱い」
<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/hs.html>
5. 日本商工会議所 HP 「発給手数料について」 <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/fee.html>
6. 日インド EPA 附属書 1、P4
http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x01_e.pdf
7. 日タイ EPA 附属書 1、P195
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf>
8. 税関 HP 「EPA 毎のステージング表」 日インド EPA (2014 年 4 月版)
<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chui.htm>
9. 日本貿易振興機構 (ジェトロ) HP 「世界各国の関税率」
<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>
10. 日本からベトナム向けのエンジン始動用鉛蓄電池(850710)の内、Having a voltage of 6 or 12V and a discharge capacity not exceeding 200AH の関税率を用いた。
11. 経済産業省 HP 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/roo_guideline.pdf
12. 経済産業省 HP http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/
13. 税関 HP <http://www.customs.go.jp/question1.htm>
14. 日本商工会議所 HP http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html
15. 日本貿易振興機構 (ジェトロ) HP <http://www.jetro.go.jp/services/advice/>
16. 税関 HP 「事前教示制度 (品目分類関係)」 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
17. 税関 HP 「事前教示制度 (原産地関係)」 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

第3章 東アジア地域の貿易動向と FTA による輸入コストへの影響

(一財) 国際貿易投資研究所 主任研究員

吉岡 武臣

はじめに

世界の経済状況は 21 世紀以降、中国および ASEAN などの新興国の台頭をはじめとして急速に変化している。日本は其中で徐々に存在感を失ってきたが、日本が「失われた 20 年」と呼ばれた経済の低成長の時代から脱却するためには、成長著しい国々の活力を取り込むことが不可欠である。こうした状況の中、自由貿易協定 (FTA) による輸入関税の撤廃は、輸出者にとっては製品の価格競争力を増す有効な手段の一つであり、製造業に優れた日本における再興の鍵と考えられる。

だが、FTA による関税削減の効果については、全体的な概算は報道されても、具体的な業種別の効果といった企業にとって関心の高い情報はあまり提供されていない。本章では主要国および ASEAN 各国の近年の貿易構造の変化を確認した上で、タイ、インドネシア、中国、日本において、AFTA (ASEAN 自由貿易地域) などの FTA がどの程度の関税削減効果を生み出すのかを業種別に推計した。さらに、タイ税関の資料を用いて現時点の FTA の具体的な利用状況についての分析を行った。

第1節 主要国の輸出の推移

1. 世界の主要輸出国 (中国、米国、ドイツ、日本)

2013 年における世界の輸出額上位は中国、米国、ドイツ、日本の順であった (図 1)。2000 年当時、この 4 カ国の順位は米国、ドイツ、日本、中国の順であったので、この 13 年で中国が米国、ドイツ、日本を抜き世界一の輸出国となったことになる。

2000 年時点での米国の輸出額は約 7800 億ドルと他の 3 ヶ国より頭一つ抜けていた。続く 2 位のドイツは約 5500 億ドル、3 位の日本は約 4800 億ドルと、2 位と 3 位の差は比較的小さい。4 位の中国は約 2500 億ドル、ドイツと日本のおよそ半分の規模であった。

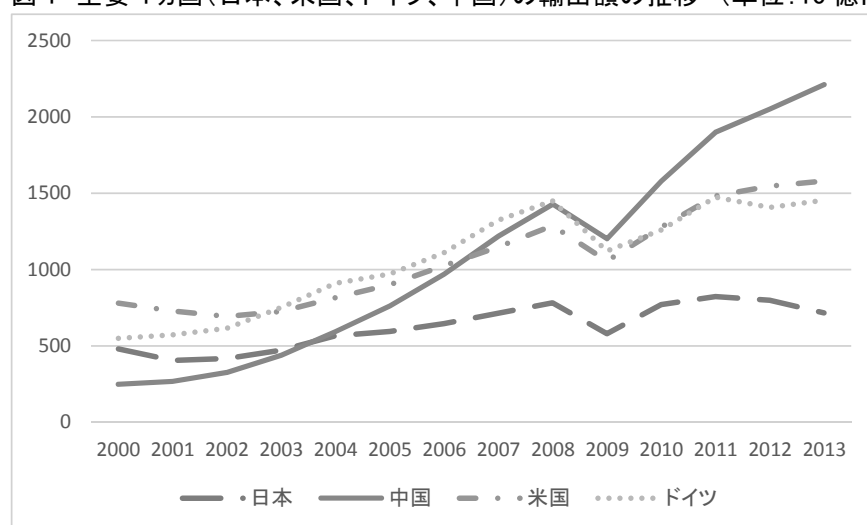
2000 年以降、4 カ国ともに輸出額は増加した。特に中国は 2001 年の WTO 加盟を境に急速に輸出額が増加した。それに対し日本の輸出の伸びは緩やかであり、その結果 2004 年には中国が日本の輸出額を上回った。

2009 年にはリーマンショックを契機とした世界的な金融危機の影響が表れ、4 カ国とも輸出額が前年までの増加傾向から一転、大幅に落ち込んだ。なお、その前年にあたる 2008 年の輸出額を見ると、この時点で中国は米国、ドイツと肩を並べ、日本がこの 3 カ国から大きく離されていたことが分かる。

2010 年以降、輸出は 4 カ国とも回復に向かった。しかし、中国は輸出の拡大が続く一方、日本は 2013 年の輸出額は 7149 億ドルと 4 カ国で唯一 2008 年の輸出額を下回っており、依然として輸出が伸び悩んでいる。

なお、日本の輸出額を円の対ドルレートと比較すると、2000 年から 2002 年、2004 年から 2007 年は為替が円安に進んだが、輸出の増加に直接の影響は及ぼしていない(表 1)。2000 年以降に関しては、円安が必ずしも(短期的には)輸出の増加にはつながっていないことが分かる。

図 1 主要 4 カ国(日本、米国、ドイツ、中国)の輸出額の推移 (単位:10 億ドル)



(出所) Global Trade Atlas

表 1 円の対ドルレート(期中平均)

2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
107.8	121.5	125.4	115.9	108.2	110.2	116.3	117.8	103.4	93.6	87.8	79.8	79.8	97.6

(出所) International Financial statistics (IMF)

2. ASEAN5 カ国 (シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム)

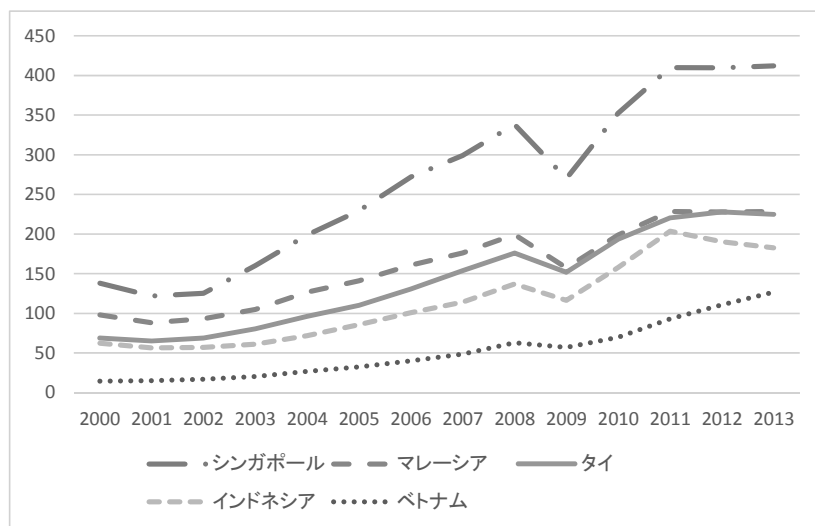
ASEAN における輸出上位 5 カ国 (シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム) の 2000 年以降の輸出額の推移では (図 2)、2000 年時点で輸出額が最も多かつ

たのはシンガポール、次いでマレーシア、タイ、インドネシア、ベトナムの順である。輸出額は最も多いシンガポールで約 1380 億ドル、中国（約 2500 億ドル）の 5 割強の規模であった。

これら ASEAN 諸国の輸出額の推移も、基本的に図 1 と似た傾向である。2008 年まで輸出が順調に増加した後、金融危機の影響で 2009 年に減少に転じ、2010 年以降は再び増加傾向にある。ただし、ベトナムは 2009 年の落ち込みは比較的軽微で、金融危機の影響が輸出面ではそれほど大きくなかったことが伺える。

輸出の拡大の度合いでは、シンガポールが最も高い。2009 年の落ち込みは大きかったものの、2013 年の輸出額は 4000 億ドルを超えて他の ASEAN 諸国を大きく引き離した。マレーシアは 2000 年時点では ASEAN 内での輸出額は第 2 位であったが、2009 年の時点でタイとほぼ同じ水準となり、その後もタイとほぼ同じ輸出額で推移している。タイは 2011 年以降、輸出の伸びが鈍化している。2011 年夏の大洪水、2013 年の反政府デモや 2014 年の軍部によるクーデターの影響があったものと見られる。インドネシアは 2009 年以後、輸出は急速に回復した。しかし、主な輸出品である石炭などの資源価格が下落したため、2011 年以降の輸出額は減少している。

図 2 ASEAN5 カ国(シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム)の輸出額の推移
(単位:10 億ドル)



(出所) Direction of Trade Statistics (IMF)

さらに、これらの各国（シンガポール除く）における輸出の推移（2003～2013 年）を業種別に分析したのが以下の表である。

3. 各国別の推移

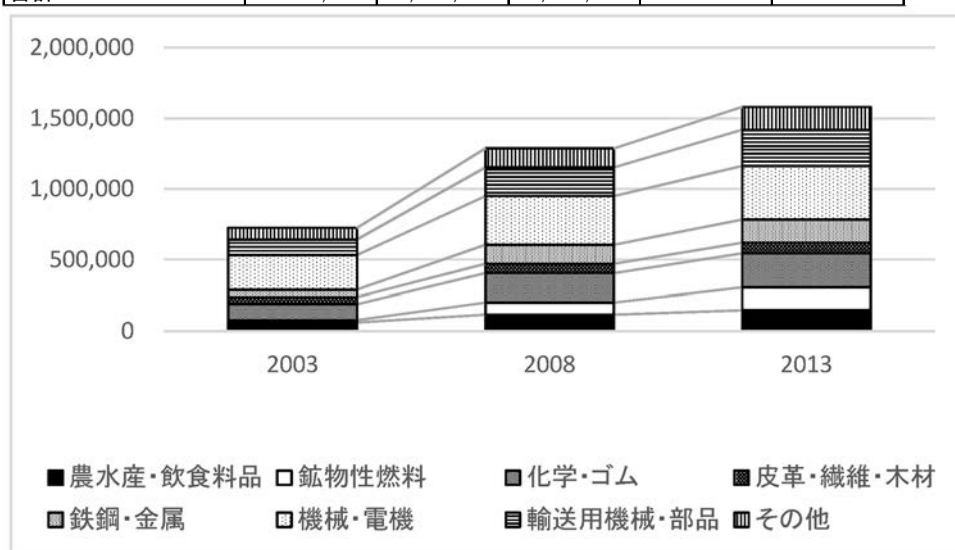
(1) 米国

2003年時点での米国の主要輸出品は「機械・電機」であり、全体の約3分の1を占める(注1)。次いで「化学・ゴム」、「輸送用機械・部品」の輸出額が多く、100億ドルを超えている。「農水産・飲食料品」の割合は全体の10%に満たず、工業製品が中心である。

輸出額は全体で2003年から08年の間に77.6%、2008年から13年の間に22.7%増加した。輸出額の増減に対する寄与度では、2003年～08年は輸出額の多い「機械・電機」「輸送用機械・部品」「化学・ゴム」および「鉄鋼・金属」が他の業種に比べて高く、輸出の増加に大きく寄与した。2008年～13年は輸出の伸びは全体的に鈍化した。ただし、「鉱物性燃料」はシェールガスの増産で余剰分を石油製品として輸出したことにより、輸出額が2008年から2倍近く増加した。そのため、他の業種に比べて寄与度は最も高くなった。

表2 米国の業種別の輸出額推移(2003～2013年、単位:100万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	60,474	116,068	146,911	7.7	2.4
鉱物性燃料	16,976	85,679	158,933	9.5	5.7
化学・ゴム	111,644	205,181	239,306	12.9	2.7
皮革・繊維・木材	49,213	64,734	74,639	2.1	0.8
鉄鋼・金属	51,334	134,969	164,012	11.5	2.3
機械・電機	243,807	343,094	379,313	13.7	2.8
輸送用機械・部品	109,211	202,334	255,469	12.8	4.1
その他	82,113	135,384	161,008	7.4	2.0
合計	724,771	1,287,442	1,579,593	77.6	22.7



(出所) Global Trade Atlas ※表3～9も同様

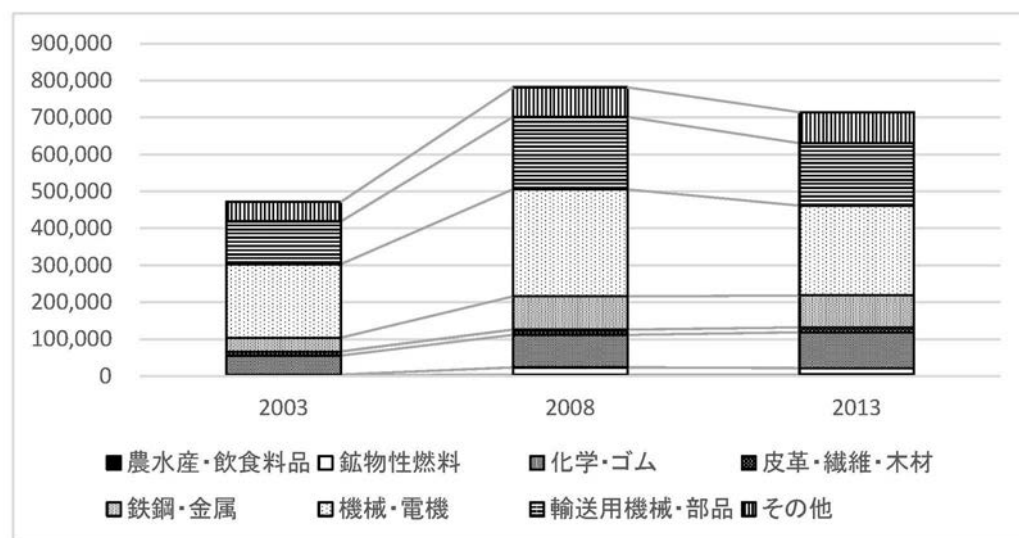
(注) 寄与度は業種別の増減額を前期の総輸出額で割った数値。業種別の寄与度の合計は全体の寄与度と等しく、全体の寄与度は全体の増減率を表す。※表3～9も同様

(2) 日本

日本の輸出は「機械・電機」「輸送用機械・部品」の比重が高く、これらで全体の約6割を占めている。全体の輸出額は2003年から08年で65.7%増加した後、2008年から13年では8.6%の減少となった。2003年～08年の輸出の増加は「機械・電機」「輸送用機械・部品」の伸びが大きく寄与した。だが、全体の輸出額が減少した2008年～13年においてもこの2業種の輸出減が大きく影響している。他の業種は「化学・ゴム」を除いてほとんど輸出は増加しておらず、輸出全体の増減が「機械・電機」「輸送用機械・部品」に左右されやすい構造となっている。

表3 日本の業種別の輸出額推移(2003～2013年、単位:100万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	2,530	4,261	4,933	0.4	0.1
鉱物性燃料	1,970	19,668	17,427	3.8	-0.3
化学・ゴム	51,524	88,213	96,680	7.8	1.1
皮革・繊維・木材	11,049	14,320	13,192	0.7	-0.1
鉄鋼・金属	37,341	89,367	86,456	11.0	-0.4
機械・電機	198,958	290,069	243,320	19.3	-6.0
輸送用機械・部品	115,794	195,900	169,159	17.0	-3.4
その他	52,746	80,155	83,699	5.8	0.5
合計	471,913	781,952	714,866	65.7	-8.6



(3) 中国

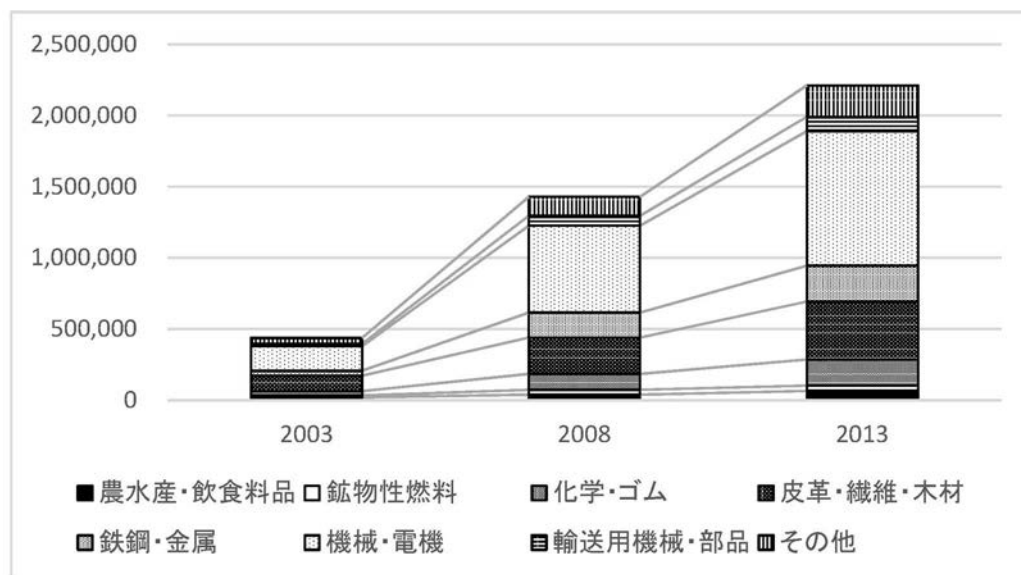
中国の輸出の中心は「機械・電機」「皮革・繊維・木材」である。全体の輸出額は2003年から2013年で4倍以上に増加、特に2003年から08年はわずか5年で3倍以上(225.9%)

増)の著しい伸びであった。その後、2008年から13年は他の国と同様に伸びは鈍化したものの、それでも54.7%と増加率は比較的高い。

2003年から08年にかけては「機械・電機」の輸出額が約3.5倍と大幅に増加、全体の輸出増の約半分を占めた。また、「皮革・繊維・木材」「鉄鋼・金属」の輸出増も全体の輸出額の拡大に大きく寄与した。2008年から13年においても「機械・電機」が輸出をけん引したほか、「皮革・繊維・木材」「鉄鋼・金属」「化学・ゴム」も引き続き輸出は増加している。

表4 中国の業種別の輸出額推移(2003～2013年、単位:100万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	20,656	38,851	65,386	4.1	1.9
鉱物性燃料	12,731	36,131	37,658	5.3	0.1
化学・ゴム	31,088	110,058	182,678	18.0	5.1
皮革・繊維・木材	107,975	255,060	407,217	33.5	10.6
鉄鋼・金属	35,369	174,659	251,614	31.8	5.4
機械・電機	172,445	610,822	945,087	100.0	23.4
輸送用機械・部品	15,609	70,841	100,563	12.6	2.1
その他	42,600	132,447	220,458	20.5	6.2
合計	438,473	1,428,869	2,210,662	225.9	54.7



(4) ドイツ

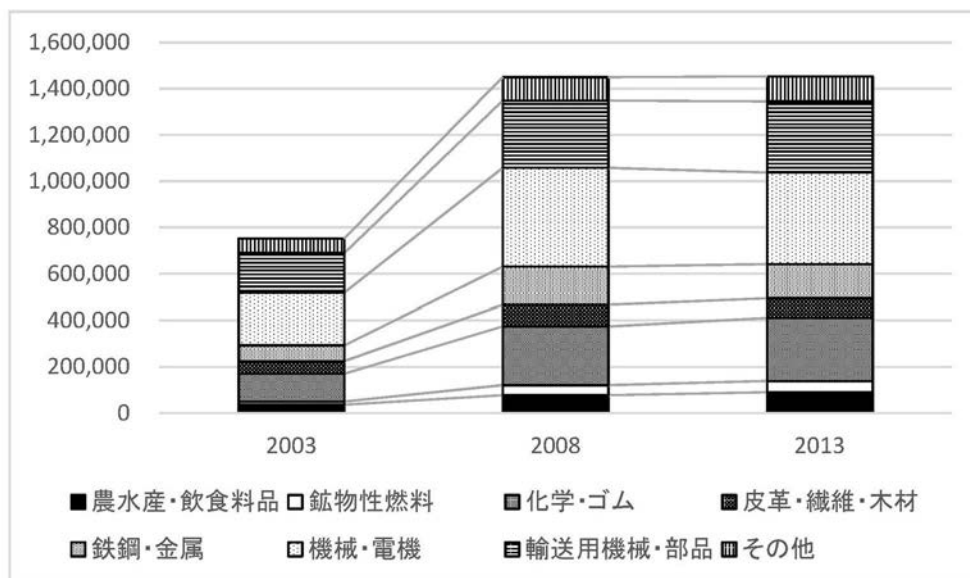
ドイツの主要輸出品は米国と同様、工業製品の「機械・電機」「輸送用機械・部品」や「化学・ゴム」が中心であり、「農水産・飲食料品」の割合は少ない。

輸出全体では、2003年から2008年の間に92.6%増と同期間の米国や日本を上回る増加

率で輸出は大きく拡大した。上の主要輸出品のほか、「鉄鋼・金属」が輸出の拡大に寄与した。その後、2008年から2013年にかけては0.3%増とほぼ変化は無かった。「機械・電機」「鉄鋼・金属」「皮革・繊維・木材」で輸出が減少したが減少幅は小さく、「化学・ゴム」「輸送用機械・部品」などの輸出増が減少分を補った。

表5 ドイツの業種別の輸出額推移(2003～2013年、単位:100万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	36,343	77,763	90,266	5.5	0.9
鉱物性燃料	13,762	42,897	48,719	3.9	0.4
化学・ゴム	120,089	253,794	271,804	17.8	1.2
皮革・繊維・木材	54,456	92,055	82,900	5.0	-0.6
鉄鋼・金属	67,823	164,875	147,880	12.9	-1.2
機械・電機	225,692	425,980	396,440	26.6	-2.0
輸送用機械・部品	170,390	290,993	306,680	16.0	1.1
その他	63,723	100,612	108,296	4.9	0.5
合計	752,279	1,448,969	1,452,985	92.6	0.3



上記の世界の主要輸出国（米国、日本、中国、ドイツ）における輸出の中心はいずれも「機械・電機」であり、輸出の拡大にも大きく影響していた。特に中国の輸出の急拡大は「機械・電機」の著しい増加が最大の要因であった。それに対し、日本の輸出が近年低迷している理由は、この「機械・電機」ともう一つの主力輸出品である「輸送用機械・部品」の輸出の減少であり、その輸出減を補う産業が育っていないためだと考えられる。

(5) タイ

タイの主な輸出品は「機械・電機」「化学・ゴム」「農水産・飲食料品」である。「機械・

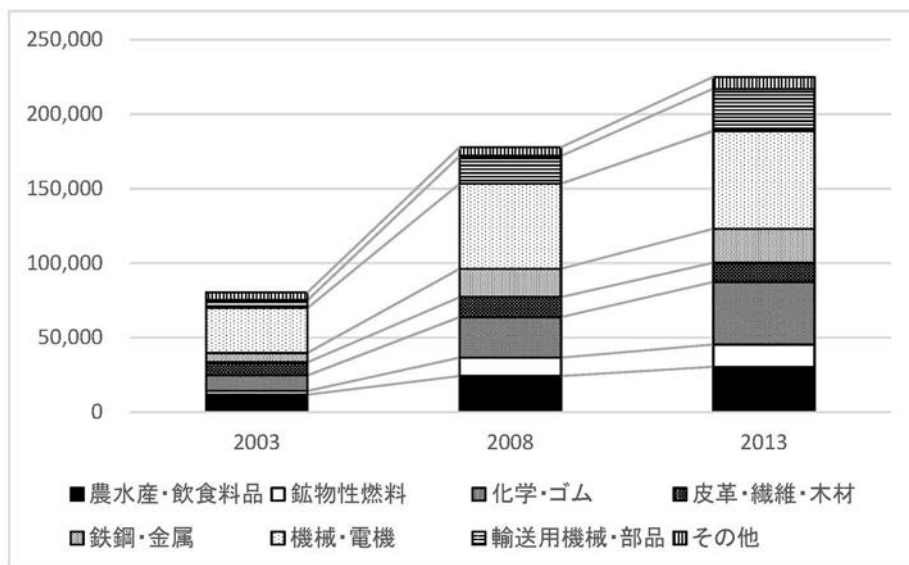
電機」の輸出額の比率が高いのは米国や日本などと同様だが、タイは「農水産・飲食料品」の比率も高い。「化学・ゴム」も天然ゴムが輸出の多くを占め、こうした一次産品もタイの主要輸出品となっている。

全体の輸出額の伸びは ASEAN 地域経済の急速な発展を反映し、2003 年から 08 年は 121.6%、2008 年から 13 年は 26.5%と、米国、日本、ドイツを上回る。

輸出の増減に対する寄与度では、2003 年から 08 年では「機械・電機」「化学・ゴム」「農水産・飲食料品」といった主要輸出品のほか、「輸送用機械・部品」「鉄鋼・金属」「鉱物性燃料」など複数の業種が輸出増に寄与している。2008 年から 13 年にかけては「皮革・繊維・木材」の輸出は減少したが、「化学・ゴム」「輸送用機械・部品」「機械・電機」の輸出増が全体の輸出をけん引した。その結果、全体の輸出額に占める割合は 2003 年時点で「化学・ゴム」が 13.0%、「輸送用機械・部品」は 6.6%であったが、2013 年ではそれぞれ 18.6%、12.6%に上昇した。

表 6 タイの業種別の輸出額推移(2003～2013 年、単位:100 万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	11,691	24,210	30,396	15.6	3.5
鉱物性燃料	2,539	12,389	15,028	12.3	1.5
化学・ゴム	10,412	27,136	41,888	20.8	8.3
皮革・繊維・木材	8,778	13,354	12,953	5.7	-0.2
鉄鋼・金属	6,380	19,204	22,704	16.0	2.0
機械・電機	30,015	56,966	65,703	33.6	4.9
輸送用機械・部品	5,258	18,739	28,336	16.8	5.4
その他	5,179	5,849	7,949	0.8	1.2
合計	80,253	177,846	224,956	121.6	26.5

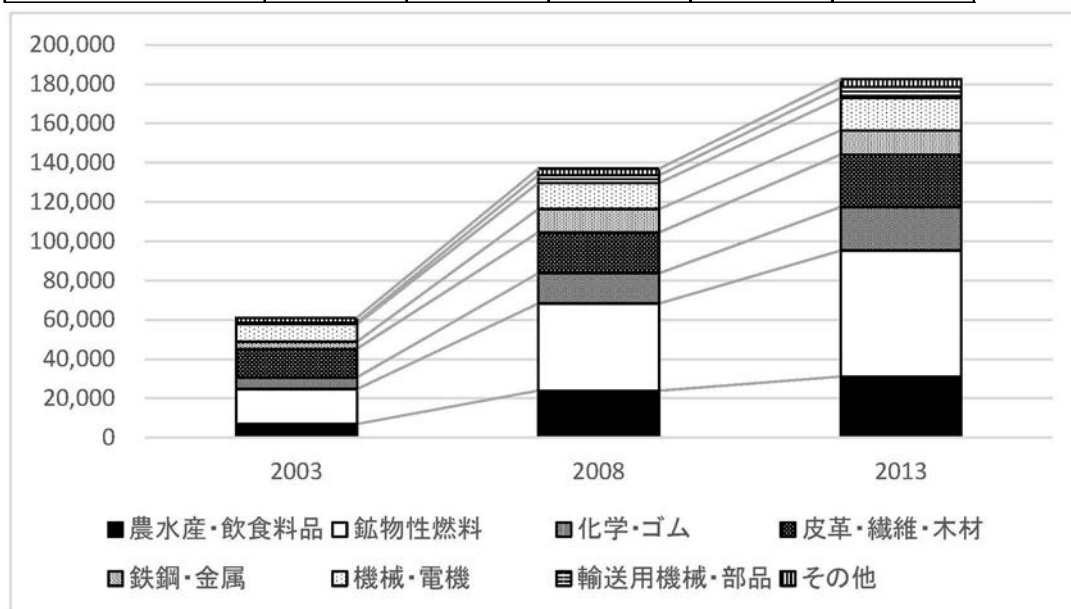


(6) インドネシア

インドネシアの主な輸出品は石炭・天然ガス・原油などの「鉱物性燃料」のほか、合板、革靴などの「皮革・繊維・木材」が中心である。輸出の増減は 2003 年から 08 年が 124.4%、2008 年から 13 年は 33.2%といずれもタイを上回る。ただし、輸出の増加分の 3 割から 4 割は「鉱物性燃料」によるものである。「農水産・飲食料品」も輸出増に対する寄与は大きい、一方で「機械・電機」「輸送用機械・部品」といった工業製品は輸出の増加にはあまり寄与はしていない。

表 7 インドネシアの業種別の輸出額推移(2003～2013 年、単位:100 万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	6,943	23,858	31,101	27.7	5.3
鉱物性燃料	17,817	44,364	64,129	43.5	14.4
化学・ゴム	5,967	15,577	22,187	15.7	4.8
皮革・繊維・木材	14,586	20,706	26,718	10.0	4.4
鉄鋼・金属	3,518	11,796	12,263	13.6	0.3
機械・電機	8,906	13,477	16,407	7.5	2.1
輸送用機械・部品	840	3,767	5,694	4.8	1.4
その他	2,480	3,474	4,053	1.6	0.4
合計	61,058	137,020	182,552	124.4	33.2



(7) マレーシア

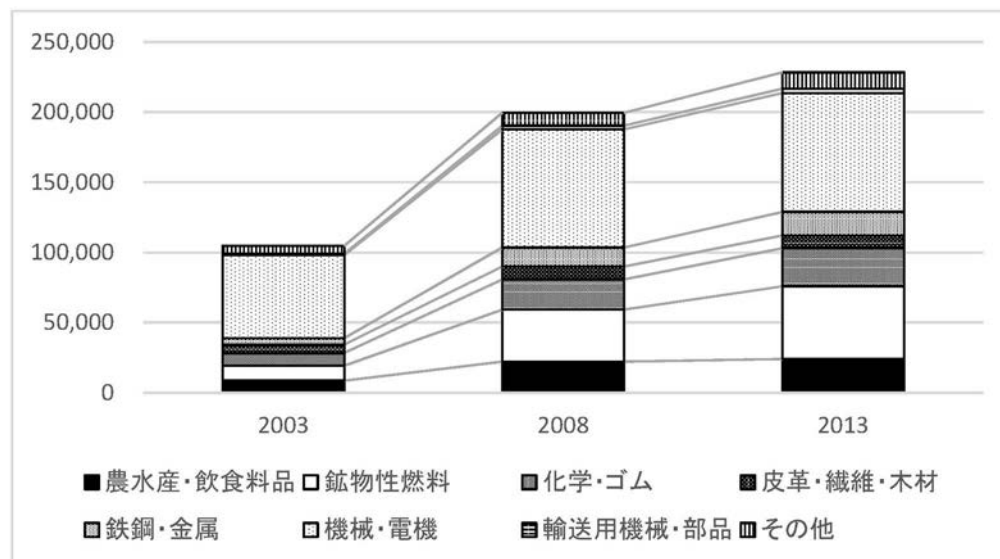
ASEAN 諸国でも工業化が進んでいたマレーシアでは、「機械・電機」が輸出の中心であり、2003 年時点では全体の輸出額の 5 割以上を占めていた。全体の輸出額の伸びは 2003

年から 08 年で 90.7%増、2008 年から 13 年には 14.4%増と、タイやインドネシアに比べて若干低めとなっている。

増減に対する寄与度を見ると、2003 年から 08 年では「機械・電機」および「鉱物性燃料」が高く、次に「農水産・飲食料品」「化学・ゴム」が続いている。2008 年から 13 年の輸出増の約半分は「鉱物性燃料」が占め、「機械・電機」「輸送用機械・部品」といった工業製品の寄与度はわずかであった。

表 8 マレーシアの業種別の輸出額推移(2003～2013 年、単位:100 万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	8,585	22,129	24,098	12.9	1.0
鉱物性燃料	10,716	37,137	51,763	25.2	7.3
化学・ゴム	9,082	21,507	27,132	11.9	2.8
皮革・繊維・木材	6,029	9,262	9,079	3.1	-0.1
鉄鋼・金属	4,553	13,407	16,794	8.5	1.7
機械・電機	59,202	84,252	84,786	23.9	0.3
輸送用機械・部品	853	2,785	3,105	1.8	0.2
その他	5,686	9,178	11,637	3.3	1.2
合計	104,706	199,656	228,395	90.7	14.4



(8) ベトナム

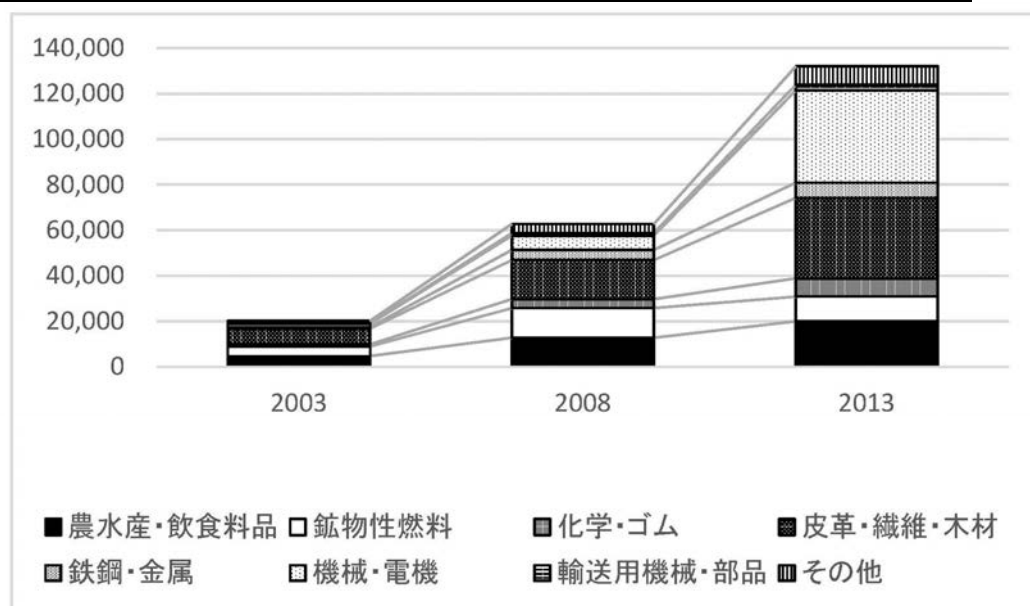
2003 年時点におけるベトナムの主要輸出品は、衣類や靴製品などの「皮革・繊維・木材」や「農水産・飲食料品」「鉱物性燃料」といった軽工業品、一次産品が中心であった。輸出額は全体で 2003 年から 2008 年にかけて約 3 倍 (211.1%増) と大きく増加したが、この

輸出の増加は主にこの 3 業種が寄与した。

続く 2008 年から 2013 年にかけても、輸出額は 110.6%の増加と同期間の中国（54.7%増）を上回る非常に高い増加率であった。図 2 で確認したようにベトナムは金融危機の影響による輸出の落ち込みはほとんど見られず、急速に輸出を拡大させた。この輸出増に最も貢献したのが「機械・電機」である。その結果、2003 年時点では全体の輸出に占める「機械・電機」の割合は 7.5%に過ぎなかったが、2013 年には 30.7%と最も輸出額の多い業種となった。これはスマートフォンなどの携帯電話（HS8517）の輸出が 2008 年の 1.7 億ドルから 2013 年には 218.5 億ドルと著しく増加した影響が大きい。ベトナムでは韓国のサムスン電子が 2009 年からスマートフォンを製造しており、生産能力の増強のため投資を拡大してきた。また、ノキアを買収したマイクロソフトもスマートフォンの生産を中国やハンガリーからベトナムにシフトしつつある。

表 9 ベトナムの業種別の輸出額推移(2003～2013 年、単位:100 万ドル、%)

業種	輸出額			寄与度	
	2003	2008	2013	2008/03	2013/08
農水産・飲食料品	4,728	12,743	19,968	39.8	11.5
鉱物性燃料	4,227	12,964	10,866	43.4	-3.3
化学・ゴム	920	4,049	8,059	15.5	6.4
皮革・繊維・木材	6,885	17,076	35,333	50.6	29.1
鉄鋼・金属	633	4,530	6,671	19.3	3.4
機械・電機	1,516	6,332	40,523	23.9	54.5
輸送用機械・部品	233	1,058	2,495	4.1	2.3
その他	1,008	3,933	8,118	14.5	6.7
合計	20,149	62,685	132,033	211.1	110.6



以上のように、ここ 10 年の間で世界各国の輸出の構造は大きく変化した。特に中国、ベトナムといった新興国が「機械・電機」の輸出増によって輸出全体の規模を拡大した反面、従来「機械・電機」の輸出を主としてきた日本の輸出は低迷が続いている。次節では、こうした東アジア地域の貿易構造の変化を“輸入シェア”の観点から分析した。

第 2 節 貿易マトリクスからみたシェアの変化

農林水産政策研究所が行った調査（注 2）によると、日本からアジア太平洋地域への輸出シェアは 2003 年から 2008 年にかけて低下、特に機械や輸送機器では中国のシェアの急増と日本のシェアの低下が顕著であった。

その調査を参考に、今回は「2003 年から 2008 年」および「2008 年から 2013 年」のそれぞれ 5 年間について、相手国別の輸入額から算出したシェアとその変化で貿易マトリクス（日本、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、中国、米国、ドイツ）を作成した。なお、農林水産政策研究所のマトリクス表は輸出額がベースだが、今回の分析では輸入額ベースで表を作成した。輸出統計の相手国は仕向地で集計されており、再輸出も含まれているが、輸入統計は原産地で集計されているのが大きな違いである。

表の見方について、例えば表 10 では中国の 2008 年の総輸入額のうち、日本からのシェアは 13.3%で、背景の色（グレー）から 2003 年に比べて日本のシェアが 1%ポイントを超えて減少したことが分かる。同様に、マレーシアの 2008 年の総輸入額におけるインドネシアからのシェアは 4.6%で、2003 年と比べてシェアが 1%ポイントを超えて増加した。

なお、シェアの増減と金額の増減は異なる点には注意が必要である。対象が A・B の二ヵ国の場合、A・B 二つの国がともに金額を増加させても、A の金額の伸びを B が上回った場合、B のシェアは上昇し、A は減少する。

1. 全品目

東アジアを中心とした貿易においては、日本と中国からの輸入のシェアが他の国に比べて高い（表 10）。だが、日本からの輸入シェアは米国、ドイツを含めた 7 ヶ国全ての国で 2003 年から低下した。一方、中国はこの期間の輸出の急増により、日本を除いた 6 ヶ国において 2003 年からシェアが上昇した。その結果、中国はタイを除いた 6 ヶ国で日本からの輸入シェアを上回っており、日本の存在感の減少と中国の台頭が反映された表となった。

米国からの輸入は日本、マレーシアでシェアが 10%を超えたほかは一桁台、ドイツは全

での国でシェアが5%を下回る。米国・ドイツともにシェアは2003年に比べ低下した。

ベトナムからの輸入は各国のシェア自体は1%前後と少ないものの、輸出の増加を反映してほとんどの国でシェアを上昇させた。

他のASEANの国々では、2003年から輸入シェアが増加したのはタイではマレーシア、ベトナム、中国の3カ国、インドネシアではタイとマレーシア、マレーシアではインドネシアのみであった。ASEANでは1993年からASEAN自由貿易協定(AFTA)により関税の削減が進んでおり、域内における取引(点線の枠の部分)のシェア増加に寄与したものと考えられる。

また、ASEANと中国の間でも2005年にACFTA(ASEAN中国自由貿易協定)による関税の引き下げが開始された(一部の農林水産品は2003年から引き下げ)。タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムにおける中国からの輸入については、前述したようにシェアは大きく上昇した。他方、中国が輸入側の場合では、タイ、ベトナムはシェアが上昇、インドネシア、マレーシアは減少となった。

日本と表10のASEAN各国とのFTAでは、2008年時点では日本-マレーシア経済連携協定(JMEPA:2006年7月発効)、日本-タイ経済連携協定(JTEPA:2007年11月発効)、日本-インドネシア経済連携協定(JIEPA:2008年7月発効)、日本-ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP:2008年12月発効※日本、ベトナムのみ)といずれも発効から日が浅い。日本からの輸入シェアはASEANにおいても減少しており、逆に日本のASEANからの輸入もベトナムを除いて減少した。

表10 輸入シェアによる貿易マトリクス(対象:全品目 2008年、単位:%)

輸出国	輸入国							
	日本	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	中国	米国	ドイツ
日本		18.7	11.7	12.5	10.2	13.3	6.6	2.2
タイ	2.7		4.9	5.6	6.1	2.3	1.1	0.3
インドネシア	4.3	3.1		4.6	2.1	1.3	0.8	0.3
マレーシア	3.0	5.4	6.9		3.2	2.8	1.5	0.4
ベトナム	1.2	0.8	0.6	1.5		0.4	0.6	0.3
中国	18.8	11.2	11.8	12.8	19.8		16.1	6.3
米国	10.2	6.4	6.1	10.8	3.3	7.2		4.3
ドイツ	2.7	2.5	2.4	4.3	1.8	4.9	4.6	

(出所) Global Trade Atlasより筆者作成

(注)各項目の背景は以下を表す。

	2003年からシェアが1%ポイントを超えて減少した
	2003年からシェアが0~1%ポイント減少した
	2003年からシェアが1%ポイントを超えて増加した
	2003年からシェアが0~1%ポイント増加した

その後の 2013 年時点では（表 11）、各国の輸入における日本からの輸入のシェアは引き続き低下した。特に中国では 2008 年の 13.3%から 2013 年は 8.3%と低下の幅が大きい。表 10 では日本と同様にシェア低下の国が多かった米国およびドイツからの輸入に関しては、いくつかの国でシェアが増加に転じた。

各国の輸入における中国のシェアはさらに拡大が続いており、日本と米国では総輸入額の約 5 分の 1、ベトナムでは 4 分の 1 以上が中国からの輸入で占められることとなった。ベトナムからの輸入も各国で引き続きシェアが上昇、マレーシアでは 2.9%に達した。

逆にベトナムの輸入では、タイ、インドネシア、マレーシアからの輸入シェアがともに減少した。中国からの輸入シェアが大きく上昇したため、その影響を受けたと考えられる。

2008 年以降、日本と ASEAN の FTA では先述したものに、日本－ベトナム経済連携協定（JVEPA:2009 年 10 月発効）、日本－ASEAN 包括的経済連携協定（マレーシア：2009 年 2 月、タイ：2009 年 6 月発効）が加わった。だが、各国の輸入における日本のシェアは先述のとおり低下が続いており、日本の輸入における ASEAN のシェアもマレーシア、ベトナムでのみ増加した。

表 11 輸入シェアによる貿易マトリクス(対象:全品目 2013 年、単位:%)

輸出国	輸入国							
	日本	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	中国	米国	ドイツ
日本		16.4	10.3	8.7	8.8	8.3	6.1	1.6
タイ	2.6		5.7	6.0	4.8	2.0	1.2	0.4
インドネシア	3.5	3.2		4.3	1.8	1.6	0.8	0.3
マレーシア	3.6	5.3	7.1		3.1	3.1	1.2	0.5
ベトナム	1.7	1.3	1.5	2.9		0.9	1.1	0.5
中国	21.7	15.1	16.0	16.4	27.9		19.4	6.4
米国	8.4	5.8	4.9	7.8	4.0	7.5		4.1
ドイツ	2.9	2.4	2.4	3.5	2.2	4.8	5.0	

(出所)および(注)は表10と同じ。ただし、シェアの推移は2008年との比較

2. 機械・電機

2003 年から 2008 年にかけての機械・電機（HS コード 84,85）における各国のシェアの推移も、概ね全品目（表 10）と同様の傾向である。日本からの輸入シェアの減少と、中国からのシェアの増加は全品目と共通しているが、より顕著に差が表れている。表 4 で確認したように、中国の機械・電機の輸出額は 2003 年から 2008 年にかけて 3 倍以上に増加した。そのため、表 12 の国の全てで中国からの輸入シェアは 1%ポイントを超えて増加し、日本では 27.5%（2003 年）から 39.1%（2008 年）、ベトナムでは 9.1%（2003 年）

から 27.6%（2008 年）と短期間のうちに中国からの輸入品が大きくシェアを拡大した。

ASEAN4 カ国（タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム）では、タイおよびベトナムからの輸入は各国でシェアを拡大した一方、インドネシアとマレーシアは多くの国でシェアが減少した。

米国からの輸入は全品目と同様に各国でシェアが低下、ドイツからの輸入はマレーシア、米国でシェアが若干上昇した。

表 12 輸入シェアによる貿易マトリクス(対象:機械・電機 2008 年、単位:%)

輸出国	輸入国							
	日本	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	中国	米国	ドイツ
日本		26.3	19.2	13.8	18.4	17.6	10.1	5.4
タイ	5.1		4.7	4.0	5.4	3.7	2.1	0.6
インドネシア	1.6	1.9		1.1	1.2	0.5	0.5	0.2
マレーシア	4.1	8.5	3.3		2.7	4.9	4.5	1.1
ベトナム	1.6	1.0	0.3	0.2		0.2	0.2	0.1
中国	39.1	19.0	20.5	17.9	27.6		29.1	11.9
米国	13.5	8.1	5.5	16.1	2.6	6.5		5.6
ドイツ	4.0	3.4	5.0	6.2	4.4	6.9	5.7	

(出所) Global Trade Atlasより筆者作成

(注)各項目の背景は以下を表す。

	2003年からシェアが1%ポイントを超えて減少した
	2003年からシェアが0～1%ポイント減少した
	2003年からシェアが1%ポイントを超えて増加した
	2003年からシェアが0～1%ポイント増加した

2008 年から 2013 年においても、日本からの輸入シェアの低下、中国のシェアの拡大は続いた。その結果、2013 年の中国からの輸入シェアは日本で 50.3%と半分近くを占め、ベトナムで 38.8%、米国やインドネシアでも 30%を超えた（表 13）。一方で日本からのシェアはマレーシア、米国では 10%を下回った。

日本と中国のシェアの増減を比較すると（表 14）、2003 年から 2013 年の間に日本からの輸入シェアは中国ではマイナス 11.4%ポイント、ベトナムではマイナス 10.2%ポイント減少、中国からの輸入はベトナムでプラス 29.7%ポイント、インドネシアで 21.4%ポイントと著しく増加した。中国のシェアの増加幅は日本の減少分を超えており、中国のシェア拡大は日本だけでなく他の国にも影響を及ぼしている。

2003～2008 年では、タイからの輸入は各国でシェアが拡大したが、2008～2013 年ではインドネシア、マレーシア、ドイツ以外ではシェアが低下した。逆にマレーシアからの輸入はいくつかの国でシェアが減少から増加に転じた。ベトナムからの輸入は各国でシェア

が引き続き拡大、インドネシアからの輸入シェアを上回った。

米国からの輸入はシェアが低下傾向にあるのは 2003～2008 年と同様だが、ベトナムではシェアが増加した。ドイツの輸入シェアはタイ以外では減少となった。

表 13 輸入シェアによる貿易マトリクス(対象:機械・電機 2013 年、単位:%)

輸出国	輸入国							
	日本	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	中国	米国	ドイツ
日本		23.2	16.7	9.8	10.1	11.5	8.1	4.1
タイ	4.5		5.8	5.1	3.6	2.3	2.1	0.7
インドネシア	1.4	1.8		1.1	0.8	0.3	0.4	0.2
マレーシア	3.4	8.9	3.9		2.9	6.4	3.1	1.3
ベトナム	2.0	2.2	2.6	3.8		1.3	0.7	1.1
中国	50.3	27.6	30.7	25.3	38.8		36.1	12.7
米国	9.4	6.1	4.7	11.0	2.7	6.3		5.0
ドイツ	2.9	3.6	4.3	5.0	1.7	6.1	4.9	

(出所)および(注)は表12と同じ。ただし、シェアの推移は2008年との比較

表 14 日本と中国の 2003 年～2013 年のシェアの増減(対象:機械・電機 単位:パーセントポイント)

輸出国	輸入国							
	日本	中国	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	米国	ドイツ
日本	n.a.	-11.4	-7.1	-9.3	-6.6	-10.2	-5.4	-2.2
中国	22.9	n.a.	15.9	21.4	15.6	29.7	18.3	5.2

(出所) 筆者作成

(注) 2013 年のシェア (%) - 2003 年のシェア (%) で算出

3. 輸送機械

輸送機械に関しては、日本からの輸入のシェアは機械・電機よりもさらに高く、2008 年時点でタイで 42.5%、インドネシアで 31.1%であった。中国、米国でもそれぞれ 26.3%、24.8%と表の対象国では日本は最もシェアの高い国となっている(表 15)。だが、2003 年と比べると ASEAN4 カ国(タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム)では日本のシェアは低下している(注 3)。

中国からの輸入はベトナム、日本を除きシェアは 5%を下回っており、機械・電機ほど中国製品のシェアは高くない。ただし、インドネシア以外では中国のシェアは 2003 年から上昇している。

ASEAN4 カ国は域内(点線の枠内)のシェアが他の国より比較的高い。タイとインドネシアはともに域内でのシェアを拡大し、特にタイからインドネシア・マレーシア、インドネシアからタイではシェアが 2 桁台となっている。

米国およびドイツからの輸入は、日本と中国ではシェアは 10～20%台と高い。しかし、

ASEAN 域内では日本からのシェアが（低下したとはいえ）大きく上回っている。

表 15 輸入シェアによる貿易マトリクス(対象:輸送機械 2008 年、単位:%)

輸出国	輸入国							
	日本	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	中国	米国	ドイツ
日本		42.5	31.1	28.4	13.0	26.3	24.8	1.3
タイ	3.1		19.5	17.2	7.8	0.1	0.2	0.1
インドネシア	1.6	11.3		4.3	3.6	0.1	0.0	0.0
マレーシア	0.3	1.9	2.7		0.4	0.2	0.0	0.1
ベトナム	0.7	0.5	0.0	0.2		0.0	0.0	0.0
中国	12.9	3.6	4.5	4.2	17.3		3.2	2.2
米国	29.9	6.5	10.7	7.3	7.3	17.0		7.1
ドイツ	20.9	7.6	2.1	6.5	2.1	26.2	11.0	

(出所) Global Trade Atlasより筆者作成

(注)各項目の背景は以下を表す。

	2003年からシェアが1%ポイントを超えて減少した
	2003年からシェアが0~1%ポイント減少した
	2003年からシェアが1%ポイントを超えて増加した
	2003年からシェアが0~1%ポイント増加した

2013 年には日本からの輸入のシェアはタイ、インドネシア、マレーシア、中国で 2008 年から 10%ポイント以上と大きく減少した。タイでは日本のシェアはかろうじて 30%を超えているが、マレーシア、中国、米国では 20%を下回った（表 16）。2003~2008 年と比べ、日本からの輸入額自体もインドネシア、ベトナム、米国、ドイツで減少した。その要因の一つとしては、日系の自動車メーカーの海外生産が進んだことが挙げられる。日本自動車工業会によると、2013 年度の海外生産比率は 63.0%と過去最高を更新した。

タイからの輸入はインドネシア、ベトナムにおいてシェアが上昇しており、日本からの輸入シェアを上回った。タイからの輸入シェアの上昇にはこうした日本企業による生産の移管があると考えられる。

インドネシアからの輸入はタイ、マレーシア、ベトナムといった ASEAN 各国で 2003~2008 年の上昇から一転し、シェアが減少した。

マレーシアからの輸入もインドネシアと同様、シェアが減少した国が増加した。ベトナムはシェア自体は僅かであるものの、シェアは上昇している。

中国からの輸入はベトナムにおいて 5%ポイント以上シェアを落とした。これはベトナムで中国からの貨物自動車および自動車部品の輸入減に加え、ドイツからの航空機輸入の増加、タイからの貨物自動車および自動車部品の輸入増が大きな要因となっている。一方で、タイ、インドネシアなどでは自動車部品の輸入増により中国からのシェアは増加して

いる。

米国からの輸入は日本ではシェアが減少したが、タイ、マレーシア、中国で上昇した。ドイツはベトナム、日本など各国でシェアが上昇した。特にベトナムでは上述の航空機の輸入増によりシェアは著しく上昇した。

表 16 輸入シェアによる貿易マトリクス(対象:輸送機械 2013 年、単位:%)

輸出国	輸入国							
	日本	タイ	インドネシア	マレーシア	ベトナム	中国	米国	ドイツ
日本		30.5	20.5	17.7	11.9	15.2	19.1	1.0
タイ	4.8		25.8	14.5	12.8	0.1	0.2	0.1
インドネシア	1.6	5.9		3.2	2.6	0.1	0.0	0.0
マレーシア	0.3	1.7	2.0		0.7	0.1	0.1	0.1
ベトナム	1.4	1.1	0.5	0.2		0.0	0.1	0.0
中国	14.5	10.7	9.6	6.6	12.0		3.8	2.3
米国	22.7	11.1	7.7	16.5	2.4	24.4		7.2
ドイツ	24.1	4.2	4.2	7.7	35.4	25.9	12.6	

(出所)および(注)は表15と同じ。ただし、シェアの推移は2008年との比較

以上のように、日本からの輸入シェアの落ち込みと中国のシェアの拡大傾向は 2003～2008 年だけでなく、2008 年～2013 年においても続いていた。また、タイは ASEAN 域内でシェアを伸ばし、特に輸送機械では日本に取って代わりつつある。そのほか、ベトナムもシェア自体は少ないながらも徐々に各国における存在感を増している。

こうした変化の背景には、日本の機械・部品、輸送機械メーカーが生産拠点を積極的に海外へシフトしたことも大きな要因と考えられる。

第 3 節 関税率および FTA による関税削減額

2003 年以降の 10 年間で東アジアの貿易の中心は日本から中国へと大きく変化した。それと同時に、輸入にかかる関税を削減する FTA（自由貿易協定）の発効も 2000 年以降急速に増加した（表 17）。FTA を利用するか否かで関税を含めた輸入コストに大きな差が生じるため、FTA による具体的な関税削減の効果を把握することは非常に重要である。

今回の調査では、タイ、インドネシア、中国、日本の 4 カ国において AFTA、ACFTA、JTEPA、JIEPA の FTA を対象に（注 4）、「MFN（最恵国）税率」、「FTA 税率」を業種別（注 5）に算出、関税削減の効果として「関税削減額」を推計した。

「関税削減額」とは、FTA によって関税が節約できる品目（MFN 税率が 0%でなく、FTA 税率が MFN 税率を下回るもの）は全て FTA を利用するとみなし、各品目の FTA 税

率に実際の輸入額を適用、MFN 税率による関税額と FTA 税率による関税額の差を計算したものである。

表 17 FTA の発効件数

期間	FTAの発効件数
～1979年	11
1980年～1989年	8
1990年～1999年	59
2000年～2009年	126
2010年～	62
総計	266

(出所) WTO ホームページ (<http://rtais.wto.org/UI/PublicAllRTAList.aspx>) (※2015 年 1 月時点)

(注) 物品貿易協定とサービス協定の発効が別の年の場合、物品貿易協定の発効年を集計した。

1. タイ

タイの関税率では、通常の輸入に用いられる MFN（最恵国）税率は全体で 13.1%であった（表 18）。業種別では輸送用機械・部品、食料品・アルコール、農水産品で税率が約 30%前後と最も高い。次いで皮革・毛皮・ハンドバッグ等、繊維製品・履物、雑製品が約 15%前後となっている。

ACFTA の税率は、輸送用機械・部品が 32.2%と高く、MFN 税率（35.2%）との差も小さい。その他、税率が 1%を超えている業種も多く、特に食料品・アルコール、電気機器・部品では 5%以上の税率が残っている。全体の平均税率は 4.3%なので、ACFTA による引き下げの効果は MFN 税率との差の 8.8%分ということになる。

AFTA は 1993 年の税率引き下げ開始から 20 年以上が経過し、タイでは既に切花、馬鈴薯などわずかな品目を除いて関税は全て撤廃された。従って、税率は農水産品を除きほぼ 0%となっている。

JTEPA では全体の平均税率は 4.3%と、ACFTA と同じであった。ACFTA と同様に輸送用機械・部品の税率が最も高い。しかし、JTEPA では MFN 税率が 80%である「3000cc 超のエンジンの乗用車」の税率が 60%に引き下げられているため、JTEPA の税率は 26.3%と ACFTA より低くなっている。また、JTEPA では農水産品、食料品・アルコールの税率が約 10%と高いほかは、税率が 1%を下回る業種は木材・パルプや電気機器・部品など ACFTA よりも多い。特に電気機器・部品は ACFTA が 5.1%であるのに対し、JTEPA は 0.9%と 4%ほど低く有利な税率となっている。

関税削減額では AFTA が最も多く約 25 億ドル、次いで ACFTA が約 20 億ドル、JTEPA は最も少ない約 12 億ドルとなった。JTEPA の全体の税率は ACFTA と同じ 4.3%だが、輸入額（中国：約 376 億ドル、日本：約 410 億ドル）を適用すると JTEPA の関税削減額は ACFTA より少なくなった。

業種別で見ると、ACFTA では窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品（3.9 億ドル）や電気機器・部品（2.9 億ドル）の削減額が多い。AFTA では輸送用機械・部品の削減額が 7.5 億ドルで最も多く、農水産品も 3.7 億ドル、電気機器・部品も 3.0 億ドルとそれぞれ 3 億ドルを超えている。JTEPA で削減額が最も多いのは電気機器・部品で 3.1 億ドル。次いで機械類・部品の 2.6 億ドルであった。一方、輸送用機器・部品は 6300 万ドルと、輸入額（58 億ドル）に比べると規模が小さく、JTEPA の関税削減額が ACFTA を下回った要因の一つとなった。ただし、JTEPA では自動車部品 146 品目（HS8 桁ベース）については、自動車製造会社または自動車部品製造会社によって輸入され、自動車組み立て製造に使用される場合に限り、関税が免除される。これらの自動車部品を無税で輸入するためには、JTEPA の原産地証明書に加えてタイ工業省工業経済局（OIE）発行の証明書を提示する必要があり、今回の試算では対象外とした。これらの自動車部品の JTEPA の活用によって、関税削減の効果が試算より増加すると考えられる。

表 18 タイの関税率および FTA による関税削減額（試算）

	関税率（%）				削減額（100万ドル）		
	MFN	ACFTA	AFTA	JTEPA	ACFTA	AFTA	JTEPA
農水産品	27.0	1.8	0.1	9.3	259	369	14
食料品・アルコール	30.6	6.5	0.0	10.4	65	254	11
鉱物性燃料	2.7	2.0	0.0	0.0	2	55	13
化学工業品	3.8	0.4	0.0	0.2	88	120	87
プラスチック・ゴム製品	7.7	1.3	0.0	3.4	128	112	69
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	15.0	0.0	0.0	0.2	71	8	4
木材・パルプ	6.0	3.5	0.0	0.2	9	32	14
繊維製品・履物	15.2	0.8	0.0	0.3	229	70	32
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7.7	2.6	0.0	3.3	389	192	210
機械類・部品	4.8	3.3	0.0	2.1	179	154	262
電気機器・部品	8.5	5.1	0.0	0.9	292	304	308
輸送用機械・部品	35.2	32.2	0.0	26.3	157	750	63
光学機器・楽器	5.3	0.1	0.0	0.0	53	70	104
雑製品	17.3	1.3	0.0	0.0	124	34	25
全体	13.1	4.3	0.0	4.3	2,044	2,525	1,215

（出所）タイ税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

（注）関税率は 2014 年時点の従価税の品目のみを対象とした HS10 桁ベースの単純平均。関税割当の品目は枠外の税率を適用した。削減額は 2013 年の中国、ASEAN（タイを除く 9 カ国）、日本からの輸入額をもとに、MFN 税率を適用した関税額と FTA を適用した関税額の差で算出した。JTEPA の自動車メーカー向けの部品の免税は適用していない。業種の分類は章末の注 5 を参照。

2. インドネシア

インドネシアの MFN 税率は全体で 7.3%、最も税率が高いのは輸送用機械・部品の 16.9%であった。その他の業種は繊維製品・履物を除き全て一桁台の税率となっている（表 19）。

ACFTA の税率は輸送用機械・部品で 18.9%と最も高く、MFN 税率を上回った。次いでプラスチック・ゴム製品が 6.0%、食料品・アルコールが 4.2%、全体の税率は 2.5%であった。AFTA では食料品・アルコールで 2.8%のほか、雑製品で 0.6%、化学工業品で 0.3%など、タイに比べると若干税率が高い。JIEPA も輸送用機械・部品が最も税率が高いが、4.8%と ACFTA に比べると低い。

関税削減額では、AFTA が約 22 億ドルでタイの AFTA の削減額とほぼ同じ水準であった。タイと同様、輸送用機械・部品の削減額が 8.4 億ドルと最も多い。プラスチック・ゴム製品の削減額は 3.5 億ドルで、半分近くはエチレンの重合体（HS3901）およびプロピレンその他のオレフィン重合体（HS3902）が占めている。ACFTA の削減額は 13 億ドル。そのうち、繊維製品・履物、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品、機械類・部品がほぼ 2.5 億ドル前後となっている。

JIEPA の削減額は 7.6 億ドルと、AFTA や ACFTA に比べて一回り少ない。輸送用機械・部品が 2.2 億ドル、機械類・部品が 2.3 億ドルで、他の業種は 1 億ドルを下回る。税率では ACFTA に比べ JIEPA のほうが低く有利だが、輸入額（中国：298 億ドル、日本：180 億ドル）の差が関税削減額の差に反映されている。

表 19 インドネシアの関税率および FTA による関税削減額(試算)

	関税率 (%)				削減額 (100万ドル)		
	MFN	ACFTA	AFTA	JIEPA	ACFTA	AFTA	JIEPA
農水産品	5.0	0.2	0.2	1.1	62	37	1
食料品・アルコール	9.0	4.2	2.8	3.8	16	55	1
鉱物性燃料	3.3	0.5	0.0	0.2	8	70	1
化学工業品	4.8	0.9	0.3	0.5	100	115	44
プラスチック・ゴム製品	8.4	6.0	0.0	2.2	46	348	92
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	6.5	1.2	0.0	0.7	8	3	0
木材・パルプ	3.7	2.7	0.0	0.4	5	26	6
繊維製品・履物	11.0	1.1	0.0	0.2	265	72	22
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7.6	1.7	0.0	4.1	253	227	53
機械類・部品	4.9	0.5	0.0	0.2	258	258	231
電気機器・部品	5.7	0.6	0.0	0.3	176	139	58
輸送用機械・部品	16.9	18.9	0.0	4.8	17	835	221
光学機器・楽器	5.4	0.0	0.0	0.5	22	31	22
雑製品	9.0	1.3	0.6	3.7	61	34	10
全体	7.3	2.5	0.2	1.5	1,297	2,248	763

(出所) インドネシア税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

(注) 関税率は従価税のみを対象とした HS10 桁ベースの単純平均。削減額は 2013 年の中国、ASEAN (インドネシアを除く 9 カ国)、日本からの輸入額をもとに、MFN 税率を適用した関税額と FTA を適用した関税額の差で算出した。

3. 中国

中国の MFN 税率は全体で 9.4%、業種別では農水産品、食料品・アルコール、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、繊維製品・履物、輸送用機械・部品、雑製品で関税率が 10%を上回る。ACFTA では 2014 年時点で 9 割の品目の関税が撤廃されている。そのため、税率は最も高い輸送用機械・部品が 4.2%、全体では 0.7%と関税の削減はかなり進んでいる。

しかし、ACFTA による関税削減額は全体で 53 億ドルと、ASEAN10 カ国からの輸入額 1990 億ドルに対して比較的小規模である。特に、総輸入額の 3 分の 1 の約 685 億ドルを占める電気機器・部品の削減額が 5.9 億ドルと少ない。電気機器・部品は表 20 では MFN 税率と ACFTA 税率で 7.8%の差がある。だが、電気機器・部品の中で輸入額の多い集積回路 (HS8542) は MFN 税率が 0%のため、ACFTA を利用しても関税削減のメリットは無く、業種全体の削減額を引き下げている。

なお、ACFTA で関税削減額の多い業種はプラスチック・ゴム製品と農水産品で、それぞれ 9.7 億ドル、9.5 億ドルとなっている。

表 20 中国の関税率および FTA による関税削減額(試算)

	関税率 (%)		削減額 (100万ドル)
	MFN	ACFTA	ACFTA
農水産品	12.8	1.1	946
食料品・アルコール	17.5	2.6	189
鉱物性燃料	2.9	0.2	630
化学工業品	6.1	0.3	596
プラスチック・ゴム製品	9.3	0.4	974
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	12.0	0.0	35
木材・パルプ	4.7	3.3	9
繊維製品・履物	11.8	0.3	419
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	8.3	0.0	276
機械類・部品	7.4	0.1	286
電気機器・部品	8.6	0.8	592
輸送用機械・部品	13.1	4.2	52
光学機器・楽器	9.4	0.0	273
雑製品	10.8	0.1	32
全体	9.4	0.7	5,309

(出所) 中国税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

(注) 関税率は従価税のみを対象とした HS10 桁ベースの単純平均。削減額は 2013 年の ASEAN (10 カ国) からの輸入額をもとに、MFN 税率を適用した関税額と FTA を適用した関税額の差で算出した。

4. 日本

日本の MFN 税率は食料品・アルコールが 15.6%と最も高い。一方、機械類・部品や電気機器・部品などの工業製品の税率はほとんど 0%である。その結果、全体の平均税率は 4.9%とタイやインドネシア、中国よりも低い。

インドネシアとの JIEPA、タイとの JTEPA では、ともに食料品・アルコールの税率が高く、農水産品と皮革・毛皮・ハンドバッグ等を除くと、残りの業種の税率は 1%以下である。JIEPA と JTEPA を比較すると、JTEPA のほうが僅かではあるが税率の低い業種が多く、全体の税率は JIEPA が 2.1%、JTEPA が 1.9%となっている。

関税削減額は JIEPA が 1.9 億ドル、JTEPA が 2.9 億ドルであった。JIEPA では繊維製品・履物の削減額が 1.2 億ドルと全体の 6 割以上を占めた。JTEPA では食料品・アルコールの削減額が 1.1 億ドルと最も多かった。特に鶏肉 (HS1602.32) やシュリンプ (海老) (HS1605.21) の削減額が多く、次節で述べる実際の JTEPA の利用額においても上位を占めている。

表 21 日本の関税率および FTA による関税削減額(試算)

	関税率 (%)			削減額 (100万ドル)	
	MFN	JIEPA	JTEPA	JIEPA	JTEPA
農水産品	7.3	5.2	4.9	10	21
食料品・アルコール	15.6	12.6	10.8	5	106
鉱物性燃料	0.7	0.1	0.0	1	0
化学工業品	2.3	0.1	0.1	15	17
プラスチック・ゴム製品	2.5	0.0	0.0	19	51
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.9	5.0	4.6	2	7
木材・パルプ	2.1	0.6	0.8	11	1
繊維製品・履物	7.1	0.7	0.7	120	58
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0	0.0	0.0	3	21
機械類・部品	0.0	0.0	0.0	0	0
電気機器・部品	0.1	0.0	0.0	0	0
輸送用機械・部品	0.1	0.0	0.0	0	0
光学機器・楽器	0.2	0.0	0.0	0	0
雑製品	2.2	0.0	0.0	1	8
全体	4.9	2.1	1.9	188	290

(出所) 日本税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

(注) 関税率は従価税のみを対象とした HS10 桁ベースの単純平均。差額関税の品目は集計から除いている。削減額は 2013 年のインドネシア、タイからの輸入額をもとに、MFN 税率を適用した関税額と FTA を適用した関税額の差で算出した。

タイ、インドネシア、中国、日本における関税率と FTA による関税削減の効果は上記のとおりである。ただし、先に述べたようにこれは FTA がもたらす最大の効果を表したものであり、FTA の利用の程度によって実際の関税の節約額は変わってくる。次節ではタイの原産地証明書の発給額をもとに、タイにおける実際の FTA の利用率および利用額の多い品目の関税削減額を確認する。

第 4 節 タイの FTA 利用率と利用上位品目の関税削減額

タイでは FTA の利用に必要な原産地証明書の発給額を集計している (注 6)。タイの総輸出額に占める原産地証明書の発給額の割合を FTA の利用率とすると、タイの輸出における相手国別の FTA 利用率は表 22 のとおりである。

AFTA の利用に必要な原産地証明書 (フォーム D) の 2013 年の発給額は、タイを除いた ASEAN9 カ国の合計で 183 億ドルであった。同期間におけるタイから ASEAN9 カ国への総輸出額は 584 億ドルだったので、AFTA の利用率は 31.4%、つまりタイから AFTA を利用して輸出された金額は全体の約 3 割に相当する。なお、シンガポールはほとんどの品目で MFN 税率が 0% のため、シンガポールへの輸出に AFTA を利用する必要はほとんど無く、AFTA の利用率は 3.8% と非常に低い。このシンガポールを除いて計算すると、タ

イの AFTA の利用率は 37.8%に上昇する。

シンガポール以外への AFTA の利用率ではインドネシア及びフィリピン向けが 60%を超えている。次いでベトナム向けが 52.1%、マレーシア向けが 27.4%、ブルネイ向けが 11.7%となっている。ミャンマー、ラオス、カンボジア向けでは利用率は 10%を下回る。

AFTA 以外の FTA ではオーストラリア向けの TAFTA（タイーオーストラリア自由貿易協定）の利用率が 71.4%と非常に高い。中国向けの ACFTA、韓国向けの AKFTA はともに利用率は 50%程度と同じ水準だが、発給額では中国向けが 142 億ドルと韓国向けを大きく上回る。日本向けの出産地証明書の発給額は 62 億ドル、そのうち 60 億ドルがタイとの二国間 FTA である JTEPA の出産地証明書の発給額であり、日本と ASEAN 間の FTA である AJCEP の出産地証明の発給額は 1.7 億ドルとごくわずかである。従って、日本向けの FTA 利用率は JTEPA が 27.6%、AJCEP が 0.8%と大きく異なっている。

表 22 タイの輸出における FTA 利用率(2013 年、単位:100 万ドル、%)

<AFTA>

	出産地証明書 発給額	輸出額	FTA利用率
ブルネイ	19	163	11.7
インドネシア	7,079	10,704	66.1
マレーシア	3,515	12,805	27.4
フィリピン	2,977	4,957	60.1
シンガポール	417	11,057	3.8
ベトナム	3,679	7,066	52.1
ミャンマー	256	3,731	6.9
ラオス	142	3,701	3.8
カンボジア	226	4,187	5.4
ASEAN合計	18,310	58,370	31.4
ASEAN計(シンガポール除く)	17,893	47,314	37.8

<その他の FTA>

	出産地証明書 発給額	輸出額	FTA利用率
オーストラリア	7,275	10,186	71.4
中国	14,165	26,821	52.8
日本	6,208	21,889	28.4
（二国間）	6,040		27.6
（ASEAN）	168		0.8
韓国	2,331	4,516	51.6
インド	2,398	5,104	47.0
（二国間）	590		11.6
（ASEAN）	1,808		35.4
ペルー	11	483	2.3
豪・NZ	392	11,329	3.5

（出所）タイ税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

（注）FTA 利用率は出産地証明書発給額÷輸出額で算出

第3節では FTA が利用できる品目は全て FTA を活用する前提で関税削減の効果を試算したが、実際には利用率の高い FTA もあれば、あまり活用されていない FTA もあることが分かる。次は、インドネシア、マレーシア、中国、日本向けの原産地証明書の発給額上位 10 品目のデータをもとに、具体的な品目における FTA 利用の実態の検証を行った。インドネシアとマレーシアは AFTA、中国は ACFTA、日本は JTEPA の原産地証明書の発給額が対象である。なお、表 22 では輸出額に占める原産地証明書の発給額の割合を「FTA 利用率」としたが、以下の上位 10 品目においては相手国側の「輸入額に占める発給額の比率」を FTA の利用の目安としている。

輸出統計は仕向地別の集計であり、例えばタイからマレーシアに輸出された品目が全てタイの原産品とは限らない。また、タイの原産品であっても第3国を経由してマレーシアに再輸出されるケースもあり得る。一方、輸入統計では原産国による集計のため、タイの原産品であれば直送・第3国経由を問わない。また、タイからマレーシアに輸出された品目でも、タイの原産品でなければタイからの輸入には計上されない。従って、タイの総輸出に対し FTA がどの程度利用されているのか、といった全体像を把握するには輸出額ベースでの FTA 利用率が適しているが、個別の品目で確認するような場合は原産品ベースで集計された輸入統計のほうが原産地証明書の発給額との比較に適していると考えられる。

1. インドネシア

表 23 はインドネシア向けの AFTA の原産地証明書（フォーム D）の発給額（2013 年）の上位 10 品目である。自動車及びその関連品目が多くを占めており、特に乗用車とダンブカーは MFN 税率と AFTA 税率の差が 40%と大きい。

2013 年の原産地証明書の発給額（FOB 価格）は「乗用自動車（シリンダー容積 1,000～1,500 cm³）」（HS8703.22）が最も多く、5.9 億ドルであった。インドネシア側の輸入額（CIF 価格）は 6.3 億ドルとなっており、輸入額に占める発給額の割合は 93.1%と高い。製品の輸出時の FOB 価格に 10%前後の運賃・保険分を加えた金額が CIF 価格だと仮定すると、インドネシア向けの「乗用自動車（シリンダー容積 1,000～1,500 cm³）」の輸出では、ほぼ全て AFTA が活用されたと考えられる。他の品目も輸入額に占める発給額の割合は 80%を超えており、原産地証明書の発給額が多い品目では AFTA の利用頻度は高い。発給額が輸入額を上回る品目も存在するが、例えば原産地証明書の発給と輸入通関の時間差などが

その理由として挙げられる。

さらに、タイの原産地証明書の発給額からインドネシア側の輸入額を推計し、インドネシアの MFN 税率と AFTA 税率から関税削減額を計算すると、上記の「乗用自動車（シリンダー容積 1,000～1,500 cm³）」では AFTA を利用することで実際に節約できた金額は 2.5 億ドルとなった。他に関税削減額が多いのは「乗用自動車（シリンダー容積 1,500～2,500 cm³）」（HS8703.32）や「ダンプカー（ディーゼルエンジン式で総重量 5 トン以下）」（HS8704.21）で 1 億ドルを上回った。「自動車用の部分品及び附属品（その他のもの）」（HS8708.99）は原産地証明書の発給額では 2 位だが、AFTA と MFN の税率差は 10% のため、関税削減額は 4200 万ドルと乗用車やダンプカーに比べて少なくなっている。

なお、この上位 10 品目はインドネシア向け原産地証明書（フォーム D）の発給額全体の 38.6% を占めているが、輸入額に占める割合では 27.8% と若干低くなっている。

表 23 タイのインドネシア向け原産地証明書（フォーム D）発給額（2013 年）（単位：100 万ドル、%）

順位	HSコード	品目名	原産地証明書発給額	輸入額	輸入額に占める発給額の比率	MFN税率	AFTA税率	関税削減額（発給額ベース）
1	870322	乗用自動車（シリンダー容積1,000～1,500cm ³ ）	587	630	93.1	40	0	252
2	870899	自動車用の部分品及び附属品（その他のもの）	380	462	82.3	10	0	42
3	842952	メカニカルシャベル（上部構造が360度回転するもの）	290	280	103.6	10	0	28
4	841510	エアコンディショナー（窓または壁に取り付けるもの）	276	311	88.6	10	0	30
5	870332	乗用自動車（シリンダー容積1,500～2,500cm ³ ）	257	282	91.2	40	0	113
6	870421	ダンプカー（ディーゼルエンジン式で総重量5トン以下）	254	297	85.6	40	0	112
7	390210	ポリプロピレン	203	221	91.9	10	0	22
8	870323	乗用自動車（シリンダー容積1,500～3,000cm ³ ）	185	198	93.3	40	0	79
9	871120	モーターサイクル（シリンダー容積50～250cm ³ ）	160	149	106.9	20	0	30
10	840820	ディーゼルエンジン（自動車用のもの）	140	147	94.6	10	0	15

※上位10品目が全体に占める割合(%) 38.6 27.8

（出所）タイ、インドネシア税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

- （注）1. 原産地証明書発給額（FOB 価格）はタイ側のデータ、輸入額（CIF 価格）および税率はインドネシア側のデータ。税率は 2014 年 4 月時点のもの。
2. 関税は輸入時の CIF 価格（製品価格に運賃・保険料等を加えたもの）に対し課税される。輸出時の FOB 価格の 10% が運賃・保険料等に相当すると仮定し、原産地証明書発給額を 1.1 倍して FTA を利用した際の輸入額（CIF 価格）を推計した。この推計した CIF 価格と MFN 税率、AFTA 税率から関税削減額を算出した。但し、推計した輸入額が実際の相手国側の輸入額を超えた場合は、その輸入額を適用した。
3. 税率は HS6 桁に含まれるそれぞれの品目の税率を輸入額をウェイトにした加重平均で算出した。

2. マレーシア

タイのマレーシア向け AFTA の原産地証明書（フォーム D）の発給額の上位もインドネシア向けと同様、自動車関連の品目が多くを占めた。最も発給額が多かったのは「ダンプカー（ディーゼルエンジン式で総重量 5 トン以下）」（HS8704.21）の 3.6 億ドルであった。

輸入額に占める発給額の比率では、この「ダンプカー」や発給額第2位の「自動車用の車体のその他の部分品」(HS8708.29)は50～60%程度と、インドネシアに比べるとAFTAの利用の割合は低い。そのため、発給額から算出した関税削減額は発給額の最も多い「ダンプカー」でも0.9億ドルと1億ドルを下回った。マレーシアはインドネシアに比べ原産地証明書の発給額は半分程度であり(表22)、AFTAの効果も小さくなっている。

表24 タイのマレーシア向け原産地証明書(フォームD)発給額(2013年)(単位:100万ドル、%)

順位	HSコード	品目名	原産地証明書発給額	輸入額	輸入額に占める発給額の比率	MFN税率	AFTA税率	関税削減額(発給額ベース)
1	870421	ダンプカー(ディーゼルエンジン式で総重量5トン以下)	359	534	67.3	23.1	0.0	91
2	870829	自動車用の車体のその他の部分品	241	425	56.7	12.5	0.0	33
3	870899	自動車用の部分品及び附属品(その他のもの)	118	106	110.5	8.5	0.0	9
4	840734	自動車用エンジン(シリンダー容積1000cm ³ 超)	104	130	80.0	5.0	0.0	6
5	870323	乗用自動車(シリンダー容積1,500cm ³ ～3,000cm ³)	100	106	94.1	29.6	0.0	31
6	401110	乗用車用ゴム製タイヤ	95	119	79.4	40.0	0.0	42
7	870322	乗用自動車(シリンダー容積1,000cm ³ ～1,500cm ³)	87	218	40.0	30.0	0.0	29
8	721632	I形鋼	63	70	90.3	5.0	0.0	3
9	401120	バス・貨物自動車用ゴム製タイヤ	54	59	92.7	40.0	0.0	23
10	842952	メカニカルシヨベル(上部構造が360度回転するもの)	53	61	85.7	5.0	0.0	3
※上位10品目が全体に占める割合(%)			36.2	14.9				

(出所) タイ、マレーシア税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

(注) 原産地証明書発給額(FOB 価格)はタイ側のデータ、輸入額(CIF 価格)および税率はマレーシア側のデータ。その他は表23と同様

3. 中国

ACFTA を利用して中国へ輸出する際に必要な原産地証明書(フォームE)の発給額の上位は、「配合ゴム」(HS4005.91)や「カッサバ芋」(HS0714.10)、「パラキシレン」(HS2902.43)となっている。これらの原産地証明書の発給額はそれぞれ10億ドルを超えており、輸入額に占める発給額の比率から、中国向けのほぼ全ての輸出にACFTAが利用されていることが分かる。ただし、この3品目における中国のMFNとACFTA税率の差は10%に満たないため、「配合ゴム」以外の関税削減額は1億ドルを下回る。「ドリアン」(HS0810.60)は輸入額に占める発給額の比率は69.0%と他の品目に比べて少ないものの、MFNとACFTAの税率差が20%あるため、関税削減額は8200万ドルと「配合ゴム」に次いで多い。

表 25 タイの中国向け原産地証明書(フォーム E)発給額(2013 年)(単位:100 万ドル、%)

順位	HSコード	品目名	原産地証明書発給額	輸入額	輸入額に占める発給額の比率	MFN税率	ACFTA税率	関税削減額(発給額ベース)
1	400591	配合ゴム(板、シート及びブストリップ)	1,448	1,468	98.6	8.0	0.0	117
2	071410	カッサバ芋	1,375	1,446	95.0	5.0	0.0	72
3	290243	パラキシレン	1,049	981	106.9	2.0	0.0	20
4	271019*	石油及び歴青油(その他のもの)	859	930	92.3	5.6	0.0	52
5	390190	エチレンの重合体(その他のもの)	692	784	88.2	6.5	0.0	49
6	110814	マニオカ(カッサバ)でん粉	527	537	98.2	10.0	0.0	54
7	270750	その他の芳香族炭化水素混合物	405	428	94.8	3.0	0.0	13
8	291020	メチルオキシラン(プロピレンオキシド)	377	282	134.0	5.5	0.0	15
9	081060	ドリアン	375	543	69.0	20.0	0.0	82
10	081090*	その他の果実(生鮮、その他のもの)	286	395	72.3	12.4	0.0	39
※上位10品目が全体に占める割合(%)			52.7	20.5				

(出所) タイ、中国税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

(注) 原産地証明書発給額(FOB 価格)はタイ側のデータ、輸入額(CIF 価格)および税率は中国側のデータ。その他は表 23 と同様

*は発給額のコードが HS2007 のため、輸入額は対応する HS2012 のコードの金額を適用した。従って、若干の差異が生じる可能性がある。

4. 日本

日本向けの JTEPA の原産地証明書(フォーム JTEPA)の発給額は、「鶏肉」(HS1602.32)や「シュリンプ及びプローン」(HS1605.20)などの農水産品、「ポリ(エチレンテレフタレート)」(HS3907.60)などのプラスチック製品が上位となっている。中でも「鶏肉」は原産地証明書の発給額が唯一 10 億ドルを超え、この品目だけで発給額全体の 18%を占めている。ただし、JTEPA 税率は 2014 年 4 月の時点でまだ 3%が課せられており、JTEPA の利用のメリットは MFN 税率(6%)との差の 3%分に過ぎない。そのため、「鶏肉」の関税削減額は 3300 万ドルと発給額に比べかなり少ない。

輸入額に占める発給額の比率では一部を除いて 90%に近く、発給額上位の品目では JTEPA は概ね良く利用されている(注 7)。だが、表 26 の品目における MFN 税率と JTEPA の差は最も大きいものでも 10%に満たない。

この発給額の上位 10 品目は、発給額全体の約半分(47.4%)を占める。一方、輸入額では総輸入額の 14.0%に過ぎず、日本向けの JTEPA の利用は特定の製品に大きく偏っている。

表 26 タイの日本向け原産地証明書(フォーム JTEPA)発給額(2013 年)(単位:100 万ドル、%)

順位	HSコード	品目名	原産地証明書発給額	輸入額	輸入額に占める発給額の比率	MFN税率	JTEPA税率	関税削減額(発給額ベース)
1	160232	鶏肉(調整、保存処理をしたもの)	1,084	1,091	99.3	6.0	3.0	33
2	160520*	シュリンプ及びプローン(調整、保存処理をしたもの)	388	620	62.6	3.6	0.0	15
3	390760	ポリ(エチレンテレフタレート)	245	249	98.3	3.1	0.0	8
4	350510	デキストリンその他の変性でん粉	218	234	93.1	7.2	0.6	16
5	030613*	シュリンプ及びプローン(冷凍したもの)	211	216	97.6	1.0	0.0	2
6	392321	袋(エチレンの重合体製のもの)	170	174	97.4	3.9	0.0	7
7	732010	板ばね及びそのばね板(鉄鋼製のもの)	153	4	3464.5	0.1	0.0	0
8	390190	エチレンの重合体(その他のもの)	144	151	94.8	2.8	0.0	4
9	160414	まぐろ、かつお(調整、保存処理をしたもの)	131	204	64.1	9.6	0.0	14
10	390120	ポリエチレン(比重が0.94以上のもの)	119	138	86.3	6.5	0.0	8
※上位10品目が全体に占める割合(%)			47.4	14.0				

(出所) タイ税関資料、Global Trade Atlas をもとに筆者作成

(注) 原産地証明書発給額(FOB 価格)はタイ側のデータ、輸入額(CIF 価格)および税率は日本側のデータ。その他は表 23 と同様

*は発給額のコードが HS2007 のため、輸入額は対応する HS2012 のコードの金額を適用した。従って、若干の差異が生じる可能性がある。

おわりに

タイー日本間の JTEPA による関税削減額(試算)は、タイが輸入側の場合で約 12 億ドル(表 18)、日本が輸入側の場合で 2.9 億ドル(表 21)と、AFTA や ACFTA に比べて関税削減の効果は低かった。さらにタイから日本への輸出における JTEPA の原産地証明書の発給額から算出した JTEPA の利用率は 27.6%で、インドネシアやベトナム向けの AFTA および ACFTA や AKFTA の利用率を下回る(表 22)。物品の貿易に限れば JTEPA の効果は必ずしも大きくは無い。また、本章の前半で確認したように、東アジア地域の貿易は日本から中国、輸送機械ではタイなどへ中心を移している。今後は日本の企業においても、海外の拠点を結ぶ第三国間の FTA を使いこなすことがますます重要になってくる。第三国間の FTA に関する詳細な情報を得るには、その国の関係機関のウェブサイト等を個別に調べるのが一般的である。しかし、重要性から考えれば、日本でも AFTA や ACFTA などの第三国間 FTA について、より多くの情報を提供する必要があるのでないだろうか。

<注>

1. 本稿の第1節から第2節の業種は、以下のHSコードで定義している。

分類	HSコード
農水産・飲食料品	01-24
鉱物性燃料	25-27
化学・ゴム	28-40
皮革・繊維・木材	41-67
鉄鋼・金属	68-83
機械・電機	84-85
輸送用機械・部品	86-89
その他	90-97*

*HSコード00、98がある国は「その他」に加えた

2. 井上壮太郎「アジア太平洋地域における貿易とFTAネットワーク」、農林水産政策研究所
3. 4ヵ国とも日本からの輸入額は増加したが、他の国からの輸入額が増加したため相対的に日本のシェアが低下した。
4. 対象国で利用可能なFTAのみ。
5. 第3節の業種は、以下のHSコードで定義している。

業種	HSコード
農林水産品	01-15
食料品・アルコール	16-24
鉱物性燃料	25-27
化学工業品	28-38
プラスチック・ゴム製品	39-40
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	41-43
木材・パルプ	44-49
繊維製品・履物	50-67
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	68-83
機械類・部品	84
電気機器・部品	85
輸送用機械・部品	86-89
光学機器・楽器	90-92
雑製品	93-99

6. FTAを利用するには、輸入業者が輸出国で発行された原産地証明書を輸入国の税関に提出する必要がある。
7. 表26の「板ばね及びそのばね板（鉄鋼製のもの）」(HS7320.10)は原産地証明書の発給額が1.5億ドルに対し、日本側の統計では輸入額が400万ドルと大きな開きがある。その結果、輸入額に占める発給額の比率が著しく高くなっている。同品目はタイの輸出統計でも日本向けの輸出額は約460万ドルであり、発給額のみが非常に多い原因は不明である。

第4章 タイをはじめとした進出企業の FTA 利用状況と課題

中央大学 経済研究所 客員研究員
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
助川 成也

第1節 AFTA を中心とする ASEAN+1FTA の形成

1. 現在の AFTA が形成されるまで

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、単一市場構築に向け 90 年代前半に動き出した。当時、欧州では 1991 年に欧州連合条約に合意、翌 92 年に調印され、欧州連合（EU）となった。また、アメリカ大陸では米国、カナダ、メキシコ 3 カ国による北米自由貿易協定（NAFTA）が 1992 年に署名されるなど、欧米で自由貿易圏設立の動きが顕在化してきた。これら欧米での市場統合の動きは、ASEAN が単一市場構築に向けて歩み始める大きな誘因となった。

ASEAN は 1992 年 1 月 28 日、当時加盟していた 6 カ国の経済相がシンガポールに集まり、ASEAN 経済相会議（AEM）を開催した。ここで、アジアで最初の FTA である AFTA（ASEAN 自由貿易地域）設立が明記された「ASEAN 経済協力の実施に関する枠組み協定」を採択した。関税の引き下げや非関税障壁の撤廃に関する具体的な措置については、「AFTA のための共通効果特惠関税（CEPT）協定」によって定められた。AFTA は域内関税削減を通じた生産規模の拡大により、単位当たりの生産コストの削減を目指すものである。ここでは品目を①適用品目（IL）、②一時的除外品目（TEL；引き下げ準備が整っていない品目）、③一般的除外品目（GEL；防衛、学術的価値から関税率削減対象としない品目）、④センシティブ品目（SL；未加工農産物等適用品目への移行を弾力的に行う品目）、⑤高度センシティブ品目（HSL；米関連品目等）に分け、IL の関税削減・撤廃を目指した。

当初、AFTA の目標は、93 年の発効から 5～8 年以内に関税削減対象品目（IL）の関税を 20%以下に削減、更に 20%もしくはそれ以下になった品目については、2001 年から 7 年間かけて（2008 年）域内関税を 0～5%に引き下げることであった（注 1）。

ASEAN には 95 年にはベトナムが加盟し、これにラオス、ミャンマー（97 年）、カンボジア（99 年）が続いた。これを踏まえ、AFTA も現在の 10 カ国体制となったが、関税削減スケジュールは後発加盟国に配慮するなど柔軟性を持たせた。

1997年7月、タイを震源とするアジア通貨危機が発生すると、ASEANは、同危機により「有望な投資先」としての位置付けから転落しかねないとして、AFTAの加速が検討された。98年に開催されたASEANの経済相で構成される第12回AFTA評議会で、ASEAN先行加盟国が2008年迄に予定していた「ILの0～5%化」を2003年迄に、またベトナムは2006年迄、ミャンマー・ラオスは2008年迄に、それぞれ前倒しすることを決めた。更に、同年12月に開催された首脳会議では、「大胆な措置（Bold measure）」と銘打ち、先行加盟6カ国は、品目数・域内貿易額双方で2000年迄に90%の品目で、2002年迄に一部を除き全ての品目で、それぞれCEPT税率を0～5%化することにした。また後発加盟国について、ベトナムは2003年迄に、ラオス・ミャンマーは2005年迄に、関税率0～5%の品目数が最大になるよう、更に各々3年後には、関税率0%の品目数が最大となるよう、関税削減を進めることも決定した。翌年1999年の第13回AFTA評議会では、当初、CEPTの目標関税をこれまでの「0～5%」から「関税撤廃」にし、その上でILにつき先行加盟国は2015年迄に、また後発加盟国は2018年迄に、それぞれ関税を撤廃することで合意した。また中間目標として、先行加盟国は2003年迄に品目数の60%で関税を撤廃することでも合意した。

しかし、2カ月後にフィリピンで開催された第3回非公式ASEAN首脳会議では、再び自由化に向かって加速化することを決断した。これまで先行加盟国は2015年、後発加盟国は一部を除き2018年としていた関税撤廃時期を、それぞれ2010年、2015年に前倒しすることを決めた。アジア経済危機の下、ASEANは自由化を前倒しすることで、投資家等からの求心力維持を図ったが、ここでようやくAFTAが現在の形になった。

2. AFTAによる関税削減状況

ASEAN事務局資料によれば、AFTAによるASEAN加盟国の単純平均特惠関税率は、1993年で12.76%であった（ただし当時のASEAN加盟国は5カ国）。ASEAN先行加盟国が5年前倒しで「ILの0～5%化」を達成した2003年には2.39%、関税撤廃目標の2010年では0.05%、2013年で0.04%にまで低減、限りなくゼロに近付いた。

一方、後発加盟4カ国（CLMV）は、2000年で平均AFTA税率は7.51%であったが、2013年時点で1.37%にまで削減されている。

図1 AFTA の平均特惠税率の推移（単位：%）



（資料）Asean Economic Community Chartbook 2013

これまで AFTA は、研究者の間で「低水準の FTA」、「利用されない FTA」と揶揄されてきた。しかし 2014 年 10 月までに AFTA の自由化率は、ASEAN 先行加盟 6 カ国で 99.2%、後発加盟 4 カ国でも 72.6%に達している。ASEAN 全体では 89.0%であるが、2015 年 1 月には後発加盟国も 2018 年まで 3 年間の関税撤廃が猶予されている 7%分の品目と、センシティブ品目・高度センシティブ品目に指定されている未加工農産品を除き関税が撤廃されたことから、具体的な数値はまだ公表されていないものの、自由化率が 90%台半ばまで一気に高まったとみられる。これまで日本が締結してきた EPA の自由化率は、84.4%（対シンガポール）から 88.4%（対フィリピン、豪州）であり、重要 5 品目（注 2）のみ関税を維持した場合でも自由化率は 93.5%にとどまることから、AFTA は例外品目が極めて少ない高水準の FTA と言えよう。

ベトナムは 2015 年 1 月 1 日にこれまで関税率が 5%であった 1,715 品目について、関税撤廃に踏み切った。ベトナム税関総局によれば、ASEAN からの輸入について、90%の関税が撤廃されたという。関税が残存している 10%について、3%は鶏肉、卵、コメなどの未加工農産品である。同品目について AFTA ではこれ以上の関税削減・撤廃は求められていない。残り 7%にあたる 669 品目には、鉄鋼、紙、衣料用織布、自動車および自動車部品、二輪車、設備機械、建設資材等が含まれている。そのほとんどが関税率 5%になっているのに対し、これまで最高 70%の高関税が課されていた自動車や 60%の二輪車について、2015 年に 50%、以降 17 年にかけて毎年 10%の幅で削減、そして 2018 年に一気

に関税が撤廃される。

実際に AFTA が企業に使われるようになるかどうかは、i) AFTA 特惠税率と最恵国待遇 (MFN) 税率との差である特惠マージンの幅、ii) 原産地証明書 (C/O) 取得に要する事務手続きコストを上回る関税コスト削減実現の可能性、iii) 当該品目の原産地規則を満たすことが出来るか、などを検討することになる。

3. ASEAN+1FTA の形成とその水準

ASEAN が域外 FTA を始めた相手は中国が最初である。これは中国の朱鎔基首相が 2000 年 11 月にシンガポールで開催された ASEAN 首脳会議および関連会議で、ASEAN 側に自由貿易圏構想に向けた作業部会を設置するよう提案したのが始まりである。当初、日本をはじめとする域外国は、中国の突然の提案に「ASEAN が乗るはずはない」とたかをくくっていた。中国は農産品の早期関税撤廃 (EH ; アーリーハーベスト) 措置や WTO 未加盟国を対象に最恵国待遇を付与するなど、ASEAN に誘い水を向けた。

翌 2001 年 11 月にブルネイで開催された ASEAN 中国首脳会議で、「10 年以内の FTA 設置」に合意、更に 2002 年 11 月の首脳会議では EH 措置が盛り込まれた ASEAN・中国自由貿易地域 (ACFTA) の「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」を締結した。ここには、モノの貿易以外にも、サービス貿易、投資、経済協力などについての枠組みが示されている。更には、ASEAN 各国と中国とが 5 つの優先分野、具体的には①農業、②情報通信技術 (ICT)、③人的資源開発、④投資、⑤メコン川流域開発、での協力や、ASEAN の WTO 非加盟国に対して、中国は最恵国待遇付与の約束を盛り込んだ。締結当時、ラオス、ベトナムが WTO 非加盟国であったが、中国は両国に対して関税や輸入手続きなど WTO 加盟国と同等の待遇付与を約束した。その結果、2004 年 11 月の ASEAN 中国首脳会議でついに「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」を正式に締結、2005 年 7 月に発効 (注 3) した。

中国の ASEAN への急接近を号砲として、ASEAN と FTA 構築を目指すなど東アジア各国の動きが活発化した。インドは、2002 年 11 月の第 1 回 ASEAN・インド首脳会議において、10 年以内にインド・ASEAN 間の経済連携強化及び FTA 締結の可能性に向けて検討を進めていくことが決まり、翌 2003 年には、「インド・ASEAN 包括的経済協力枠組み協定」を締結した。

韓国は 2002 年 11 月にカンボジア・プノンペンで行われた ASEAN 韓国首脳会議で、

ASEAN 側から FTA 締結を打診されたが、「交渉開始まで時間がかかる」（金大中大統領）と返答するなど、消極的な姿勢に終始した。しかし、中国、および ASEAN との間では二国間での FTA を進めている日本に対し、これ以上引き離されれば ASEAN 市場で韓国企業の競争力に深刻な影響を及ぼしかねないとして方向転換を決意、2003 年 10 月にインドネシア・バリ島で開催された ASEAN 韓国首脳会議で、盧武鉉大統領は、ASEAN との間で経済連携を推進する旨を表明した。翌 2004 年 3 月には共同研究が開始され、同年 11 月には「ASEAN 韓国包括的協力連携にかかる共同宣言」が発出され、同共同宣言の中で「2009 年までに少なくとも全品目の 80%の関税撤廃」を目指すとした。

表 1 ASEAN を巡る東アジア各国の FTA 締結に向けた動き

	中国	日本	韓国	インド	豪州・NZ
2000年	・朱鎔基首相がASEAN中国首脳会議でFTAを念頭にした共同研究を提案(11月)				
2001年	・共同研究で早期関税撤廃(EH)措置を提案。 ・10年以内に自由貿易地域(FTA)を完成させることで首脳合意(11月)				
2002年	・ASEANとACFTA「枠組み協定」を締結(11月)。ASEANへの経済援助拡大も表明。 ・朱鎔基首相が日中韓首脳会議で日中韓FTAを提案(同)	・ASEANとFTAを念頭にした専門家グループ設置(1月)。 ・首脳間でASEANと「10年以内の早期にFTA完成を目指す」ことで合意(11月)	・ASEANからFTA提案も、交渉開始に時間がかかるとして拒否(9月の経済関係会議、11月の首脳会議)	・初のASEANとの首脳会議開催。FTA締結に合意(11月)	
2003年	・ACFTA「枠組み協定」発効(7月)。 ・ASEANの「東南アジア友好協力条約」(TAC)に署名(10月)。 ・ASEANと「平和と安定のための戦略的パートナーシップ」に関する共同宣言(同)	・ASEANとFTA交渉開始に合意(「枠組み」に署名)。主要6カ国とは2012年までの完成を目指す(10月)。 ・東京で特別首脳会議を開催。日本もTACに署名(12月)	・ASEANとFTA締結に乗り出す方針を表明(10月)。 ・FTAのロードマップ策定、大規模な農業対策も発表	・ASEANと包括的経済協力枠組み協定に署名(10月)。 ・中国と並んでTACに署名(同)	
2004年	・EH措置による農産物を中心とした関税削減開始(1月)		・ASEAN韓国包括的協力連携にかかる共同宣言発出(11月)	・本交渉入り(3月)	・豪NZとASEANの首脳会議で「2005年の早期にFTA交渉を開始し、2年以内に終了させる」ことに合意(11月)
2005年	・ACFTA物品貿易協定発効(7月)	・AJCEP本交渉入り(4月)	・AKFTA本交渉入り(2月)。 ・タイを除きAKFTAに署名(12月)	・アーリーハーベスト実施を断念(3月)	・本交渉入り(2月)
ASEANとのFTA発効時期など、その後の動き	・サービス貿易協定署名(2007年1月)。 ・投資協定署名(2009年8月)。 ・物品貿易協定第2修正議定書署名(2010年10月)	・AJCEP発効(2008年12月)	・物品貿易協定発効(2007年6月)。 ・サービス貿易協定署名(2007年11月)。 ・投資協定署名(2009年6月)。 ・物品貿易協定第2修正議定書署名(2011年11月)	・2010年1月発効。 ・サービス貿易・投資協定署名(2014年8月)	・2010年1月発効。 ・第1修正議定書署名(2014年8月)

(資料) 深沢淳一 (2014) をもとに助川成也が加筆

豪州・NZ の ASEAN との FTA (AANZFTA) は、韓国からも更に遅れて開始された。2004 年 11 月の ASEAN と CER (豪州・NZ) との首脳会議で、「2005 年の早期に FTA 交渉を開始し、2 年以内に交渉を終了させる」ことに合意した旨の共同宣言を行い、翌年 2 月に交渉が開始された。AANZFTA は 2008 年 8 月に開催された ASEAN・CER 経済相会議で合意し、翌 2009 年 2 月に調印、2010 年 1 月に発効した。

日本は、ASEAN 各国との EPA 交渉において、二国間交渉を優先してきた。多国間での FTA では、自由化対象品目は ASEAN10 カ国各々の競争力と国内事情を鑑みた上で最大

公約数にならざるを得ず、その結果、自由化率は二国間 EPA に比べ低くならざるを得ない。そのため、特定国の産業や国内事情に応じた交渉が可能で、より自由化率を高めることが出来る二国間交渉を優先させた。そして二国間の交渉結果を多国間 EPA である日 ASAEN 包括的経済連携協定（AJCEP）に反映させることで、AJCEP の円滑な交渉、並存する二国間 EPA との整合性の確保を図った。

2010 年 1 月、ASEAN とインド、および豪州 NZ との FTA が発効したことで、東アジアで 5 つの ASEAN+1FTA が完成した。2005 年に発効した ACFTA を先頭に、4 年半で 5 つの ASEAN+1FTA が完成した。各々、関税削減年は異なるが、ACFTA、AKFTA ではノーマルトラック 1、2 で関税削減完了年が 2012 年、AIFTA では 2019 年、AANZFTA は 2020 年、AJCEP は 2026 年というスケジュールになっている。

表 2 ASEAN+1FTA の発効と関税削減完了年

FTA	国名	発効	関税削減完了
ACFTA	中国・ASEAN	2005年	2012年
AKFTA	韓国・ASEAN	2007年	2012年
AJCEP	日本・ASEAN	2008年	2026年
AIFTA	インド・ASEAN	2010年	2019年
AANZFTA	豪NZ・ASEAN	2010年	2020年

（注 1）関税削減完了年は ASEAN 先行加盟国

（注 2）AKFTA、ACFTA の完了年はノーマルトラック 2 完了時。

（資料）各種資料をもとに著者が作成

5 つの ASEAN+1FTA は、各々自由化率が異なる。ASEAN 事務局によれば、最も ASEAN10 カ国平均で自由化率が高いのが AANZFTA で 93.5%、これに ACFTA が 92.5% で続く。最も自由化率が低いのが AIFTA であり、その自由化率は 77.0%に過ぎない。一方、+1 である対話国側は、豪州・NZ が各々自由化率は 100%で、最終的に全ての品目の関税を撤廃する。これに ACFTA(同 94.6%)が続く。それに対してインドは最も低い 74.2%に過ぎない。

表 3 ASEAN+1FTA の自由化水準（単位：％）

	ACFTA （中国）	AIFTA （インド）	AJCEP （日本）	AKFTA （韓国）	AANZFTA （豪・NZ）	
ブルネイ	97.3	80.4	96.5	98.5	98.7	
インドネシア	88.7	50.1	—	94.1	93.9	
マレーシア	93.7	84.8	94.1	95.5	95.5	
フィリピン	89.4	75.6	92.4	88.5	94.7	
シンガポール	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	
タイ	90.1	75.6	93.2	89.9	98.8	
カンボジア	86.7	84.1	75.4	75.4	86.2	
ラオス	97.3	77.5	86.6	85.4	90.5	
ミャンマー	91.3	73.0	81.2	87.3	86.1	
ベトナム	90.4	69.3	88.6	83.8	90.6	
ASEAN10カ国平均	92.5	77.0	89.8	89.8	93.5	
対話国	94.6	74.2	91.9	92.1	100.0	100.0

（注 1）AANZFTA で左欄は豪州、右欄は NZ。

（注 2）インドネシアは AJCEP 未発効

（資料）ASEAN 事務局資料をもとに助川成也が作成

第 2 節 AFTA を中心とする ASEAN+1FTA の企業の利用状況

1. 構築する時代から利用する時代に入った FTA

ASEAN において締結 FTA 数の増加と同 FTA による関税削減の進展により FTA の認知度は高まっている。それに伴い、利用率も上昇している。ASEAN 加盟国のうち FTA 利用率を発表している国は、タイやマレーシアなどごく一部に過ぎない。FTA 利用輸出額を把握することで利用率が算出できる。例えば、タイで輸出者が FTA を利用する場合、タイ商務省に原産地証明書（C/O）の発給を依頼することから、原産地証明書発給ベースで FTA 利用輸出額を把握することが出来る。これを当該国向け総輸出額で除すると、名目ベース（注 4）の利用率が算出出来る。

表 4 タイの FTA/EPA 締結相手国別利用率

(単位: %)

	発効年月 (タイ参加)	2000	05	10	11	12	13
ASEAN全体	—	6.4	21.5	31.6	28.4	26.3	31.4
(除シンガポール)		11.5	30.0	38.4	34.8	31.7	37.8
インドネシア	1993年1月	20.8	45.9	61.3	60.0	54.3	66.1
マレーシア	1993年1月	12.7	22.4	28.6	25.2	23.1	27.4
ベトナム	1995年	6.3	41.5	53.2	45.3	42.6	52.1
フィリピン	1993年1月	14.5	41.8	55.9	47.1	48.8	60.0
シンガポール	1993年1月	0.2	2.7	4.9	4.5	3.7	3.8
ラオス	1997年	0.0	2.8	4.3	4.0	3.7	3.8
ブルネイ	1993年1月	0.7	3.9	8.4	15.2	10.3	11.8
ミャンマー	1997年	0.0	0.2	1.0	0.9	2.7	6.9
カンボジア	1999年	0.0	0.0	3.7	4.3	3.7	5.4
インド	—	0.0	17.6	33.4	38.4	38.2	47.0
二国間	2004年9月		17.6	12.9	14.6	12.8	11.6
ASEAN	2010年1月			20.5	23.8	25.4	35.4
オーストラリア	2005年1月		67.3	59.9	63.5	50.0	71.4
中国	2003年10月		6.7	34.4	36.1	42.4	52.8
日本	—			23.7	26.0	27.3	28.3
二国間	2007年11月			23.4	25.6	26.8	27.6
ASEAN	2008年12月			0.3	0.5	0.5	0.8
韓国	2010年1月			24.4	48.9	44.8	51.6
豪NZ(多国間)	2010年1月			0.3	1.1	2.2	3.5
ペルー	2011年12月					3.2	2.3
合計		2.9	14.7	32.8	32.9	32.8	39.7

(資料) タイ商務省資料をもとに著者作成

タイの FTA (含 EPA) 利用輸出比率は、ASEAN 向けでは 2010 年に先行加盟 6 カ国の関税が基本的に撤廃されたことから、2010 年以降、ASEAN 向けで 30%強、一部の品目を除き MFN 関税で無税になっているシンガポールを除く ASEAN 向けが 4 割弱で天井感が出ている。ASEAN 加盟国の中で、特に利用率が高いのが人口規模が大きいインドネシア、フィリピン、ベトナム向けである。2015 年にはベトナムを含む後発加盟 4 カ国の関税が 7%分の品目および一部の未加工農産品を除き撤廃されることから、利用率が一定程度、上積みされるとみられる。2014 年 8 月、外国投資の許認可権限を有するミャンマー投資委員会 (MIC) は、これまで外資参入を禁じたり外資出資比率を規制してきた約 200 の事業分野について、規制対象業種を約 100 分野へと半減させた。規制対象から外れた分野の中に、小売業や卸売業も含まれている。この結果、今後タイから FTA を利用した輸出が一気に拡大する可能性がある

タイから AFTA を使って域内向けに輸出をしている上位品目は、概して完成車および KD キット、自動車部品等自動車関連製品が多く、年によってはエアコン等の家電製品、メカニカルシャベル等の建設機械が入る。これら品目の主な生産者は日系企業であり、日

系企業が域内取引で AFTA を積極的に活用している姿が浮かび上がる。2011 年以降の 2 年間は、①2011 年 10 月にタイ中部を襲った大洪水でサプライチェーン網の一部が破綻し、自動車関連輸出が 1 カ月以上もの間、停止を余儀なくされたこと、②インラック政権の目玉政策「初回自動車購入者への物品税還付措置」の終了が 2012 年末に迫り、自動車各社が国内供給を優先したこと、等が影響している。

一方、ASEAN 域外国向け FTA 利用輸出では、「市場」として注目されている豪州、中国、インド向けで、既に AFTA の利用率を上回っている。豪州との FTA である TAFTA は「最も利用率が高い FTA」である。2005 年から稼働した TAFTA の利用率は他の FTA に比べ抜きん出て高く、2013 年の利用率は 7 割を超えた。利用されている品目は自動車関連品、まぐろ及びかつお、家庭用エアコン等である。

特に近年、新興巨大市場である中国向けおよびインド向けで FTA 利用が急速に拡大している。中国向け輸出では FTA 利用が 50%を超え、インド向けでも 50%に近付いている。2005 年 7 月に発効した ASEAN 中国 FTA は、2010 年 1 月にノーマルトラックの関税を撤廃、更に 2012 年 1 月には 2010 年時に関税撤廃が猶予されていたノーマルトラック 2（最大 150 品目）で関税が撤廃されたのに加え、センシティブ品目（対象は 400 品目以内かつ総輸入の 10%以内）の関税率が 20%以下にまで引き下げられたことが背景にある。タイからの ACFTA を利用した中国向け輸出の特徴は、「世界の工場」中国に主に原材料・中間財を供給していることである。中国向け輸出で FTA が利用されている上位品目は、配合ゴム（板、シート及びストリップ）、カッサバ芋、パラ・キシレン、石油及び歴青油（除原油）並びにこれらの調製品（軽質油及びその調製品を除く）、その他のエチレンの重合体、等原材料が中心である。カッサバ芋は主にカッサバチップとして中国に輸出され、発酵工程を経てバイオエタノールとして利用される。パラ・キシレンはポリエステルの中間原料であるテレフタル酸の原料として使われる。

また、インド向け輸出についてタイは、タイ・インド FTA (TIFTA) および ASEAN インド FTA (AIFTA) の両方を使うことが出来る。但し TIFTA の適用対象は、アーリーハーベスト（早期関税引き下げ）措置としてこれまで熱帯果物、家電製品、自動車部品など 82 品目に加えて、2012 年 6 月に発効した第 2 修正議定書により、2 ドアタイプの家庭用冷凍冷蔵庫が追加されたのみである。一方、2010 年に発効した AIFTA については、品目数全体の 80%および貿易額の 75%が発効から 4 年後の 2013 年末までに関税撤廃（一部品目は 16 年末まで猶予）されている。

表 5 タイの FTA 別利用輸出上位品目(2013 年)

	日本	中国	韓国	インド	豪州
第1位	鶏肉(調製処理)	配合ゴム	原油	車両用エンジン	商用車(ディーゼル)
第2位	えび(調製処理)	カッサバ芋	天然ゴム	家庭用エアコン	乗用車(ガソリン/1.5~3L)
第3位	ポリ(エチレンテレフタレート)	パラキシレン	液化石油ガス	ベンゼン	乗用車(ガソリン/1~1.5L)
第4位	デキストリン	石油・瀝青油	すず	エチレンの重合体	まぐろ・カツオ
第5位	えび(冷凍したもの)	エチレンの重合体	メチルオキシラン	ポリカーボネート	商用車(ガソリン)

(資料) タイ商務省資料をもとに作成

2. FTA 毎に異なる利用規則とスパゲティボウル現象

World Tariff profile 2014 年版(WTO)によれば、2013 年において、オーストラリアの単純平均 MFN 関税率は 2.7%、関税撤廃品目比率は 50.3%である。関税率 15%以上の品目はわずか 0.1%に過ぎない。一方、インドの場合、単純平均 MFN 関税率は 13.5%と高い一方、関税撤廃品目は全体の 2.9%のみである。関税率 15%以上の品目は約 2 割(19.0%)に達する。

その通商環境の中、豪州向け輸出における FTA 利用率が 7 割を超えている一方、インド向け輸出で FTA 利用率が依然として 5 割を下回るのは、AIFTA のより厳しい原産地規則を満たせない企業・品目が多いことを示している。現在、ASEAN が FTA で採用している原産地規則は、概して「累積付加価値率 40%」または「関税番号変更基準(4 桁)」のいずれかを満たせば「ASEAN 原産品」とするものである。しかし、AIFTA では「累積付加価値率 35%」と「関税番号変更基準(6 桁)」の双方を満たして初めて AIFTA 協定上の「ASEAN 原産品」となる。

現在までに、ASEAN の枠組みで締結している FTA では、農水産品(動植物、魚介類等)や鉱物資源等協定締約国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された産品で適用される「完全生産品」(WO)と品目全体を通して適用される原産地規則「一般規則」、一部品目毎に適用される「品目別規則」とがある。ASEAN が多くの FTA で採用している一般規則は、前述の「関税番号変更基準 4 桁」もしくは「累積付加価値基準 40%以上」を満たしたものを「ASEAN 原産品」とする規則である。それに対し、ACFTA では「累積付加価値基準 40%以上」について、AIFTA では「関税番号変更基準 6 桁」および「累積付加価値基準 35%以上」の両方について、それぞれ満たしたものを関税減免対象としている。ASEAN では FTA 網の拡大に伴い、同一品目にも関わらず関税譲許や原産地規則の内容が異なる協定が複数存在することにより、企業にとっての管理や手続コストが上昇、地域大の最適なビジネス展開を阻害することに繋がる「スパゲティボウル現象」が生じている。

表 6 ASEAN の FTA 別原産地規則概要

FTA	国名	完全生産品 WO	一般規則			品目別規則 (PSRs)		
			CTC	RVC	総品目数に占める割合	CTC	RVC	加工工程
AJCEP	日本・ASEAN	○	CTH	≥ 40%	57.9%	○	≥ 40%	○
AANZFTA	豪NZ・ASEAN	○	CTH	≥ 40%	40.2%	○	≥ 40%	○
AKFTA	韓国・ASEAN	○	CTH	≥ 40%	76.4%	○	≥ 40-60%	○
ACFTA	中国・ASEAN	○	×	≥ 40%	89.6%	○	≥ 40%	○
AIFTA	インド・ASEAN	○	CTSH & ≥ 35%		100%	×	×	×

(注) RVC は地域累積付加価値基準、CTC は関税番号変更基準 (CTH は 4 桁変更、CTSH は 6 桁変更) を指す。

(出所) タイ商務省外国貿易局資料、ASEAN 事務局資料をもとに作成

ASEAN+1FTA の中の原産地規則では、AKFTA が最も自由度が高いと評価されている。AKFTA は「CTC4 桁」もしくは「RVC40%以上」の選択制を一般規則とし、更にその一般規則は総品目の 76.4%に適用されている。一方、ACFTA では全体の 89.6%が「RVC40%以上」が適用されており、RVC 以外の規則はあまり適用されていない。また、AIFTA の「RVC35%」と「CTC6 桁」双方を満たす原産地規則は、全ての品目に適用されているなど厳しい内容となっている。これが、AIFTA 利用率が伸び悩む理由とみられる。

更に利用者がどの協定を利用するかによって C/O 上での記載要件等が異なり、その複雑さが更に企業の利用に二の足を踏ませている。例えば、ASEAN で利用されるようになってきているリ・インボイス。これは「仲介貿易」とも「三角貿易」とも称されるが、近年、アジアに複数の拠点を持っている企業において、地域統括拠点や日本本社などに決裁事務や為替リスクの集中管理による効率化を行うネットィングセンター機能を付与する場面が見られる。製造国からの仲介国宛インボイスを一旦発行するものの、更に仲介国は輸出国宛に新たなインボイスを発行することから、「リ・インボイス」と呼ばれている。FTA でリ・インボイスを使う場合、どの FTA を使うかによって記載事項が異なる。AKFTA では、C/O 上の該当箇所にチェックを入れるのみ、AIFTA では「インボイス発給会社名」と第三国の「国名」を記入することになる。その他に、「インボイス番号」と「第三国販売者の販売日」、または「インボイス番号」と「出発国輸出者の輸出日」や、「インボイス発給会社名」、「第三国販売者の住所」の記載が求められる FTA もある。

表 7 リ・インボイスを用いた FTA 利用に際するタイ税関の確認事項

協定	相手国	C/O上の記入等必要事項
ATIGA	ASAEN	・第13欄の“Third Country - Invoicing”にチェック。 ・第10欄に「インボイス番号」と「第三国販売者の販売日」、または「インボイス番号」と「出発国輸出者の輸出日」を記入 ・第7欄に「インボイス発給会社名」と第三国の「国名」を記入。
ACFTA	ASEAN・中国	・第13欄の“Third Country - Invoicing”にチェック。 ・第10欄に「インボイス番号」と「第三国販売者の販売日」を記入。 ・第7欄に「インボイス発給会社名」と第三国の「国名」を記入。
AJCEP	ASEAN・日本	・（日本側フォーム）第9欄と（ASEAN側フォーム）第13欄の“Third Country Invoicing”にチェック。 ・（日本側フォーム）第8欄と（ASEAN側フォーム）第10欄に「インボイス番号」と「第三国販売者の販売日」、または「インボイス番号」と「出発国輸出者の輸出日」を記入 ・（日本側フォーム）第9欄と（ASEANのFormの）第8欄に「インボイス発給会社名」と「第三国販売者の住所」を記入する。
AKFTA	ASAEN・韓国	・第13欄の“Third Country - Invoicing”にチェック。
AIFTA	ASAEN・インド	・第7欄に「インボイス発給会社名」と第三国の「国名」を記入。
AANZFTA	ASAEN・豪州・NZ	・第13欄の“Subject of third-party invoice”にチェック。 ・第10欄に「インボイス番号」と「出発国販売者の販売日」、かつ「第三国販売者のインボイス番号」と「販売日」（わかる場合）を記入。 ・第7欄に「インボイス発給会社名」と第三国の「国名」を記入。

（資料）タイ税関原産地規則課ソムチット・デミヤワニット氏講演資料（2012年11月5日）

近年、仲介貿易を利用する企業は増えている。ジェトロが2007年11～12月にかけて行ったアンケート調査では、在ASEAN日系製造企業570社のうち、アジア域内向け輸出で仲介貿易を利用している企業は93社、利用率は16.0%であった。しかし2013年（2013年10～11月に調査実施）までにその比率は33.7%と、3社に1社が利用するまでになっている。これら企業がFTAを利用して輸出する場合、輸出先に応じてC/Oフォームのみならず、記載事項を変えることが求められ、記載ミスを誘発する原因になっている。

3. ASEAN域内貿易でも使われるASEAN+1FTA

タイのFTA輸出で最も使われているのがAFTAである。AFTAはASEAN向け輸出の際にのみ使われる。しかし、その逆、ASEAN向けFTA利用輸出においてAFTAのみが使われるというわけではない。

（1）FTA毎に異なる税率を利用

ASEAN+1FTAは「ASEANと+1との2国・地域間のFTA」ではなく、ASEAN10カ国と+1による「11カ国間のFTA」である。ASEAN+1FTAをASEAN域内で利用する目的は大きく2つある。第一に、特にAFTAで関税撤廃が終了していないCLMVの後発加盟国との取引について、ASEAN+1FTAの特恵税率の方が低い場合があること、第二に、

最終的に+1 国に輸出される製品を構成する部品について、「締約国内で生産した製品」として、最終工程において累積目的で使われる場合があること、である。

前者について、例えば、二輪車メーカーA社はタイとベトナム両方に製造拠点を有する。同社はベトナムで新たな ASEAN 共通モデルを製造し、域内市場向け輸出で AFTA 特惠関税の利用を考えていた。タイの 125cc の二輪車 (HS 8711.2059) 関税は 60%であるが、AFTA 特惠関税は 0%である。しかし、タイ税関はベトナムからの二輪車輸入については、原産地証明書フォーム D を用いた場合でも、AFTA 特惠関税は適用されない。これは、AFTA には「相互譲許原則」(互惠主義)が規定されているためである。AFTA では、ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) 第 22 条で「輸出対象製品が輸入締約国の AFTA 特惠関税適用を受けるためには、指定された原産地規則を満たし、輸出締約国の同一品目の ATIGA 特惠関税が 20%、あるいはそれ以下でなければならない」と明記されている。ベトナムでの 2012 年当時の二輪車輸入関税は 75%であり、また AFTA を使った場合でも 60%が適用されるなど、ATIGA 第 22 条の相互主義原則から、タイ側で 0%の AFTA 特惠関税は付与されない。そのため A 社は、ベトナムで AANZFTA の原産地証明書を取得しタイに輸出、タイ側輸入税関で AANZFTA の特惠関税 0%の適用を受けた。AANZFTA には相互譲許条項がなく、ベトナムからの輸入であっても一律に AANZFTA 特惠関税が適用される。

一方、逆も同様である。例えばタイモデルの二輪車をベトナムに輸出する場合、ベトナムの同品目の最恵国待遇 (MFN) 税率は 2014 年現在で 75%。一方、AFTA を使う場合は 60%であり、関税を 15%分削減出来る。しかし、AFTA 税率が最も低いとは限らない。他の ASEAN+1FTA を使ってタイからベトナムに輸出する場合、ACFTA の場合は 45%と 30%分の関税が削減出来る。特筆すべきは AANZFTA を使った場合であり、最も低い 15%の特惠税率でタイから輸出出来る。更に AANZFTA のもと同税率も徐々に削減され、2015 年には 10%になる。これは AANZFTA 交渉において、ベトナムは豪州・NZ にはほぼ競合する二輪車産業がないことから、二輪車の輸入関税を削減・撤廃したとしても国内産業に影響が及ぶことはないと判断したとみられる。一方、AJCEP の場合は FTA 特惠税率と MFN 税率との逆転現象が起こっており、それを知らずに AJCEP を用い輸出すれば MFN 税率より高い 90% (注 5) の関税が課されてしまう。

実際にこの動きは、データからも把握できる。タイが AANZFTA を用いて輸入された上位 10 品目について、AANZFTA が発効した 2010 年の FTA 利用輸入額で最大だったのは緑豆、翌 2011 年はリンゴであった。しかし、2012 年にはこれまで上位 10 品目にも入っ

ていなかったモーターサイクル（排気量 50～250cc 以下）が突如 2 位を大きく引き離して最大の輸入品目として登場、2013 年でも AANZFTA を用いて輸入された最大の品目であった。

（2）累積を目的とした FTA の利用

もう一つの「ASEAN+1FTA の ASEAN 域内利用」の理由である「締約国内で生産した産品」としての取り扱いについて、輸出先で最終製品について FTA 特恵関税を享受しようとする場合、製造工程で利用する輸入原材料・部品は原産性審査を受ける際「非原産材料」として取り扱われる。例えば、原産性審査の際に付加価値基準を用いる場合、「締約国内での付加価値」とは認められず付加価値の累積は出来ない。関税番号変更基準を用いる場合、輸入原材料・部品の「非原産材料」の関税番号と最終製品との関税番号が規定された桁数で変更されることが求められる。加工工程基準の場合、輸入原材料・部品の工程は締約国内での工程とは見做されない。

しかし、「輸入原材料・部品」に最終製品で取得する C/O と同じ種類の C/O が添付される場合、その輸入原材料・部品は「締約国内で生産した産品」と判断され、「原産材料」として扱われる。具体的には、付加価値基準の場合は輸入原材料・部品の価格を付加価値に算入出来る。関税番号変更基準の場合、輸入原材料・部品の関税番号と最終製品とで関税番号が変更されなくても構わない。加工工程基準の場合、輸入原材料・部品の工程は締約国内での工程と見做される。

（3）タイの域内向け輸出における ASEAN+1FTA の利用状況

タイ商務省資料から 5 つの ASEAN+1FTA について、輸出相手国別に C/O の発給輸出状況がわかる。これをみるとタイで発給した C/O の多くは、当然のことながら対話国（+1 国）向けに発給されていることがわかる。しかし、この中で日 ASEANCEP (AJCEP) は、対話国（+1 国）である日本向けも多いものの、ASEAN 域内向けにも相当額の C/O が発給されている。日本以外の ASEAN 向けに発給しているのは 2012 年で 53.9%、13 年でも 41.8%にのぼるなど、他の ASEAN+1FTA と比べ抜きん出て高い。

表 8 タイの FTA 別 C/O 発給の輸出相手

単位:100万ドル、%

輸出相手国		2012年		2013年	
		対話国 (+1国)	ASEAN	対話国 (+1国)	ASEAN
ASEAN中国 FTA	金額	11,287	47	14,025	140
	シェア	99.6	0.4	99.0	1.0
日ASEAN CEP	金額	56	66	98	70
	シェア	46.1	53.9	58.2	41.8
ASEAN韓国 FTA	金額	2,131	1	2,329	3
	シェア	99.9	0.1	99.9	0.1
ASEANインド FTA	金額	1,385	1	1,652	156
	シェア	100.0	0.0	91.3	8.7
ASEAN豪州NZ FTA	金額	232	7	385	7
	シェア	97.1	2.9	98.1	1.9

(資料) タイ商務省資料を用い著者が作成

AJCEP に注目し、輸出相手国別発給額をみると、フォーム AJ がベトナム向けに 2012 年で 5,013 万ドル分、13 年で 5,853 万ドル分、それぞれ発給されており、抜きん出ている。2013 年において AJCEP を用いベトナム向けに発給されている上位品目は、綿織物（浸染したもの）：HS520932、ポリプロピレン：HS390210、合成繊維の長繊維の糸の織物：HS540752、合成繊維の短繊維の織物：HS551329、綿織物（綿が全重量の 85%未満）：HS521041 であり、ポリプロピレン以外は繊維製品である。AJCEP では関税番号変更基準に基づく 2 工程ルール（ファブリックフォワード）が採用されており、織布・染色工程をタイで行った織物を、ベトナムで縫製するなど、タイ・ベトナムの ASEAN2 カ国で計 2 工程を行うことで、日本が最終製造国ベトナムから完成品を輸入する際に AJCEP 特恵関税が適用される。AJCEP は 1 年先に発効した JTEPA と併存しているため、AJCEP の利用輸出金額自体は他の ASEAN+1FTA に比べ小さいが、このように AJCEP は繊維製品を中心に、タイとベトナムとの工程間分業で利用されるなど、AJCEP は主に「付加価値の累積」等「締約国内の生産品」の証明に使われている。

表 9 AJCEP におけるタイの C/O 発給の輸出相手

単位：1000ドル、%

輸出相手国	2012年		2013年	
	金額	シェア	金額	シェア
総発給額	121,796	100.0	167,785	100.0
ブルネイ	0	0.0	39	0.0
カンボジア	0	0.0	13	0.0
インドネシア	3,718	3.1	2,416	1.4
ラオス	731	0.6	523	0.3
マレーシア	5,829	4.8	77	0.0
ミャンマー	0	0.0	0	0.0
フィリピン	17	0.0	66	0.0
シンガポール	5,275	4.3	8,464	5.0
ベトナム	50,126	41.2	58,528	34.9
+1国(日本)	56,099	46.1	97,659	58.2

(資料) タイ商務省資料を用い著者が作成

(4) 日系企業の FTA と「累積」の活用状況

「累積」は東アジアで構築される FTA の特徴とも言われるが、在 ASEAN 日系企業において累積は FTA を利用している企業の一部に使われているに過ぎない。ジェトロはアジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2014 年 10～11 月実施）で、ASEAN が FTA を締結している国・地域と貿易取引を行っている在 ASEAN 日系企業に対し、FTA 毎に利用の有無、更に FTA を利用して輸出入を行っている企業に対しては累積利用の有無を確認した。

NZ 間貿易を除き、概して FTA 利用企業割合は 3～4 割台である。中でも輸出入とも利用割合が最も高いのは ASEAN 域内向けの AFTA である。まず輸出について、在 ASEAN 日系企業の中で実際に ASEAN 域内向けに輸出している企業のうち、AFTA を利用している企業は 46.0%にのぼる。AFTA は在 ASEAN 日系企業の中でも認知度が高く、既に利用段階に入っている。特に業種別で、輸送機械器具分野での企業の利用率が 63.6%に達し、電気機械器具（39.8%）、一般機械器具（39.3%）を大きく引き離している。2015 年 1 月には AFTA の下で、ベトナムを筆頭とする後発加盟 4 カ国が総品目数の 7%とセンシティブ・高度センシティブ品目を除き関税を撤廃したことから、今後、利用企業割合が更に上昇することが期待出来る。

一方、ASEAN 域内からの輸入がある企業のうち AFTA を利用して調達している企業の割合は 46.1%であり、ほぼ輸出と同水準である。ここでも輸送用機械器具分野の企業の利用割合が 63.6%に達するなど、同分野が AFTA 利用を牽引している。

なお、中国についても ACFTA の利用企業の割合は高まっている。中国向け輸出をしている企業のうち、ACFTA を利用している企業の割合は 40.6%、輸入で 38.1%にのぼる。ただし、業種別で回答企業数 20 社以上の業種を抜き出し比較すると、AFTA とは異なる特徴がある。前述の通り AFTA 利用を牽引していたのは自動車および自動車部品に代表される輸送用機械器具分野であるが、ACFTA の場合、同分野は 50%（17 社／34 社）であったのに対して、化学・医療が 70.7%（29 社／41 社）と大きく上回る。輸入では、非製造業の卸売・小売が 51.5%（68 社／132 社）が最も高く、これに輸送用機械器具（48.1%、25 社／52 社）、化学・医療（40.4%、21 社／52 社）が続く。

表 10 在 ASEAN 日系企業の FTA 利用率と累積利用状況（単位：社、%）

仕向地	輸出企業数					輸入企業数				
	(A)	FTA利用 企業 (B)	利用率 (B/A)	累積利 用企業 (C)	累積 利用率 (C/B)	(A)	FTA利用 企業 (B)	利用率 (B/A)	累積利 用企業 (C)	累積 利用率 (C/B)
ASEAN	770	354	46.0	26	7.3	657	303	46.1	20	6.6
中国	320	130	40.6	7	5.4	522	199	38.1	9	4.5
韓国	146	67	45.9	2	3.0	174	68	39.1	4	5.9
インド	233	97	41.6	5	5.2	85	34	40.0	2	5.9
日本	802	257	32.0	16	6.2	1100	403	36.6	26	6.5
豪州	150	59	39.3	4	6.8	49	17	34.7	1	5.9
NZ	78	19	24.4	1	5.3	25	7	28.0	-	-

（資料）アジア・オセアニア日系企業実態調査（2014 年／ジェトロ）

これら FTA を利用して輸出入を行っている企業のうち、「累積」を使っている企業は限られている。累積が最も使われている割合が高いのが ASEAN 域内であるが、輸出で FTA 利用企業のうちの 7.3%、輸入で同 6.6%に過ぎない。多くの企業は、自社品について原産地規則要件を踏まえ、「ASEAN 原産」とするに際し、輸入調達先からの原産地証明書を用いた「累積」に依存せず、多くは自社内で原産地規則要件を満たしているとみられる。前出のジェトロ調査によれば、2014 年における在 ASEAN 日系製造企業の平均現地調達率は、タイで 54.8%、インドネシア・マレーシアでも 43.1%、40.7%であり、付加価値基準で原産材料と認定される閾値 40%を国内調達のみで上回っている。一方、閾値である 40%を下回るベトナム（33.2%）、フィリピン（28.4%）の場合、ASEAN 域内から「累積」を用いて調達し、合計値で閾値 40%を上回るようにするか、利益や労務費、その他生産コスト等国内の付加価値に算入することになる。両国の ASEAN 域内からの平均調達比率は、ベトナムで 10.8%、フィリピンで 8.8%である。その結果、現地および ASEAN 域内調達比率を合算すれば、ベトナムは計 44.0%になり閾値を超える一方、フィリピンは 37.2%に

とどまる。在フィリピン日系企業が利益や国内生産コストを加算しても関値 40%に届かない場合は、原産性審査で用いる原産地規則を「付加価値基準」ではなく「関税番号変更基準」を利用する選択肢も採れる。

また、「累積」には、あくまで最終製品で取得する C/O と同じ種類の C/O を「輸入原材料・部品」に添付しなければならない。例えば、中国から原材料の一部を輸入し累積する場合、ACFTA のフォーム E を原産性審査の際に提示する必要があるが、生産された最終製品は ACFTA の原産地証明書フォーム E しか発給されない。それら最終製品は、ASEAN 域内や中国に輸出する場合は ACFTA 特惠関税が適用されるが、その一方、日本や韓国、豪州・NZ 向けに輸出する場合、FTA 特惠関税は利用出来ず、通常の WTO 協定税率が課されることになる。そのため累積は、最終製品の輸出先が複数国に亘る場合は利用しにくく、輸出先国がある程度限られている品目に限定されることが、累積利用が一部にとどまっている大きな理由の一つであろう。

第 3 節 FTA がもたらす企業へのインパクト

1. AFTA の本格化と企業の域内生産分業

(1) 相互補完を目指す自動車産業

FTA に期待される効果の 1 つとして、関税撤廃などの自由化が「外圧」となり、国内で保護されてきた産業・企業の構造改革を促すことが挙げられる。従来、ASEAN は高関税で市場が分断されていたこともあり、企業は ASEAN 各国市場に参入するに際し、集中生産により生産効率の追及を通じてコスト競争力を実現するビジネスモデルを諦めて、工場を ASEAN 各国に設置するなど域内で重複投資を決断した企業も多い。

しかし、各国国内市場向け工場は概して小規模であり、少量生産のため単位当たりの生産コストは自ずと高くなる。更に、日本企業が特定の ASEAN 加盟国に乱立、小さな市場を複数の企業で争う過当競争状態に陥った。そのような ASEAN の産業構造に、AFTA は「変革」をもたらした。ASEAN 域内に複数の拠点設置を余儀なくされてきた企業の多くが、関税低減化が進んだ AFTA を活用して、より効率的な生産・供給体制構築を図った。

表 11 ASEAN 各国の単純平均関税率推移

単位: %

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2013	備考 (最新年)
ブルネイ			3.1*	3.1	3.0	2.5	2.5	13年は12年データ
カンボジア			35.0*	17.0	14.1	10.9	10.9	13年は12年データ
インドネシア	27.0	20.6	14.0	7.8	6.0	6.8	6.9	
ラオス			9.5*	9.3	7.0	n.a.	n.a.	
マレーシア	15.8*	16.9*	8.4*	8.0	7.5	8.0	6.0	10年は09年データ
ミャンマー			5.7	4.7	4.5	n.a.	5.6	
フィリピン	27.6	27.8	19.8	7.2	5.4	6.3	6.3	
シンガポール		0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.2	
タイ	41.2	39.8	21.0	16.8	10.7	9.9	11.4	
ベトナム				15.1	13.0	9.8	9.5	

(注 1) 2010 年、13 年は IMF データ、他は世界銀行データ

(注 2) *は当該年の翌年のデータを使用 (例: 1985*は 1986 年データ)

(資料) 世界銀行、World Tariff Profile 2014(WTO)

企業の ASEAN での生産体制変革は大きく 2 つに分けられる。まず、①企業グループ内で生産品目を調整、操業継続を前提に相互供給を拠点間で図るタイプ、次に、②企業グループ内で生産拠点の統廃合を通じて、規模の利益獲得・拠点全体の経営効率化を図り、限られた経営資源の有効活用を目指すタイプ、である。

例えば、前者の代表例として自動車産業があげられる。1990 年代後半、ASEAN 産業協力措置、いわゆる AICO 措置による域内の企業内取引への AFTA 関税の前倒し適用、これに続く AFTA 関税削減により、日系企業は自動車部品の集中生産・相互供給に動き出した。例えばトヨタは、タイではディーゼルエンジン、ステアリングコラム、ボディパネルを、マレーシアではステアリングリンク、ラジエター、ワイパーアーム、フィリピンではトランスミッション、等速ジョイント、メーター、インドネシアではガソリンエンジン、ドアロック・フレーム、クラッチなどをそれぞれ集中生産、相互に補完するようになった。

自動車本体でも売れ筋の一部モデルではノックダウン (KD) 形式での最終組立を継続するなど生産拠点の統廃合にまでは踏み込めていない。広い裾野産業を抱える最終組立企業の撤退を伴う拠点の統廃合は社会全体に影響を及ぼす懸念があることも拠点維持の大きな理由の一つである。

(2) 拠点の統廃合により最適地生産を目指す電機産業

比較的生産移管し易いと言われる家電や AV 等の電気機器分野は、生産拠点の統廃合を通じて、規模の利益獲得・拠点全体の経営効率化を指向した。ASEAN において日系が圧

倒的な強さを発揮する自動車分野と異なり、電気機器分野はサムスンや LG など韓国企業との激しい競争に晒され、拠点再編による競争力強化は待ったなしの状態であった。また、拠点の統廃合における特徴は、概して「投資が集まる国」と「企業の撤退が進む国」とが明確に分かれ、FTA の負の側面が出たことである。製品や企業によって異なるが、2002～03 年前後、タイ、マレーシアの生産拠点到集約化が進み、逆にフィリピンや一部インドネシアの拠点が整理されるケースが目立った。具体例として、フィリピン家電協会によると、2002 年に 12 社あったフィリピンのテレビ工場は次々と閉鎖され、2 年後の 2004 年 9 月にはわずか 2 社に減少したという。同様に洗濯機は 5 社から 2 社に、また冷蔵庫も 4 社から 2 社へと、それぞれ減少した。この理由として、タイ、マレーシアでは生産に必要な部材を比較的現地で調達し易く、相対的に生産コストが安く抑えられることに加え、円高以降に設置された輸出用の大型工場がタイやマレーシアに比較的集まっていたこともあり、各国の内需向けの小型工場が大型工場に統合されたことが指摘できる。

ASEAN において家電製品別に、日系企業の生産拠点数とその増減をみた。AFTA が本格化する前の 2000 年と、先行加盟国が AFTA 関税を撤廃した 2010 年、そして直近の 2013 年である。この間、電気がま、電子レンジを除く全ての家電製品で、撤退もしくは他品目製造にシフトしたことを通じて生産拠点数が減少した。特に、ほとんどの家電製品について関税削減が進んだ 2000 年から 2010 年の間の減少が目立つ。それ以降も電気冷蔵庫については拠点数が減少している。この間、最も生産拠点数が減少した家電製品はエアコンであり、17 拠点から 12 拠点へと減少した。

表 12 ASEAN における日系家電会社の生産拠点数推移

品目	電気冷蔵庫					電気洗濯機					電子レンジ				
	2000	2010	増減	2013	増減	2000	2010	増減	2013	増減	2000	2010	増減	2013	増減
国・地域															
ASEAN	17	14	▲ 3	11	▲ 3	14	10	▲ 4	10	0	4	2	▲ 2	4	2
タイ	7	6	▲ 1	6	0	5	3	▲ 2	4	1	2	2	0	4	2
マレーシア	2		▲ 2		0	2		▲ 2		0	1		▲ 1		0
フィリピン	2	1	▲ 1	1	0	3	2	▲ 1	2	0			0		0
インドネシア	5	4	▲ 1	3	▲ 1	3	3	0	3	0			0		0
シンガポール			0		0			0		0	1		▲ 1		0
ベトナム	1	3	2	1	▲ 2	1	2	1	1	▲ 1			0		0

品目	電気がま					扇風機					ルームエアコン					全体				
	2000	2010	増減	2013	増減	2000	2010	増減	2013	増減	2000	2010	増減	2013	増減	2000	2010	増減	2013	増減
国・地域																				
ASEAN	9	6	▲ 3	10	4	10	6	▲ 4	6	0	17	12	▲ 5	12	0	71	50	▲ 21	53	3
タイ	5	5	0	8	3	5	3	▲ 2	3	0	7	6	▲ 1	6	0	31	25	▲ 6	31	6
マレーシア	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	3	3	0	3	0	10	5	▲ 5	5	0
フィリピン	1		▲ 1		0	2	1	▲ 1	1	0	3	2	▲ 1	2	0	11	6	▲ 5	6	0
インドネシア	1		▲ 1		0	2	1	▲ 1	1	0	3	1	▲ 2	1	0	14	9	▲ 5	8	▲ 1
シンガポール			0		0			0		0	1		▲ 1		0	2	0	▲ 2	0	0
ベトナム	1		▲ 1	1	1			0		0			0		0	3	5	2	3	▲ 2

(注) 事業所数は各年とも 5 月時点

(資料) 家電産業ハンドブック (家電製品協会)

ASEAN 全体の延べ拠点数は 2000 年の 71 カ所から 2010 年には 50 カ所へと 21 カ所減少した。2010 年に関税撤廃が求められないベトナムを除く全ての国で拠点数が減少、多くの国が 5 カ所前後減少した。この間、生産コストが高いシンガポールでは日系家電製造拠点がなくなった。その結果、2010 年時点で ASEAN 全体の延べ家電生産拠点数（50 拠点）の半分（25 拠点）がタイに集中した。2013 年にはタイで新たに電子レンジ等の生産を開始、その結果、ASEAN 全 53 拠点のうち 31 拠点がタイに集中している。

電気機械分野で最もドラスチックに拠点再編を進めている代表はソニーである。ソニーの TV 事業に着目すると、2000 年代前半、中国を除くアジアでは、マレーシア、タイ、ベトナム、インドの 4 カ国でテレビを生産していた。日系 AV 関係者によれば、ASEAN5 カ国（注 6）の液晶テレビの企業別市場シェアは、2006 年ではサムスンが 27.9%で最大のシェアを占め、これにソニー（同 18.8%）、シャープ、フィリップスが続いていた。当時、LG は 9.5%で第 5 位に過ぎなかった。しかしそのわずか 3 年後の 2009 年で、サムスンはシェアを 30.7%にまで拡大、LG はほぼ倍の 18.6%までシェアを伸ばし、ソニー（同 17.0%）を上回るシェアを獲得していた。ソニーは韓国企業の急速な台頭に危機感を抱き、FTA の活用を前提にした拠点再編に着手した。2008 年にはベトナムで国内向けの薄型液晶テレビ製造を中止した。これにかわって同国で輸入卸売会社を設立し、マレーシア製液晶テレビのベトナム向け供給を開始した。

この背景には、ベトナムについて、①2009 年迄に外資に輸入・卸売業を開放したこと（これまでは外資のベトナム市場参入条件は国内製造）、②AFTA の原産地規則「累積付加価値原産比率 40%以上」について、2008 年 8 月から同基準と「関税番号変更基準（4 桁）」との選択性に移行したこと（注 7）、である。これまで液晶など薄型テレビは、日本や韓国など域外から調達するパネルの付加価値が価格全体の 6~7 割を占め、従来の規則では AFTA 特惠税率は享受出来なかった。しかし、関税番号変更基準の導入によりマレーシアで最終製品に組み立てられた薄型テレビも、ASEAN 製品として低関税で域内に供給することが可能になった。

ベトナムと ASEAN での事業条件の変化に対応したソニーが採ったビジネスモデルに追随する動きが出た。東芝も 2010 年 2 月にベトナムでのテレビ生産中止、代わって同社最大のテレビ生産拠点インドネシアからの供給に切り替えた（注 8）。

また、ソニーはテレビ製造拠点について、ASEAN 域外でもドラスチックに拠点再編に動き出した。タイとインドとの間で 2004 年 9 月から FTA 早期関税引き下げ（EH）措置

によりテレビの関税削減が開始されると、翌月 10 月にはインドでの生産を中止、タイからの輸入に切り替えた。それ以降、タイ製造工場は国内供給のみならず、インドへの供給拠点の役割を担った。しかし、ソニーはタイでの液晶テレビ生産を 2010 年 3 月迄に終了、代わって同拠点ではデジタル一眼レフカメラ部品の生産工場にした（注 9）。これは、2010 年 1 月に ASEAN インド FTA（AIFTA）が発効することを踏まえ、ソニーは薄型テレビの主力工場であるマレーシアに生産を集約、同拠点から液晶テレビを、中国を除くアジア市場全体に供給する体制の構築を図ったものである。

AIFTA の下、インド側でテレビの関税削減は 2010 年 1 月に始まったものの、撤廃は 2013 年末であった。一方、タイから輸入する場合、EH を使えば既に関税は撤廃されている。ソニーは AIFTA の関税撤廃を待つことなく、経営全体の効率化・最適化を目的に、マレーシアからの供給を決めた。この通り、FTA 網の構築と関税削減の進展が、企業の拠点再編の意思決定に大きな影響を及ぼした。

第 4 節 企業が抱える FTA 利用上の課題

1. ASEAN 域内で発生している問題

（1）輸出入国側で異なる関税番号

ASEAN で FTA を使うかどうかに関わらず頻繁に発生するのが、関税番号についての解釈の相違に関する問題である。関税番号は HS コード（商品の名称および分類についての統一システム）とも呼ばれるが、関税番号 6 桁は基本的に世界共通である。ただし、技術の進歩や新たな概念の製品の登場もあり、世界関税機構（WCO）により 5 年毎に見直しが行われる。現在、ASEAN で使用しているのは、HS2012 バージョンである。ASEAN の場合は HS コードを更に 8 桁レベルまで域内で共通化する ASEAN 統一関税品目表（AHTN）を用いている。

しかし、実務ベースでは輸出国側が想定していた関税番号について、輸入国側で別な番号を付される事態も度々発生、そのため輸出相手国ごとに輸出者が取得する原産地証明書に記載する関税番号を輸入国側税関の判断に従って変えることを求められる場合も多々ある。在タイで家庭用エアコンを製造している B 社は、エアコン（HS コード：8415.10）を製造し、ASEAN 域内に輸出している。その際、AFTA 特惠関税を享受すべく、原産地証明書（フォーム D）をタイ商務省外国貿易局に発給を申請している。マレーシアに輸入する際はタイ側と同じ HS コードであるが、全くの同一モデルであるにも関わらずフィリピ

ン税関では同製品は HS8415.82、ベトナム税関では HS8415.81 と判定されているという。そのため、商務省外国貿易局に対し、仕向け地に応じ HS コードを変えてフォーム D を発給するよう毎回依頼せざるを得ない状態が続いているという。

関税番号について、輸入税関で輸出者側が当初想定していた HS コードと異なるコードが付与されれば、場合によっては関税率自体が異なり、市場での販売価格にも影響する可能性がある。そのリスクを予め軽減するのが事前教示制度である。事前教示制度は輸入前にカタログや商品情報を輸入国側税関に提供し、HS コードを予め決定するものである。しかし、ASEAN では同制度を導入している国ばかりではない。更に、導入しているとしても、判定に相当な時間を要するとして実務上では利用出来る制度になっていない場合も少なくない。タイの場合、2008 年に事前教示制度が導入され、「30 日以内の回答」が約束されている。しかし、実際には 30 日毎に追加資料を求められるなど、半年たっても番号が決まらないという企業もある。HS コードの判定遅延の原因の一つに、マンパワー不足がある模様である。しかし、長い期間をかけてようやく HS コードが決まっても、適用される HS コードが明示された証明書の有効期間は 1 年間のみなど、企業側が利用メリットを感じられない場合も多い。

2014 年 6 月にフィリピン・マニラで開催された ASEAN 事務総長と ASEAN 日本人商工会議所連合会（FJCCIA）との対話では、事前教示制度について、未導入国における速やかな導入ならびに判定時間の短縮化を要望した。また、あわせて i)ASEAN 域内で事前教示必要書類を共通化・標準化すること、ii)事前教示判定情報を加盟国間で共有すること、iii)事前教示制度を関税番号のみならず、関税評価（課税価格）、原産地認定分野でも導入すること、を要望した。それに対し、ASEAN 事務局は、ASEAN で事前教示制度の「ベスト・プラクティス・ガイド」を作成したとするとともに、判定情報の共有について出来る加盟国から始めると応じている。

(2) Back to Back とリ・インボイスの併用

ASEAN では、Back to Back 原産地証明書を発給している。これは商流、物流ともに第三国経由で行われる取引形態である。例えば、自動車部品をフィリピンから ASEAN 域内に AFTA を使って輸出する場合、当該製品がいったんタイの物流倉庫に保管され、ASEAN 各国側顧客の発注に応じて在庫を切り分けて輸出する。その際、フィリピン政府発行のオリジナルの原産地証明書を基にタイ商務省が分割して発行する Back to Back 原産地証明

書を用い、ASEAN 輸入国側で特惠関税を享受することができる。これを輸出者が使う場合は、フォーム D の第 13 欄にあるボックスにチェックを入れる。第 13 欄には、次の 7 つの用途の場合、ボックスにチェックを入れる。a) 第 3 国インボイス、b) 展示品、c) 累積、d) デミニミス（僅少の非原産材料）、e) 遡及発給、f) 部分累積、そして g) Back to Back 原産地証明書、である。

現在、加盟国税関の中で見解が分かれているのが、g) Back to Back 原産地証明書を用いる場合、第 3 国インボイス、つまり物流倉庫から最終輸入者間での取引で仲介貿易が利用出来るかどうかということである。シンガポール税関はこの取引での AFTA 適用は可能という見解を示しているが、一方、タイ税関はこの取引では AFTA 関税の適用を拒否している。現在、ASEAN の関連会合で適用対象に含める方向で議論されている。

(3) フォーム D 上の FOB 価格

近年、仲介貿易を使う在 ASEAN 日系企業が増えている。前述の通り、ジェトロのアンケート調査では、2007 年時点で在 ASEAN 日系製造企業の利用率は 16.0%であったが、2013 年では 33.7%に上昇している。

ASEAN 側はこれまで原産地証明書フォーム D に「FOB（本船甲板渡し条件）価格」の記載を求めていた。輸出者と仲介者、そして輸入者が全て同じグループ内企業であれば、大きな問題は生じない。しかし、商社等第 3 者が介在する仲介貿易の場合、輸入者は「フォーム D 上の FOB 価格」と「仲介国企業からのインボイス」とを比較することで仲介者のマージンを知ることが出来る。そのため、仲介国企業は最終輸入者に自らのマージンを知られることを避けるため、FTA 利用を忌避する場合も多かった。

当初、ASEAN 側は、FOB 価格の記載について「その検証用途に加え付加価値を累積させる用途にも使用されるため必要」と主張してきたが、度重なる産業界の要望を受けて ASEAN 原産地規則タスクフォースの中で問題を提起し、議論を開始した。その結果、ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）の「運用上の証明手続き」（OCP）を改訂し、原産性審査に付加価値基準（RVC）を用いる場合を除き、FOB 価格の記載義務を撤廃することを決定した。ただし、ミャンマーおよびカンボジアについては準備が整わないとして 2 年間、実施が猶予された。

2014 年 1 月以降、加盟国は順次、FOB 価格の記載が求められない新フォーム D の運用を開始した。タイでは商務省外国貿易局が 2014 年 6 月 18 日付告示で、従来のフォーム D

発行を 6 月末で停止、代わって 7 月 1 日から新フォーム D の導入を発表した。

以降、ASEAN 側は RVC の場合でも FOB 価格を不記載に出来るかどうか検討を始めている。まず、AFTA で同ルールを導入を実現しない限り、ASEAN と域外国との FTA での導入は困難である。特に、ASEAN 中国 FTA (ACFTA) では一般規則で RVC40%を用いており、AFTA で導入されない限り ACFTA での導入は困難とみて、まずは ASEAN での適用が急がれる。

2. 日本タイ間で発生した問題

(1) 関税番号変更基準での累積

通常、東アジアで適用される「累積」は、付加価値の累積を意味することが多かった。しかし、関税番号変更基準でも同様に扱うかどうかで判断が分かれた事例がある。具体的には、日本国内で輸入原材料 (HS2810 および HS2820) から加工品 A (HS3800.10) を製造、当該加工品 A を日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) のもとタイに輸出するため、日本商工会議所発行のフォーム AJ を添付した。在タイ企業はこの加工品 A に添加物を加え、加工品 B (HS3800.20) を製造した。問題はこの加工品 B の輸出に際しフォーム AJ を発給できるかどうか大きな焦点となった。

タイ側税関は、「協定文の記載は曖昧であるものの、AJCEP の累積規定はあくまで付加価値基準 (VA) にのみ認められ、関税番号変更基準 (CTC) での累積は認められない。タイおよび ASEAN 加盟国は、運用上、CTC による累積規定の適用は認めていない」との認識を示した。

それに対し、日本側税関は原産性における事前教示で、「タイで加工品 B に使用される日本からの加工品 A は協定締約国である日本の原産品であり、AJCEP 第 29 条 (累積) の規定を適用することにより、タイ原産材料と見做すことが可能。また、その他の原材料 (添加物等) については、第 26 条を満たすことから、タイ加工品 B は協定上のタイ原産品と認められる。但しフォーム AJ 第 8 欄に、「CTH」および「ACU」の記載が必要である」との見解を示し、タイ側と見解の相違が発生した。タイ政府内で協議した結果、発給機関であるタイ商務省外国貿易局は、タイ加工品 B はタイ原産品として認め、原産地証明書の発給を決めた。

(2) 自動車部品における日タイ EPA (JTEPA) 適用問題

日タイ経済連携協定 (JTEPA) のもと、2012 年 4 月に関税が撤廃された自動車部品 115 品目、2014 年 4 月の同 31 品目の計 146 品目 (注 10) について、その利用上の解釈を巡り利用企業とタイ政府とで齟齬が発生している。これら品目は、JTEPA 譲許表でカテゴリー P13 に属し、関税撤廃条件が「AFTA (ASEAN 自由貿易地域) 完成」となっていたものである。また、JTEPA 条文では枠中の通り記載されている。この文言の解釈を巡り、JTEPA 協定税率が適用出来ない問題が発生している。

Imported for use in assembling of motor vehicles classified in the HS headings 87.02-87.05, by manufacturers of such motor vehicles; or for use in assembling of parts and accessories of motor vehicles classified in the HS headings 87.02-87.05 to be delivered to manufacturers of such motor vehicles, by manufacturers of such parts and accessories

JTEPA でこれら自動車部品の輸入関税減免を受けるには、日本で取得してきた「特定原産地証明書」に加えて、タイ工業省工業経済局 (OIE) からの証明書取得・提示が必要になる。現在、発生している問題は大きく 3 つある。まず、i) タイ国内仲介取引の否認問題、ii) 二次下請け (Tier2) より下部に位置する企業の適用対象外問題、iii) 輸出用ノックダウン (KD) 部品の対象外問題、である。

まず i) タイ国内仲介取引の否認問題について、JTEPA を利用して日本から輸入した自動車部品を加工し、自動車組立企業 (アッセンブラー) に納入するに際し、この取引の間に「第 3 者 (企業)」が入る場合がある。例えば近年、特定規模以上の企業を中心に、地域統括法人や販売法人で決済等を集中化する動きから、自動車部品企業と自動車組立会社間で商品は直接納入されるものの、商流では 1 社もしくは複数の企業が入る場合がある。

実際に税関の事後調査で、「第 3 者が入る取引は認められない」として、JTEPA 適用が否認された事例が発生した。当初、OIE は税関と同様のスタンスであったが、現在までに「JTEPA 利用企業が仲介企業との関係を明らかにするなど予め取引概要を説明すれば、同取引を認める」として口頭ベースではその姿勢を軟化する一方、利用可能であることを示す文書の出状には消極的態度を示している。

次いで、ii) 二次下請け (Tier2) より下部に位置する企業の適用対象外問題、について、JTEPA の関税減免を享受出来る部品は、OIE 通達によれば、加工後に自動車組立企業に

納品されるものが対象である。同通達では証明書取得の際の提出資料に「自動車製造会社の当該部品・構成品の発注書、もしくは自動車製造会社に納入することがわかるその他の証拠」が必要とされている。そのため OIE の解釈では、JTEPA を利用出来る企業は、自動車組立企業、もしくは 1 次下請企業 (Tier1) に限られる。一次下請け企業しか JTEPA を利用出来ないとする根拠は、JTEPA 条文中の「to be delivered to manufacturers of such motor vehicles」とみられる。実際に、大手自動車組立企業直轄の部品製造会社に納品する取引で申請した企業は、「組立企業に直接納めていない」として否認されている。

現在までに、「1 次下請企業」までが利用対象である場合、特に中小企業等が JTEPA 利用から排除されることになり、「EPA 利用の平等」原則を棄損することになる。そのため、日タイ両政府で、この JTEPA 条文が「1 次下請企業」までに利用を制限することを意味するのか共通認識を醸成する必要がある。

最後に、iii)輸出用ロックダウン (KD) 部品の対象外問題、について、現在、タイはピックアップトラックやエコカーに代表される小型車の分野で、国内のみならず第 3 国向け自動車輸出拠点として地位を確立した。更に、タイは周辺国を中心に自動車組立工場向けロックダウン (KD) 部品供給拠点としての機能も有する。タイ工業連盟 (FTI) 自動車部会によれば、2014 年の 113 万台にのぼる完成車輸出金額は 5,274 億 2,340 万バートであったが、KD 用部品として輸出されたエンジン、組立部品、交換部品等の輸出金額は、2,536 億 6,510 万ドルと完成車輸出金額の 48.1%にのぼる。

通常、自動車部品企業が中間財・部品を輸入した場合、加工を施した上で自動車組立企業に納入される。自動車組立企業は同部品を主に、①自社で完成自動車に組み入れる用途、②KD キットにして第 3 国組立工場に輸出する用途、とに用いる。しかし、JTEPA について、OIE および税関は、後者は「適用対象外」との見解を示している。その場合、「国内向け用」または「輸出向け用」部品とで数量管理が必要となるが、a)発注時点と実際とで数量が変わる可能性が高く完全一致は難しいこと、b)「国内組立用部品」として免税で納品したものでも、自動車企業が需要の変動に応じて「輸出用 KD 部品」として使う可能性が考えられるなど、部品企業の管理が及ばない部分でリスクが発生する可能性がある。

企業側は、JTEPA 条文では「利用用途は限定されていないはず」と主張する。前述の JTEPA 条文では、自動車組立企業自らが輸入する場合、同部品は自動車組立に使うことが明記されている一方、自動車部品企業が輸入する場合、「自動車製造企業向けに出荷する (to be delivered to manufacturers of such motor vehicles)」ことのみが記載されており、

自動車製造企業が、①国内組立向けに使用、②輸出用 KD 部品向けに使用、等先の利用用途は限定されていないようにも解釈出来る。但し、OIE は、「二国間条約に記載なくとも、交渉過程の議事録に協議記録が残っているはず」と主張しており、意見が対立している。

また新たな問題も発生している。JTEPA を活用して日本から輸入した部材を加工する際、加工の際に加えるその他の部材の中に国内製造業者から商社経由で調達した部材があることを理由に、OIE が証明書発給を拒否される事態が発生している。

おわりに

2015 年 1 月、タイ投資委員会（BOI）は投資奨励策を 2000 年 8 月以来の大改正に踏み切った。これまでの投資奨励策はタイ全土を 3 つのゾーンに分け、バンコクから遠方であればある程、例えば法人税免税期間等より長くするなど恩典を厚くし、地域間格差の是正に努めてきた。しかし、2015 年 1 月の新投資奨励策では、ゾーン制を廃止し、事業の種類に応じて恩典付与とその厚薄を決めた。法人税が免税される業種は A1～A4 に分けられ、3～8 年間の免税恩典が付与される。一方、租税恩典以外の特典が付与される業種を B1～B2 と規定した。輸出向け製造のための原材料の輸入関税は A・B とも免税になる。一方、機械の輸入関税の免除については B2 では付与されない。

しかし、新投資奨励策では従来の奨励対象業種のうち約 50 業種で恩典対象から外れた。そのため、これら業種では、新規投資は当然のことながら、拡張投資を行う場合も投資奨励恩典は受けられない。これら分野の企業は、設備機械や輸出向け製造のための原材料の輸入関税について、BOI による免税措置はもはやなく、輸入関税減免を受けるには FTA を利用するしかない。そのため、それら奨励対象業種から外れる企業については、FTA を使わなければこれまでの通りの輸入関税減免は受けることが出来ず、輸入調達コストが上昇することになる。これまで「BOI 投資奨励企業であるため、FTA は使う必要がない」としていた企業も、今後、FTA 利用にシフトせざるを得ない。

また、ASEAN 経済共同体（AEC）構築に伴い、関税・非関税面の国境障壁が低減される。これまで同一国内・同一工場にあった生産工程が複数の生産ブロックに分解され、それぞれの活動に適した条件のところに分散立地することは「フラグメンテーション」と呼ばれるが、現在、タイをハブとしてラオス、カンボジア等周辺国との間でフラグメンテーションが起こりつつある。これをインフラとして支えるのは FTA である。これまで、ASEAN 先行加盟国を中心に生産工程の分業が行われてきたが、今後、これがメコンの後

発加盟国にまで広がる動きが出ている。その動きを後押しするには、各国政府による一層の利用条件の緩和が不可欠である。

<注>

1. 1997 年のアジア通貨危機により、ASEAN は関税削減目標を 5 年前倒しし 2003 年とした。
2. 日本は重要 5 品目であるコメ（58 品目）、麦（109 品目）、牛肉・豚肉（100 品目）、乳製品（188 品目）、砂糖（131 品目）の計 586 品目の関税のみ維持した場合は 93.5%になる。
3. ベトナム等一部の国は遅れて参加した。
4. FTA 締結相手国で関税が MFN（最恵国待遇）ベースで撤廃されている品目は FTA を使う必要はない。日本等関税撤廃品目割合が多い国は概して名目利用率は低くなる。
5. AJCEP では 90%のベースレートを維持し、関税削減開始時点から 16 年目に 50%まで削減することが約束されている。
6. タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナム
7. ASEAN のこれまでの原産地規則「付加価値基準」は、為替レートや原材料費の変動、製品サイクルの短期化に伴う急速な価格下落により、原産地比率が変動する欠点を抱えていた。このため、分野によっては北米を中心に利用されている「関税番号変更基準」の導入を求める意見が根強くあった。
8. 2015 年 2 月 3 日付日本経済新聞夕刊は、東芝がインドネシアのテレビ工場の売却に向けて、複数の企業と交渉に入ったと報道。開発は国内拠点で継続し、生産は他社に委託する方向で検討が進められている。
9. ソニーのアユタヤ工場（ソニー・テクノロジー）では、これまでテレビ、カーオーディオ、デジタルカメラを製造していたが、テレビの生産中止に伴い、マレーシアからデジタル一眼レフ部品の生産ラインを移管。BOI 認可は、投資額 26 億 6,000 万バーツで、デジカメ 210 万台、レンズ 273 万個、デジカメ部品 220 万個を製造。
10. HS2012 ベース。HS2007 ベースでは 100 品目であった。

<参考文献>

深沢淳一・助川成也著「ASEAN 大市場統合と日本」（2014 年 10 月）

石川幸一・清水一史・助川成也編著「ASEAN 経済共同体と日本」（2013 年 12 月）

石川幸一・清水一史・助川成也編著「ASEAN 経済共同体」（2009 年 8 月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2014 年度調査）

日本貿易振興機構（ジェトロ）「アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2013 年 10～11 月調査）」

世界銀行「Trends in average MFN applied tariff rates in developing and industrial countries, 1981-2010」2014 年 7 月 8 日閲覧

第5章 北陸企業のグローバル化とFTA利用 ー繊維産業とASEANを中心にー

福井県立大学 地域経済研究所 教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

春日 尚雄

はじめに

企業による海外取引における FTA（自由貿易協定）の利用は着実に拡大しつつある。ここでは北陸地域を例にとり地方経済の特徴と、地域企業による国際化の取り組みを取り上げている。大都市圏における企業と比較した場合、地方においては中堅・中小企業が主体となることから経営資源の豊富なグローバル企業の国際化とは同列に論じることができない。また北陸地域における業種的な特徴があり、ここでは北陸三県において共通してシェアの高い繊維産業を中心に議論を展開している。本論にもあるように、北陸地域の繊維産業の国際化は中国への進出の割合が高いことが特徴となっている。一方、繊維製品の中国から日本への輸入は比率的には高いがシェアが近年減少傾向にあり、替わって ASEAN からの輸入が拡大しつつある。

ASEAN を含む海外からの繊維製品輸入に際して、関税の減免を受けるためには後発開発途上国向けの特恵関税（LDC-GSP）利用や、ASEAN 各国との二国間 EPA、包括的 EPA（AJCEP）の利用がおこなわれている。繊維製品に関しては原産性の判断が関税品目別に異なるなど他製品に比べて複雑となっており、川上、川中、川下の各工程で各国においてどのような部材が生産、調達され加工されているかの工程基準を理解して制度を利用する必要がある。中国において人件費などが上昇している現状があることから、FTA/EPA の利用が進むことで、特に労働集約的な川下工程（縫製業）についてはベトナムなどを中心に先進国向け輸出生産拠点が移動し始めていることが推測される。

第1節 北陸地域の概況と産業

1. 北陸地域の面積・人口・経済規模

北陸地域（富山、石川、福井県合計）の基本概況は表1に示してある通りである。総人口は約307万人、地域内総生産は約12兆円で日本全体に占める割合は共に約2.4%となっ

ている。かつて北陸地域は「2.5%経済」と呼ばれたが、直近の推移ではこのシェアは漸減傾向となっている（注 1）。産業分類の構成比からは、第 1 次産業が約 1%（全国シェア 2.5%）、第 2 次産業が約 26%（全国シェア 2.7%）、第 3 次産業が 72%（全国シェア 2.3%）の比率となっており、全国平均と比較すると北陸地域は第 2 次産業すなわち製造業への依存がやや高いと言える。工業統計による県別の製造品出荷額は、富山県が 3 兆 3,000 億円、石川県が 2 兆 4,000 億円、福井県が 1 兆 9,000 億円（いずれも 2012 年）で、三県の中では富山県の工業生産が最も大きい（注 2）。

表 1 北陸地域の経済などの基本概況

		北陸地域	全国シェア	全国
総面積	Km ²	12,624	3.3%	377,960
総人口	千人	3,068	2.4%	128,374
地域内総生産	億円	119,382	2.4%	4,956,377
第 1 次産業	億円	1,306	2.5%	52,441
第 2 次産業	億円	31,354	2.7%	1,159,700
第 3 次産業	億円	86,141	2.3%	3,723,922
1 人あたり所得	千円	2,778	----	2,877
事業者数	カ所	158,048	2.9%	5,453,635
就業者数	千人	1,531	2.6%	59,611
製造品出荷額	億円	77,161	2.7%	2,849,688
小売業販売額	億円	27,927	2.4%	1,148,523
卸売業販売額	億円	53,832	1.5%	3,654,805

（出所）北陸産業競争力協議会[2014]（原資料）出所：国土地理院、総務省、内閣府、総務省（平成 22 年～24 年調査資料）。

2. 北陸地域の産業の特徴

北陸三県の域内総生産を合計しても全国で占める割合は 2.4%であり、北陸地域は日本において大きな経済圏とは言えない。しかし歴史的な背景もあり、三県の産業構造は伝統的な産業、小規模企業による集積も含めて、おのおの特徴のあるものとなっている。富山県のアルミ精錬産業、医薬品産業、石川県の機械・金属産業（注 3）、福井県の化学、眼鏡枠産業などが代表的なものとして知られている。北陸地域の製造業の中で特徴が見られるのは業種別の産業構造であり、北陸三県の国内シェアの高い主要製造業は以下の様になる。

これを見ると、三県に共通の主要な産業は繊維工業であり出荷額の全国シェアも高いことがわかる。県別産業別の特化係数すなわち産業構成比、比較優位を示す指標を算出してみると、福井県における繊維工業が突出して高くなっている。但し過去 10 年程度のデータと比較すると、北陸三県の繊維工業の特化係数は漸減傾向にある（注 4）。

表 2 北陸三県で国内シェアの高い製造業（2010 年）

主要産業	北陸三県の 全国シェア	特化係数 北陸合計	富山県	石川県	福井県
1. 繊維工業	13.3%	5.21	2.24	5.81	9.74
2. 電子部品・デバイス	7.3%	2.84	2.24	3.75	2.73
3. 生活用品機械器具	5.7%	2.24	2.22	4.01	0.80
4. 家具・装備品	5.6%	2.19	0.95	4.79	0.79
5. 非鉄金属	5.6%	2.20	3.20	0.47	2.44

（注）ここで特化係数とは地域における産業構成比を全国と比較する。すなわち特化係数 1 は全国平均と同等の産業構成比であることを意味する。

（出所）小柳津ほか「北陸三県のマクロ経済指標の特徴および国際化の現状と課題」北陸 AJEC[2014] p.10-11 および筆者算出による（原資料）工業統計表、事業所統計調査。

3. 北陸地域の繊維産業

北陸における繊維産業、特に福井県においては 1920 年代からこれまで合繊織物、人絹織物、絹織物のような長繊維系の織物や、リボンのような細幅織物、レース、アパレル、紡織糸、合繊糸を中心に一大産地が形成され、産地に近接する形で織布業、撚糸業、染色加工業、縫製業、紡績業などの繊維産業に関わる多くの業種が集積したものである。日本における繊維産業は長期的には衰退産業と考えられることが多いが、この数十年の間においても、素材の変化、為替の変動と海外生産拠点の増加、ビジネスモデルの変化など、といった変動を経てきている。

1980 年代は合繊メーカー系列生産による垂直連携方式が定着し活況を呈する。しかし 1990 年代は、円高の進行と共に付加価値製品の日本生産も縮小する。新合繊素材、新複合テキスタイルの開発で一時的に活路を見いだすが、消費者の低価格品志向、輸入品の増加、従来型のテキスタイルビジネスの縮小が進んだ（注 5）。その中で北陸三県による「繊維クラスター」が提言されてきた。メーカー主導で具体化したものとして、東レが 2004 年 6 月に発足させた、現在約 90 社が参加している「東レ合繊クラスター」（注 6）があり、原糸から織り・編み・染色の一貫体制の垂直水平連携による競争力強化をめざし、零細業者

が多く体質の弱い国内繊維業界の最近の新しい動きとなっている。東レによれば繊維産業は「擦り合わせ（インテグラル）型」の産業であり、工程間の連携で付加価値を生むことが可能になると考えている（注 7）。これは川上メーカーによる業界再編と競争力強化の動きと捉えることができる。

但し、北陸繊維産業の国内における事業規模は縮小を続けており、1990 年と 2010 年と比較すると事業者数、従業員数で二分の一以下まで減少してきている（注 8）。用途別には、①衣料・ファッション、②自動車関連、③建設・土木、④メディカル・スポーツ・船舶ロープ、その他と多岐に渡っており、全般には衣料分野から非衣料分野へ、あるいは一般素材から高機能素材への移行が国内では目立っている。この中で最も堅調に推移している分野は自動車内装材を主力としているメーカーなどで、カーシートの素材供給では全国シェアトップの企業もある。しかし伝統的な用途である衣料については、新素材・高機能素材であってもニトリ、ユニクロ（ファーストリテイリング）のような SPA 企業（製造小売業：speciality store retailer of private label apparel）が市場で主導権を持つにつれ、数年前から調達先が北陸から中国に切り替わるなど、北陸繊維業界にとっては再び厳しい時期がやってきていると言われる（注 9）。

第 2 節 北陸企業の国際化の現状

1. 貿易と物流の現状

北陸地域の 2012 年の総貿易額は 8,123 億円、輸出額 4,399 億円、輸入額 3,724 億円であるが、これは北陸の税関支署の通関額を集計したもので、他地域の港湾などにおける通関を考えると実際の貿易額はこれよりかなり大きいと予想される（注 10）。2006 年と 2012 年の国別貿易額を比較すると、ASEAN、韓国との貿易額が大きく増加し、一方中国、ロシアが減少している。

表 3 北陸地域の国別貿易額（2006 年、2012 年）（億円）

		ASEAN	韓国	中国	ロシア	その他	計
2006 年	貿易額	1,023	1,000	1,826	1,323	3,336	8,508
	構成比	12.0%	11.8%	21.5%	15.6%	39.2%	100.0%
2012 年	貿易額	1,748	1,579	1,490	839	2,467	8,123
	構成比	21.5%	19.4%	18.3%	10.3%	30.5%	100.0%

（出所）表 2 と同様（原資料）財務省貿易統計、各税関支署通関資料などから作成。

表 4 輸出入額別の主要相手国(2012 年)

輸出相手国	韓国	中国	ロシア	フィリピン	インドネシア	タイ
構成比	26.9%	17.0%	11.8%	8.3%	5.2%	4.9%
輸入相手国	中国	豪州	インドネシア	韓国	ロシア	ドイツ
構成比	16.9%	16.3%	11.6%	11.1%	8.6%	5.2%

(出所) 表 2、3 と同様 (原資料) 財務省貿易統計、各税関支署通関資料などから作成。

北陸地域からの積み出しデータであるため環日本海の国が中心となっており、輸出については韓国、中国向けで総輸出額の 40%以上を占めている。主な輸出品目は一般機械、電気機器などである。一方、輸入については中国、オーストラリア、インドネシアで約 45%を占めている。主な輸入品目は石炭・コークス、非鉄金属、繊維製品である (注 11)。また貨物量の点からは、北陸の港湾などから輸出される貨物の 37%は韓国向け、35%がロシア向けとなっている。例として、敦賀港からの韓国大手電機メーカー向けの中間財や伏木富山港からのロシア向け中古自動車といった品目が目立っている。輸入される貨物量については、オーストラリア、インドネシアからの石炭が貨物のかなりの部分を占めるが、北陸電力の石炭火力発電所が立地する七尾、伏木富山、敦賀の 3 港向けが大部分となっている (注 12)。

2. 北陸企業の海外進出の現状

北陸企業の海外進出状況について、海外に設置された生産、販売などを目的とした拠点数で見ると、北陸三県による調査によれば 2012 年で合計 851 拠点となっている。地域別には中国における進出拠点が 456 拠点で 54%を占め、次いで ASEAN の 157 拠点で 18%、北米の 78 拠点で 9%となっている (注 13)。ちなみに福井県単独のデータ (2013 年) によれば、福井県内企業アンケート有効回答 372 社中、海外拠点は合計 110 拠点 (1 社が複数拠点保有あり、卸売小売・アンテナショップ拠点含む) となっており、地域別では、中国・香港が 58%で最も多く、ASEAN は 20%となっている。業種別には、繊維が 33%で最も多く、次に機械 31%となっている (注 14)。

北陸三県、福井県の調査結果は類似したものになっているが、北陸企業の中国への拠点設置数が地域別シェアで全国平均 (29.9%) よりかなり高いことが特徴となっている。この北陸企業の「中国集中」の理由の一つとして、繊維産業の海外拠点数の多さが考えられるが、繊維業界の川上にあたる合繊メーカー大手の東レ、帝人などの中国における海外展

開が早くからおこなわれたことから、北陸地域の取引先である企業が中国への進出を優先させる経営判断があったことが推測される。

表 5 北陸企業、全国企業の ASEAN、中国における海外拠点数比較

	北陸企業 海外拠点数	シェア	全国企業 海外拠点数	シェア
インドネシア	21	2.5%	585	3.1%
シンガポール	26	3.1%	830	4.5%
タイ	64	7.5%	1,434	7.7%
フィリピン	3	0.0%	392	2.1%
ベトナム	26	3.1%	390	2.1%
マレーシア	16	1.9%	616	3.3%
ASEAN 計	156	18.3%	4,247	22.8%
中国	456	53.6%	5,565	29.9%
総合計	851	100.0%	18,599	100.0%

(注) 北陸企業海外拠点数は 2012 年、全国企業は 2010 年調査。中国進出拠点数のシェアは北陸、全国の全世界進出拠点数との比率。

北陸調査と経産省調査の国別企業数に不一致が見られるため、ミャンマーをのぞいた ASEAN6 カ国を比較した。そのため北陸企業海外拠点数計は 156 とする。

(出所) 北陸 AJEC[2014] p.23 (原資料) 富山・石川商工労働部産業政策課、ふくい貿易促進機構、経済産業省『第 41 回海外事業活動基本調査』2010 年、から筆者作成。

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイを除く ASEAN6 カ国への海外拠点設置を、北陸企業と全国企業（全国合計）を比較したものが表 5 である。サンプル数は少ないが、北陸企業は ASEAN の中で近年直接投資が急増しているベトナムへの進出が全国平均に比べてもより比率がやや高くなっている傾向が見てとれる。

第 3 節 アジアの繊維産業と日本（注 15）

1. ASEAN における繊維産業概観

ASEAN 諸国を中心に繊維産業を概観した場合、インドネシア、タイの 2 カ国は川上（天然・化学繊維の製造、紡績）、川中（織布・編立、染色・プリント・仕上げ加工など）、川下（衣類やその他繊維製品の縫製）の工程について国内で一貫した生産をおこなう体制をもっている。インドネシアは ASEAN 最大の合成繊維生産国であり、国内需要向けが多くなっている（注 16）。タイは輸出向け縫製品の競争力が低下する一方（注 17）、自動車産

業向け用途が増えている。インドネシア、タイ以外の ASEAN8 カ国は川上、川中の工程について国内需要を賄うことができないため輸入に頼ることになるが、特に生地については中国が主要な供給国となっている。後述の原産地規則 2 工程基準を満たすため生地を自国内で調達できるのは中国、韓国、台湾の他、ASEAN ではインドネシア、タイであり、その他の国は主に輸入に頼ることになる。

表 6 東アジア各国繊維産業の工程別競争力と主な輸出入先

	川上	川中	川下	生地の供給元	衣類の輸出先
インドネシア	◎	◎	◎	国内、中、韓、香	米、独、日
タイ	◎	◎	◎	国内、中、台、韓	米、日、独
マレーシア	○	○	○	中、台、尼、日	米、独、日
フィリピン	△	△	○	中、韓、台	米、日、独
ベトナム	○	○	◎	中、韓、台、日	米、日、韓
カンボジア	×	×	○	中、台、香	米、英、加
ミャンマー	×	×	△	中、泰、韓、日	日、韓、独
ラオス	×	×	△	泰、中、馬	英、独、米
シンガポール	△	△	△	中、馬、泰	尼、米、馬
ブルネイ	×	×	×	-----	
中国	◎	◎	◎	国内、日、台、韓	米、日、香
韓国	◎	◎	○	国内、中、越、日	日、中、米
台湾	◎	◎	○	国内、中、日、韓	米、英、UAE

(注) 川上：繊維製造、紡績、川中：織布・編立、染色・プリントなど、川下：縫製（衣類その他製品）
(出所) 明日山陽子[2014] p.207 より。

ベトナムには川上、川中工程があるが、川下工程の縫製業により競争力がある。衣類輸出額が伸びており、現在 ASEAN 最大である約 150 億ドル（2012 年）となっている（図 3 参照）。CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）の 3 カ国は、川上、川中工程をほとんど持たず、委託加工型の輸出向け縫製業に集中している。このうち韓国系、中国系縫製業企業が集中するカンボジアの衣類輸出額は 43 億ドル（2012 年）となっており、カンボジアの総輸出額の 50%以上を占めている。今後 ASEAN 各国における人件費レベルの高騰も考えられるが、より労働集約的な川下工程の縫製業が低コスト指向がより強いことから、

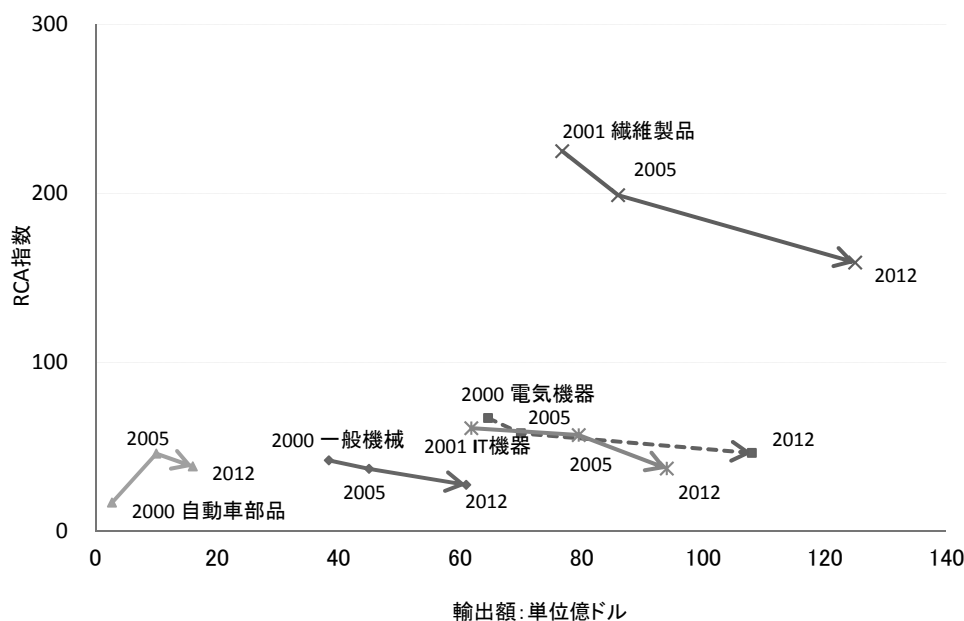
ASEAN 域内ではベトナム、カンボジアに次いで今後はミャンマー、ラオスといった国に縫製業が進出する可能性が高い。

＜参考＞ASEAN 各国の繊維産業と他産業の輸出競争力（RCA）と輸出額推移

各国の繊維産業とその他産業の輸出競争力を示すため、RCA（顕示比較優位指数）が 100 以上であれば輸出競争力があると判断する。また横軸には時系列の輸出額を示しており、その産業が輸出において成長産業か衰退産業なのかも同時に分かるようにしてある。

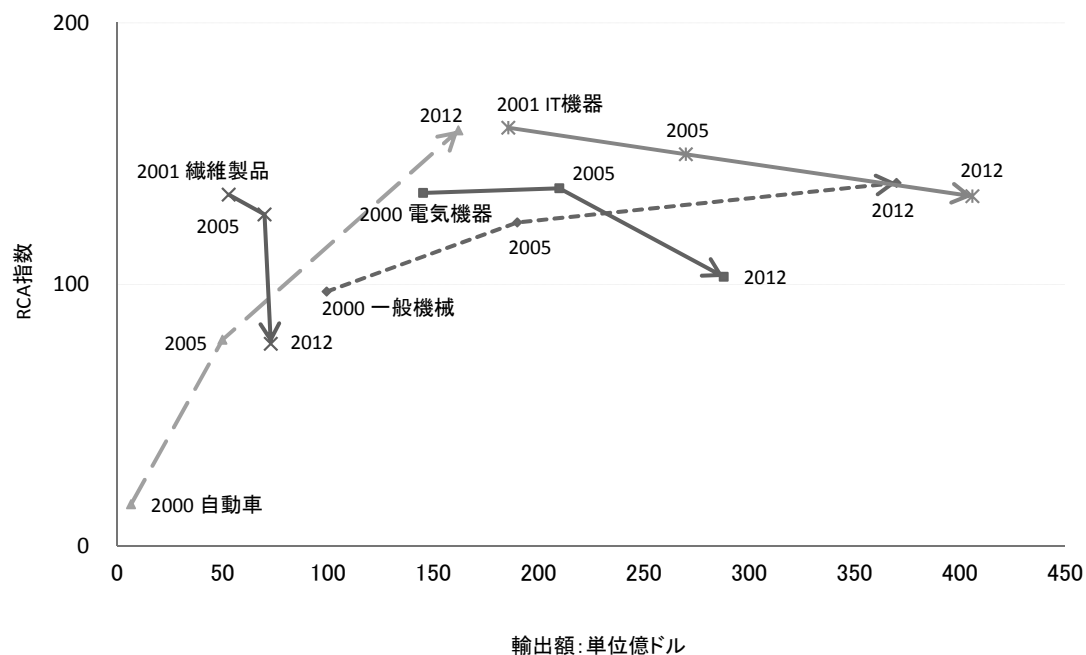
ここではインドネシア、タイ、ベトナムの 3 カ国を例として取り上げている。インドネシアにおける繊維産業は主要輸出産業であり、輸出額が増大している。他の工業製品は ASEAN 各国のような外資誘致輸出指向型の傾向は示しておらず、むしろ内需型である。しかしながらインドネシアの輸出に占める資源の比率は 40%以上であり、RCA 指数の定義から輸出競争力として低く示されることになる。タイにおける繊維製品の輸出額は増大傾向にはないが、70 億ドル程度を維持している。タイは自動車、IT 機器などの輸出の伸張が著しく、今後労働集約的な繊維製品の川下工程は相対的に縮小してゆくと考えられる。ベトナムは ASEAN の中で最も顕著な繊維製品の輸出拡大が見られる。一方他の産業では韓国サムスンの大型投資以来、IT 機器（スマートフォン）の輸出額が繊維製品をしのぐ伸びを示し最大の輸出品目となっている。

図 1 インドネシアにおける産業別 RCA 指数、輸出額の時系列変化



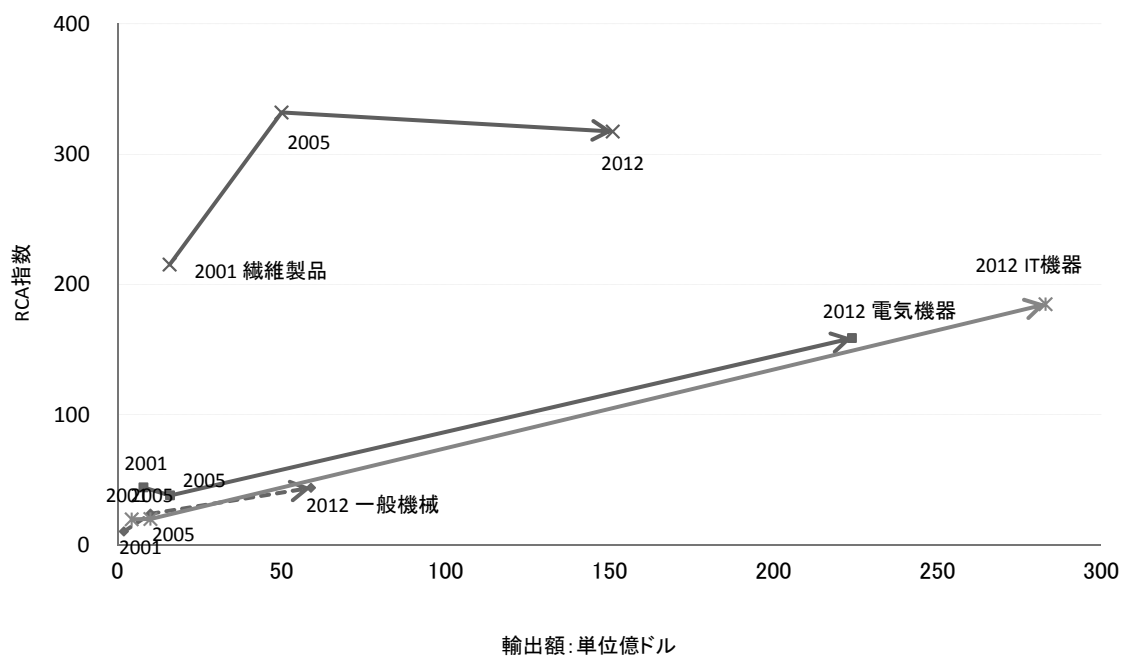
（出所）春日[2014]（原資料）ITI 財別国際貿易マトリックス（2001 年版～2009 年版）、UNCOMTRADE より作成。

図 2 タイにおける産業別 RCA 指数、輸出額の時系列変化



(出所) 春日[2014] (原資料) ITI 財別国際貿易マトリックス (2001 年版～2009 年版)、UNCOMTRADE より作成。

図 3 ベトナムにおける産業別 RCA 指数、輸出額の時系列変化



(出所) 春日[2014] (原資料) ITI 財別国際貿易マトリックス (2001 年版～2009 年版)、UNCOMTRADE より作成。

2. 日本の繊維製品輸入先の推移

日本が輸入している繊維製品（注 18）の相手国別の輸入額、シェアの推移は下記の通りである。中国からの輸入が圧倒的なシェアを持っており約 79%（2012 年）を占めている。但し ASEAN 各国からの輸入は増加傾向にあり、ASEAN 合計のシェアは 10%を超えてきている。中でもベトナムからの輸入が急増しており、個別国別でも中国に次いで 2 番目の輸入相手国となっている。アジア以外からの輸入についてはイタリアが最も多いが、高級品を中心とした衣類が主であると考えられる。

表 7 日本の繊維製品主要輸入相手国と輸入額の推移（百万ドル）

国・地域	2012 年	シェア	2009 年	シェア	2006 年	シェア
世界	36,132	100.0%	27,138	100.0%	25,019	100.0%
中国	28,427	78.7%	23,349	86.0%	20,798	83.1%
ASEAN10	3,898	10.8%	1,785	7.6%	1,300	5.2%
ベトナム	2,301	6.4%	1,113	4.1%	685	2.7%
インドネシア	683	1.9%	184	0.7%	171	0.7%
タイ	493	1.4%	304	1.1%	287	1.1%
イタリア	829	2.3%	718	2.6%	962	3.8%

（注）SITC 分類（“Textile”）による。ミャンマー、バングラデシュは統計なし。

（出所）RIETI-TID2012 より筆者作成。

中国が圧倒的なシェアを持っている背景として、アパレル業界で言われる 1990 年以降の「暫 8」（関税暫定措置法第 8 条）を利用した、日本から生地を輸出、中国で縫製加工後の衣料品の輸入関税減免を前提とした「持ち帰り」加工貿易があった。ピーク時には日本から中国へ約 3,000 億円の生地輸出があったとされる。前述のように中国における川上、川中工程が充実することで、安価な中国製生地へ代替されるなど「暫 8」は縮小傾向にある（注 19）。また現在では中国における加工賃などの上昇が著しいため、前述のように川下の縫製工程はベトナムを中心に生産移転が部分的に進みつつあると考えられる。

3. 日本の繊維品輸入関税にかかわる基準

アジア新興国への生産移転にともない、日本のような先進国において輸入される繊維製品の関税の減免受けるためには、①発効済みの FTA/EPA の利用、②GSP（一般特惠関

税)の利用が考えられる。また CLM のような所得の低い後発開発途上国においては、LDC-GSP (特別特惠関税) が適用される。

この際、特惠原産地規則 (基準) の要件が大きな意味を持ち、迂回輸入などを防止し協定に基づく特惠貿易を運用することが重要となる。原産地決定方法として、①関税番号変更基準で繊維製品においては「緩やかなルール」とされる 1 工程基準は縫製のみで良い、2 工程基準は製織 (生地)・染色以降の工程を締結国で要生産、最も厳格な (米国の FTA で見られる) 3 工程基準 (ヤーンフォーワード) は製糸以降の工程が締結国で要生産、となる。またもう 1 つの要件として、②付加価値基準は一定の付加価値 (コスト) が加わったかで原産性を判断するものである。

表 8 日本の品目別繊維製品輸入関税率と特惠・AJCEP 税率適用の原産地規則

	MFN 税率	GSP 税率	LDC- GSP税率	GSP の原産地規則		EPA 税率	AJCEP の原産地規則	
				工程数	具体的工程		工程数	具体的工程
織物(HS50-55)	ゼロ- 12.6%	ゼロ- 8%	ゼロ	2	繊維・糸・織物	ゼロ	2	繊維・糸・織物
HS50-60			ゼロ	品目別	品目による	ゼロ	品目別	品目による
ニット製衣類 (HS61)	5- 10.9%	GSP 対象外	ゼロ	2	糸・織物・衣類	ゼロ	2	糸・織物・衣類
布帛(ふはく)製衣類 (HS62)	5.4- 12.8%	GSP 対象外	ゼロ	1	織物→衣類	ゼロ	2	糸・織物・衣類
繊維製品 (HS63)	ゼロ- 10.9%	ゼロ- 6.32%	ゼロ	3	繊維→糸→ 織物→繊維製品	ゼロ	2	糸・編物織物 ・繊維製品

(注) GSP 税率には一部例外 (ゼロ関税もしくは対象外) の品目あり。

ニット製衣類の GSP 原産地規則は 1 工程に変更される予定あり。

(出所) 明日山陽子[2014] p.215 より。

上記は日本の GSP と AJCEP (日アセアン EPA) の原産地規則を比較しているが、繊維製品の品目によっては工程基準が異なる場合がある。EPA (AJCEP) の原産地規則では工程数がほぼ 2 工程で統一されているのに対して、GSP では HS コードの異なる品目では 1 工程から 3 工程と違うケースがある。また GSP については、日本は一般 GSP の特惠受益国 (対象国) は 145 カ国、LDC-GSP の特惠受益国は 48 カ国となっている (注 20)。GSP の制度は日本、EU、米国において異なった運用がされている。また EPA と違い GSP は特惠受益国の所得水準などにより、特惠の適用除外とする「卒業規定」が設けられているが、この規定についても日本、EU、米国で異なっている (注 21)。

表 9 日本と ASEAN 各国の EPA による繊維分野の合意内容

		ASEAN6 + ベトナム						CLM3 カ国			
		SIN	MAS	THA	INA	BRU	PHI	VIE	CAM	LAO	MYA
二国間 EPA	関税 譲許	即時撤廃					*1	二国間 EPA なし 日本向けは LDC-GSP の 適用			
	原産地 規則	2 工程基準を基本とした品目別規則（PSR）									
AJCEP	関税 譲許	即時撤廃				*2	*3	大半の品目が 10-18 年後に 関税撤廃（一部例外あり）			
	原産地 規則	2 工程基準を基本とした品目別規則（PSR）									

(注) 関税譲許 (自由化) の記載は ASEAN 相手国の輸入関税について。日本側は即時撤廃。
インドネシアは AJCEP に合意はしているが、発効はしていない。

*1 大半の品目が 10-12 年後に関税撤廃

*2 一部の品目で 4-10 年後に関税撤廃

*3 大半の品目が 10-15 年後に関税撤廃

一般規則として日本と ASEAN 各国で締結された EPA の原産地規則は、①関税番号変更基準 (CTC) もしくは、②付加価値基準 (RVC)、が適用される。品目別規則 (PSR) では、関税番号変更基準もしくは加工工程基準 (SP) (ここでは 2 工程基準) のいずれかを選択することになる。また関税番号変更基準における救済措置として原産地規則の特別規定であるデミニマスルールがあり、繊維分野 (HS50-63) では僅少の非原産材料の重量が製品の 7%以下の場合、原産判定の際に考慮しなくて良い (注 22)。

繊維分野において、ASEAN 各国との二国間 EPA と ASEAN との包括的 EPA (AJCEP) の並列的な存在については、二国間 EPA は日本製素材を使った持ち帰り加工に利用でき、また AJCEP は ASEAN 域内の中間財移動を前提に、川上、川下工程の強い国からの素材供給と、加工賃の安い CLM における縫製といった分業に利用するなどの使い分けも可能であろう。

4. 北陸繊維企業による FTA/EPA 利用例

北陸地域における海外展開をおこなっている繊維関連企業は、どのように FTA/EPA を利用、活用しているのだろうか。福井県に本社をおく A 社は、東証 1 部上場、連結売上約 1,000 億円、グループ企業約 6,000 名 (そのうち海外 3,000 名) の企業である。事業内容は、創業時の繊維品の染色事業から多角化発展し、自動車用シート材、ファッション系繊維

維製品、電磁波シールド材、ハウジング材、マットレス、化粧品、といった製品に広がりをもつ。このうち自動車用シート材は事業の約半分を占め、国内トップシェアである。

海外生産拠点はタイ、中国、ブラジル、米国、インドネシア、インドにありグローバル化が進んでいる。自動車用シート材が主事業であることから、海外拠点も日系自動車産業の海外展開との関連が大きくなっている。FTA/EPA については日本からの輸出、日本への輸入、海外拠点同士の利用に実績がある。

表 10 A 社の国内外生産拠点間における FTA/EPA 利用実績

輸入国 輸出国	日本	タイ	インド	インドネシア	中国	アメリカ
日本		日タイ △	日インド 実績なし	日インドネシア △	未締結	未締結
タイ	日タイ ○		AIFTA △	AFTA ○	ACFTA 実績なし	未締結
インド	日インド 実績なし	AIFTA 実績なし		AIFTA 実績なし	未締結	未締結
インドネシア	日インドネシア 実績なし	AFTA 実績なし	AIFTA △		ACFTA 実績なし	未締結
中国	未締結	ACFTA ◎	未締結	ACFTA 実績なし		未締結
アメリカ	未締結	未締結	未締結	未締結	未締結	

(注) 国名は海外拠点設置国。◎○△は利用実績のある場合、物量の大きさを示す。

(出所) A 社からの情報提供に基づき筆者作成。

A 社の日本および海外の 6 生産拠点間の取引 (30 通りの組み合わせ) のうち、FTA/EPA を利用しているのは 7 ケースであった。このうちタイを輸出入国とするのが 5 ケースで最も多い。日本ータイ、日本ーインドネシアの取引には、AJCEP ではなく二国間 EPA が利用されている。FTA/EPA を利用した取引の品目は、①原料、②中間財 (原糸・生地など)、③中間財 (加工品) に分けられる。最も物量が大きかったのは、中国を輸出国、タイを輸入国として ACFTA を利用した取引で、品目は中間財 (加工品) に当たる。

北陸の繊維業界の中で A 社は大手企業であり、川中工程にあたる製品を中心とし主たる顧客が自動車関連産業となっている。そのため同社の海外事業は、日系自動車メーカーのグローバル展開とも大きな関連を持ち、そのサプライチェーンの一部を構成している。こうした状況から、FTA/EPA の利用については情報へのアクセスなどが比較的容易であったとも言える。一方、繊維業界の中でもアパレル・衣料を最終製品とする、特に川下工程に特徴をもった企業は相対的に小規模な企業が多く、海外取引における FTA/EPA の利用度、利用方法については不明な点が多い。今後の課題としては、北陸三県における中堅・中小繊維関連企業を対象に FTA/EPA 利用を国際化調査の項目とし、これを分析することである。

おわりに

日本企業のグローバル化は裾野が広がりつつあり、製造業である自動車、電機・電子産業などが中心であった時代から、サービス業を含めた多種多様な業種においても海外展開を目指す企業が増えている。その中で、中小・零細企業の多い地方では経営資源、情報量などの点で不利な面が多いとされてきた。今回テーマとした北陸地域の繊維産業においても、長期の国内景況下降トレンドのもとで小規模の企業が単独に海外展開をおこなうのは経営リスクがともなうと一般的には考えている。

しかしいくつかの特徴が見られた。①繊維産業独特の工程の分業構造から、川上工程の企業の海外展開に川中、川下工程の企業が追随しており、現時点では中国が主力である。②労働集約的な川下工程は日本企業に限らず、ベトナムなど ASEAN 諸国への生産の分散がおこりつつある。③業容が多角化し大企業である繊維企業は、ASEAN を中心とした FTA/EPA の利用が生産拠点間で活発化しており、そのハブとなっているのはタイである。

現在、地方経済の活性化が求められているが、繊維産業に限らず地方の産業の特性を生かすことが重要と思われる。地域の地方自治体、経済団体などの取り組みも十分とは言えず、アウト・バウンド、イン・バウンド双方のニーズに対応した戦略と政策をもたなければならぬだろう。

<注>

1. 内閣府『県民経済計算』など。
2. 経済産業省『工業統計調査』など。
3. 繊維機械、建設機械、工作機械などが中心となる。
4. 図表 1 と同一の資料から。
5. 南保[2013] pp.34-35。
6. 東レ合繊クラスターHP <http://www.gosen-cluster.com/index.html>
7. 伊集院[2011]など。
8. 南保[2013] p.37 および『事業所統計調査』。
9. 日経ビジネス 2012 年 9 月 11 日付け。
10. 北陸 AJEC[2014] p.21。これを補完するためのアンケート調査がおこなわれたが反映できなかった。聞き取り調査では名古屋港、神戸港の利用が多いと思われる。
11. 北陸 AJEC[2014] pp.15-18。
12. 同上、pp.18-19。
13. 同上、pp.22-23。
14. 福井県、JETRO、福井県立大学などの合同調査による。
15. 本節は ITI 季報 99 号に掲載した研究ノート「ASEAN の繊維産業と日本」を加筆修正した。
16. 北陸 AJEC[2014] p.218。
17. 次項参考を参照のこと。
18. このうち約 8 割が衣類と考えられる。
19. 暫 8 では縫製価額部分に課税されていた関税 10%が、EPA（日越、AJCEP）の発効によって 0%になったことも一つの理由。
20. 椎野幸平[2013]
21. 「国別卒業」「品目別卒業」があり、世界銀行の国別所得分類、特惠輸入額やその世界シェアなどが日本、EU（新 GSP 制度）、米国で基準として設けられている。
22. 日タイ、AJCEP においては 10%。

<参考文献>

- 明日山陽子「ASEAN 繊維産業の現状と北陸企業のビジネス機会」北陸 AJEC『ASEAN 経済の動向と北陸企業の適応戦略』北陸 AJEC－アジア経済研究所連携研究事業報告書、2014 年。
- 伊集院秀樹「EPA とビジネスチャンス（繊維分野を例にした EPA の活用について）」EPA 特定原産地証明書発給セミナー資料、2011 年。
- 春日尚雄『ASEAN シフトが進む日系企業－統合一体化するメコン地域－』文眞堂、2014 年。
- 椎野幸平「アジア新・新興国への進出と GSP の活用」ジェトロ、2013 年。

北陸環日本海経済交流促進協議会（北陸 AJEC）ほか『ASEAN 経済の動向と北陸企業の適応戦略』北陸 AJEC－アジア経済研究所連携研究事業報告書、2014 年。

北陸産業競争力協議会『北陸産業競争力強化戦略』北陸産業競争力協議会報告書、2014 年。

南保勝『地方圏の時代』晃洋書房、2014 年。

〔禁無断転載〕

企業の FTA 活用策 報告書

発行日 平成 27 年 3 月

編集発行 一般財団法人 国際貿易投資研究所

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

Tel : (03) 5148-2601 Fax : (03) 5148-2677
